

防災基本計画 新旧対照表

資料 1 - 3

第1編 総則

修正前

修正後

第1編 総則

第1章 本計画の目的と構成

(略)

○これまで、災害発生原因の制御、予知、予測と耐災環境の整備に、科学技術の活用と資源の投入を図ってきたが、災害の根絶には限界があり、時として多大な人命並びに財産を失ってきている。

(略)

○災害対策基本法（以下、「法」という。）に基づくこの計画は、震度7を記録し6千3百人を数える死者・行方不明者をもたらした阪神・淡路大震災など近年経験した大規模な災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、我が国において防災上必要と思料される諸施策の基本を、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項の指針を示すことにより、我が国の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

○本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を震災対策編、第3編を風水害対策編、第4編を火山災害対策編、第5編を雪害対策編、第6編を海上災害対策編、第7編を航空災害対策編、第8編を鉄道災害対策編、第9編を道路災害対策編、第10編を原子力災害対策編、第11編を危険物等災害対策編、第12編を大規模な火事災害対策編、第13編を林野火災対策編とし、それぞれ災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に述べている。また、第14編は、その他の災害に共通する対策編として、多くの災害対策に比較的共通する事項を記述し、第2編から第13編までの個別の災害に対する対策についても、必要に応じ、その記述によることとしている。第15編では、防災業務計画、地域防災計画において重点をおくべき事項を掲げている。

第1編 総則

第1章 本計画の目的と構成

(略)

○これらの災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、国土及び国民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、国民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。

(略)

○災害対策基本法（以下、「法」という。）に基づくこの計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、我が国において防災上必要と思料される諸施策の基本を、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項の指針を示すことにより、我が国の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

○本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を地震災害対策編、第3編を津波災害対策編、第4編を風水害対策編、第5編を火山災害対策編、第6編を雪害対策編、第7編を海上災害対策編、第8編を航空災害対策編、第9編を鉄道災害対策編、第10編を道路災害対策編、第11編を原子力災害対策編、第12編を危険物等災害対策編、第13編を大規模な火事災害対策編、第14編を林野火災対策編とし、それぞれ災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に述べている。また、第15編は、その他の災害に共通する対策編として、多くの災害対策に比較的共通する事項を記述し、第2編から第14編までの個別の災害に対する対策についても、必要に応じ、その記述によることとしている。第16編では、防災業務計画、地域防災計画において重点をおくべき事項を掲げている。

○地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものとがあるが、第2編「地震災害対策編」は、主として揺れによるものを対象と

第1編 総則

修正前	修正後
	<u>して記述し、第3編「津波災害対策編」は、主として津波によるものを対象として記述している。両者は重なるところもあるので、両編合わせて震災対策のために活用されるべきものである。</u>

第1編 総則

修正前	修正後
<p>第2章 防災の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>○周到かつ十分な災害予防</p> <p>(略)</p> <p><u>・発災時の災害応急対策，その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備，施設・設備・資機材等の整備・充実，食料・飲料水等の備蓄，防災訓練の実施等</u></p> <p>(略)</p> <p>・予知・予測研究，工学的，社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進，<u>観測の充実・強化，及び</u>これらの防災施策への活用</p> <p>○迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p><u>・大規模な事故が発生した場合等における速やかな情報の連絡</u></p> <p>・発災直後の被害規模の早期把握，<u>災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達，並びにそのための通信手段の確保</u></p> <p>・災害応急対策を総合的，効果的に行うための関係機関等の活動体制の確立，<u>並びに他機関との連携による応援体制の確立</u></p> <p><u>・災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動</u></p> <p>(略)</p> <p>・被災者の安全な避難場所への誘導，避難場所の適切な運営管理，応急仮設住宅等の提供等避難収容活動</p> <p>(略)</p> <p>・被災者の生活確保に資するライフライン，交通施設等の施設・設備の応急復旧</p>	<p>第2章 防災の基本方針</p> <p>(略)</p> <p><u>○先に述べたように，災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから，災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし，たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し，また経済的被害ができるだけ少なくなるよう，さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>○周到かつ十分な災害予防</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>・予知・予測研究，工学的，社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進<u>及び</u>観測の充実・強化<u>並びに</u>これらの<u>成果の情報提供及び</u>防災施策への活用</p> <p><u>・発災時の災害応急対策，その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備，施設・設備・資機材等の整備・充実，食料・飲料水等の備蓄，防災訓練の実施等</u></p> <p>○迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>・発災直後の被害規模の早期把握，災害情報の迅速な収集及び伝達，通信手段の確保，<u>災害応急対策を総合的，効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制</u>の確立</p> <p>(略)</p> <p>・被災者の安全な避難場所への誘導，避難場所の適切な運営管理，応急仮設住宅等の提供等避難収容活動，<u>被災者等への的確な情報伝達</u></p> <p>(略)</p> <p>・<u>災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動，被災者の生活確保や地域の産業活動の維持</u>に資するライフライン，交通施設等の施設・設備の応急復旧，<u>二次災害の防止</u></p>

第1編 総則

修正前	修正後
<p>・流言，飛語等による社会的混乱を防ぎ，適切な判断と行動を促す，被災者等への的確な情報伝達 (略)</p> <p>・ボランティア，義援物資・義援金，海外からの支援の適切な受入れ</p> <p>○適切かつ速やかな災害復旧・復興 (略)</p> <p>・被災施設の迅速な復旧 (略)</p> <p>・迅速かつ適切ながれき処理 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>・ボランティア，義援物資・義援金，海外等からの支援の適切な受入れ</p> <p>○適切かつ速やかな災害復旧・復興 (略)</p> <p>・被災施設の迅速な復旧，<u>そのための広域応援</u></p> <p>(略)</p> <p>・迅速かつ適切な<u>災害廃棄物</u>処理 (略)</p>

第1編 総則

修正前	修正後
<p>第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応</p> <p>○近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりがみられるが、国、公共機関及び地方公共団体は、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。</p> <p>・都市化の急速な進展に伴い、<u>人口の密集、危険地域への居住地の拡大、高層ビル、地下街の発達等がみられる。これらの対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成を図るとともに、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、高層ビル、地下街等の安全確保対策等を講ずる必要がある。</u></p> <p>・高齢者（とりわけ独居老人）、障害者、外国人等いわゆる災害時要援護者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、災害時要援護者関連施設<u>の災害に対する安全性の向上を図る必要がある。</u></p> <p>・ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられるが、これらの災害発生時の被害は、日</p>	<p>第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応</p> <p>○<u>人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。</u>国、公共機関及び地方公共団体は、<u>社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて</u>十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。</p> <p>・<u>国土における人口の偏在状況に拍車がかかっている。都市部では、人口の密集、危険な地域への居住、高層ビルの増加等がみられ、これらへの対応として、災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、高層ビル等の安全確保対策等を講ずる必要がある。一方、人口減少が進む中山間地域や漁村等では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられ、これらへの対応として、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援、地場産業の活性化等の対策が必要である。</u></p> <p>・高齢者（とりわけ独居老人）、障害者、外国人等いわゆる災害時要援護者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、災害時要援護者関連施設が<u>災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、</u>災害に対する安全性の向上を図る必要がある。<u>また、平常時から災害時要援護者の所在等を把握し、発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。</u></p> <p>・<u>国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに、在日・訪日外国人が増加している。災害の発生時に、災害時要援護者としての外国人にも十分配慮するとともに、世界における我が国経済の信用力を強化する観点からも、我が国の中枢機能を担う大都市圏等における防災体制を強化する必要がある。</u></p> <p>・ライフライン、コンピュータ、<u>携帯電話やインターネットなどの</u>情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられるが、</p>

第1編 総則

修正前	修正後
<p>常生活，産業活動に深刻な影響をもたらす。このため，これらの施設の耐災化を進めるとともに，補完的機能の充実が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>・男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>これらの災害発生時の被害は，日常生活，産業活動に深刻な影響をもたらす。このため，これらの施設の耐災化を進めるとともに，補完的機能の充実が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>・<u>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図る</u>ため，防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p> <p>(略)</p>

第1編 総則

修正前	修正後
第4章 防災計画の効果的推進 (略)	第4章 防災計画の効果的推進 (略)

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>第2編 地震災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 <u>地震に強い国づくり，まちづくり</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は，地域の特性に配慮しつつ，地震に強い国づくり，まちづくりを行うものとする。なお，本基本計画によるほか，地震防災対策強化地域においては，地震防災基本計画に基づき，東南海・南海地震防災対策推進地域においては，東南海・南海地震防災対策推進基本計画に基づき，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき地震防災に関する措置を実施するものとする。</u></p> <p>○大規模地震は，想定される被害が甚大かつ深刻であるため，発生までの間に，国，地方公共団体，関係機関，住民等が，様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため，特定の大規模地震について，国は，予防対策から発災時の応急対策，復旧・復興対策までを視野に入れた地震防災対策のマスタープランである地震対策大綱を策定する。さらに国は，期限を定めて定量的な減災目標を設定し，減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた地震防災戦略を策定し，地震防災対策を推進するものとする。また，その達成状況については，定期的にフォローアップを行うものとする。さらに，減災目標の達成のためには，地方公共団体の参画と連携が不可欠であり，関係地方公共団体は，地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるもの</p>	<p>第2編 地震災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 <u>想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は，地震災害対策の検討に当たり，科学的知見を踏まえ，あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し，その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>○地震の想定に当たっては，古文書等の資料の分析，地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて，できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお，地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は，被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため，具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際，今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに，地域性の考慮，複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また，自然現象は大きな不確定要素を伴うことから，想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。</u></p> <p>○大規模地震は，想定される被害が甚大かつ深刻であるため，発生までの間に，国，地方公共団体，関係機関，住民等が，様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため，特定の大規模地震について，国は，<u>上述の被害想定に基づき</u> 予防対策から発災時の応急対策，復旧・復興対策までを視野に入れた地震防災対策のマスタープランである地震対策大綱を策定する。さらに国は，期限を定めて定量的な減災目標を設定し，減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた地震防災戦略を策定し，地震防災対策を推進するものとする。また，その達成状況については，定期的にフォローアップを行うものとする。さらに，減災目標の達成のためには，地方公共団体の参画と連携が不可欠であり，関係地方公共団体は，地震防災戦略を踏まえた地域目</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>とする。</p> <p>○地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、<u>関係地方公共団体は、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。</u></p> <p>1 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方 (略)</p> <p>2 地震に強い国づくり</p> <p>○国は、国土形成計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 首都の防災性の向上等</p> <p>○国及び首都圏を構成する地方公共団体は、首都圏の果たす中枢機能の重要性にかんがみ、首都圏における都市防災構造化対策等防災対策を推進するものとする。<u>また、国は、首都機能の移転の具体化に向けて積極的な検討を行うとともに、首都圏に過度に集中している諸機能の分散に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 地震に強い国土の形成</p>	<p>標の策定に努めるものとする。<u>また、国は、原子力発電所等が設置されている地域において想定地震を検討する際には、安全性に配慮する観点からも、地震の震源域についてのより詳細な調査分析を行うものとする。</u></p> <p>○<u>関係地方公共団体は、</u>地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。</p> <p>○<u>地震防災対策強化地域においては、地震防災基本計画に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域においては、東南海・南海地震防災対策推進基本計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき地震防災に関する措置を実施するものとする。</u></p> <p><u>第2節 地震に強い国づくり、まちづくり</u></p> <p>1 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方 (略)</p> <p>2 地震に強い国づくり</p> <p>○国は、国土形成計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。<u>特に、海溝型巨大地震が発生した場合の地震災害対策の立案に当たっては、被災地のみへの対応では限界があることから、日本全国を見据えた道路、鉄道、港湾の整備など国土全体のグランドデザインの観点からの検討を行う必要がある。</u></p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計や<u>国土ミッシングリンクの解消等</u>ネットワークの充実、<u>施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化</u>などにより耐震性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 首都の防災性の向上等</p> <p>○国及び首都圏を構成する地方公共団体は、首都圏の果たす中枢機能の重要性にかんがみ、首都圏における都市防災構造化対策等防災対策を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地震に強い国土の形成</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>3 地震に強いまちづくり</p> <p>(1) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 建築物の安全化</p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等を図るものとする。</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>○国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>○ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 崖地、液状化対策</p> <p>(略)</p> <p>○国、地方公共団体及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を図るものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>3 地震に強いまちづくり</p> <p>(1) 地震に強い都市構造の形成</p> <p>(略)</p> <p><u>○国土交通省及び地方公共団体は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 建築物の安全化</p> <p>(略)</p> <p>○国、地方公共団体及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、超高層ビルにおける長周期地震動対策を講じるものとする。</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>○<u>ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、</u>国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>○ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化、<u>液状化対策、地震災害</u>後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 崖地、液状化対策</p> <p>(略)</p> <p>○国、地方公共団体及び公共・公益施設の管理者は、<u>埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等</u>を図るとともに、<u>施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、</u>地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。<u>また、</u>大規模開発に当たっては十分な連絡・調整</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(5) 危険物施設等の安全確保</p> <p>○国及び地方公共団体は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及、徹底 (略)</p> <p>2 防災知識の普及、訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、<u>震災時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。</u></p> <p>○国〔内閣府、気象庁等〕は、我が国のおかれた自然条件等についての国民の正しい理解を得るため、地震活動、プレート活動、活断層等に関する広報資料の作成等に努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 防災関連設備等の普及 (略)</p> <p>(3) 防災訓練の実施、指導</p>	<p>を図るものとする。<u>さらに、国及び地方公共団体は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、国民への適切な情報提供等を図るものとする。</u></p> <p>(5) 危険物施設等の安全確保</p> <p>○国及び地方公共団体は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、<u>護岸等の耐震性の向上</u>、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え (略)</p> <p><u>《第1章第5節へ移動》</u></p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及、徹底 (略)</p> <p>2 防災知識の普及、訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、<u>地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3日分の食料、飲料水、<u>携帯トイレ、トイレトーパー</u>等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、<u>負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀</u>等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策 ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動 ・災害時の家族内の連絡体制の確保 <p>○国〔内閣府、<u>国土地理院</u>、気象庁等〕は、我が国のおかれた自然条件等についての国民の正しい理解を得るため、地震活動、プレート活動、活断層等に関する広報資料の作成、<u>提供</u>等に努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 防災関連設備等の普及 (略)</p> <p>(3) 防災訓練の実施、指導</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>○国及び地方公共団体は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮</p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。<u>このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練，事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 地震災害及び地震防災に関する研究及び観測等の推進</p>	<p>○国及び地方公共団体は，防災週間等を通じ，積極的<u>かつ継続的</u>に防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮</p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を<u>図り，消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実</u>を図るものとする。<u>また研修の実施などによる防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備などにより，</u>これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・<u>運用</u>するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の<u>実施</u>，事業所の耐震化・<u>耐浪化</u>，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，<u>燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施</u>するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害教訓の伝承</p> <p><u>○国〔内閣府，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般に閲覧できるように公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p>第4節 地震災害及び地震防災に関する研究及び観測等の推進</p> <p><u>(1) 地震及び地震防災に関する研究の推進</u></p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>○研究分野としては、地震そのものの理学的研究のみならず、長周期地震動を含め地震動が構造物に与える影響、耐震設計、構造物の耐震補強など工学的分野、災害時の人間行動や情報伝達など社会的分野について<u>の研究も積極的に</u>行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>○気象庁は、確実な緊急地震速報の発表のため、その体制及び施設、設備の充実を図る。また、国及び地方公共団体は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。</p> <p>1 情報の収集・連絡関係 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>防災情報共有プラットフォーム</u>）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国、地方公共団体は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線</p>	<p>(略)</p> <p><u>(2) 予測、観測の充実・強化等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 統合的研究の推進</u></p> <p>○研究分野としては、地震そのものの理学的研究のみならず、長周期地震動を含め地震動が構造物に与える影響、耐震設計、構造物の耐震補強など工学的分野、災害時の人間行動や情報伝達など社会的分野、<u>古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的な研究を</u>積極的に<u>行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 防災対策研究の国際的な情報発信</u></p> <p>○<u>災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、国及び地方公共団体は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>《第1章第2節から移動》</u></p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (略)</p> <p><u>1 災害発生直前対策関係</u></p> <p><u>《第1章第2節の1から移動》</u></p> <p>○気象庁は、確実な緊急地震速報の発表のため、その体制及び施設、設備の充実を図る。また、国及び地方公共団体は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</u></p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>総合防災情報システム</u>）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p><u>○国〔内閣府〕等は、地震発生時の被害規模を早期に評価するため、適切な被害想定手法を組み込んだ地理情報システムを整備するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、<u>衛星携帯電話</u>、衛星通信、インターネットメー</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。また、国及び地方公共団体は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、震度情報ネットワークその他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</p> <p><u>○気象庁は、確実な緊急地震速報の発表のため、その体制及び施設、設備の充実を図る。また、国及び地方公共団体は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用手法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制</p>	<p>ル、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。また、国及び地方公共団体は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、震度情報ネットワーク、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u>その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</p> <p><u>《第1章第5節の1へ移動》</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>(4) 職員の体制</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、<u>専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成</u>、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の実情を踏まえ、<u>災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した</u>応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用手法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>○災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関、地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等、<u>消防相互応援体制の整備に努めるとともに</u>、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。</p>	<p>○災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関及び地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。<u>相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>○厚生労働省及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>○国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、<u>燃料</u>及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 都道府県等と自衛隊との連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に<u>書面にて</u>連絡しておくものとする。</p> <p><u>(7) 公的機関等の業務継続性の確保</u></p> <p><u>○国、地方公共団体等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制</u></p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(4) 防災中枢機能等の確保，充実</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設，設備の充実及び災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備，推進に努めるものとする。その際，物資の供給が相当困難な場合を想定した食料，飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>○国，公共機関，地方公共団体及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に係る機関は，保有する施設，設備について，代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り，停電時でも利用可能なものとするよう努めるものとする。</p> <p>○国〔内閣府等〕は，立川広域防災基地の整備を図るとともに，東京湾臨海部及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備を推進する。また，国は地方公共団体と協力して，地震災害に対し迅速かつ的確に対応できるよう，広域的な防災の連携の方策について検討するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国〔防衛省，海上保安庁〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び地方公共団体は，負傷</p>	<p><u>の見直し，計画の改訂などを行うものとする。</u></p> <p>(8) 防災中枢機能等の確保，充実</p> <p>○国，公共機関，<u>地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関</u>は，それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設，設備の充実及び災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備，推進に努めるとともに，<u>保有する施設，設備について，代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り，十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。</u>その際，物資の供給が相当困難な場合を想定した食料，飲料水，<u>燃料</u>等の適切な備蓄・<u>調達・輸送体制の整備，通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府等〕は，立川広域防災基地<u>及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の運用体制の強化</u>を図るとともに，京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備を推進する。また，国は地方公共団体と協力して，地震災害に対し迅速かつ的確に対応できるよう，広域的な防災の連携の方策について検討するものとする。</p> <p><u>○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港に防災拠点を整備するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努め，<u>操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</u></p> <p>(1) 救助・救急活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国〔<u>警察庁</u>，防衛省，海上保安庁〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，<u>独立行政法人国立病院機</u></p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の实情に応じて、災害時における拠点医療施設を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国は災害時の医療関係者の役割、トリアージ（<u>治療の優先順位による患者の振り分け</u>）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>○国及び港湾管理者は、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難収容活動関係</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難場所</p> <p>○地方公共団体は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。避難場所と</p>	<p><u>構</u>及び地方公共団体は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の实情に応じて、災害時における拠点医療施設<u>となる災害拠点病院等</u>を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国は災害時の医療関係者の役割、トリアージ（<u>緊急度判定に基づく治療順位の決定</u>）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。<u>また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。</u></p> <p>○国及び港湾管理者は、発災後の<u>緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、関係機関と連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、港湾の危険物の除去、応急復旧等に</u>必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難収容及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し、<u>安否確認を行う</u>ため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より<u>災害時要援護者に関する情報の把握・共有</u>、避難誘導體制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 避難場所</p> <p>○地方公共団体は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。避難場所と</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>なる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努め、また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>○地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で、食料、水、<u>非常用電源</u>、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅等</p> <p>○国〔国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省〕及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>8 被災者等への的確な情報伝達活動関係</u></p> <p>(略)</p> <p>○国等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>なる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努め、また、避難場所として指定された<u>建築物</u>については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、<u>非常用電源、衛星携帯電話等の</u>通信機器等のほか、<u>空調、洋式トイレなど</u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>○地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で<u>地域完結型の備蓄施設を確保し</u>、食料、水、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅等</p> <p>○国〔国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、<u>環境省</u>〕及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 帰宅困難者対策</u></p> <p><u>○首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。</u></p> <p><u>《第1章第5節の8から移動》</u></p> <p><u>(5) 被災者等への的確な情報伝達活動関係</u></p> <p>(略)</p> <p>○国等は、発災後の経過に応じて<u>地方公共団体</u>、被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>○国及び地方公共団体は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して</u></p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係</p> <p>○地方公共団体は，大規模な地震が発生した場合の被害を想定し，必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し，それらの供給のための計画を定めておくものとする。また，備蓄を行うに当たって，物資の性格に応じ，集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○国〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕は，食料，水及び医薬品等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔農林水産省，経済産業省〕は，下記の物資について，調達体制の整備に特段の配慮をすることとし，その調達可能量については毎年度調査するものとする。</p> <p>食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，育児用調製粉乳 生活必需品…下着，毛布，作業着，タオル，エンジン発電機，<u>卓上コンロ，ボンベ</u></p>	<p><u>必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 <u>物資</u>の調達，供給活動関係</p> <p>○地方公共団体は，大規模な地震が発生した場合の被害を想定し，必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・<u>輸送</u>体制を整備し，それらの供給のための計画を定めておくものとする。また，備蓄を行うに当たって，<u>大規模な地震が発生した場合には，物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか</u>，物資の性格に応じ，集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。<u>なお，地方公共団体における上記の検討に資するため，国は，生活必需品等の物資のうち，生産拠点が被災することなどにより供給不足に陥る危険のあるものについて調査を行うものとする。</u></p> <p>○国〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕は，食料，水，<u>医薬品及び燃料</u>等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。<u>また，国〔経済産業省〕は，関係事業者による物資の調達・輸送に係る情報共有の取組みを促すものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国〔農林水産省，経済産業省〕は，下記の物資について，調達体制の整備に特段の配慮をすることとし，その調達可能量については毎年度調査するものとする。</p> <p>食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，育児用調製粉乳 生活必需品…下着，毛布，作業着，タオル，エンジン発電機，<u>カセットこんろ，カートリッジボンベ</u></p> <p><u>○国及び都道府県は，災害の規模等にかんがみ，被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう，物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻痺などにより，被災地方公共団体からの要請が滞る場合などに対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。</u></p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>7 施設、設備の応急復旧活動関係</p> <p>○国及び地方公共団体、公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</p> <p>(略)</p> <p>9 二次災害の防止活動関係</p> <p>(略)</p> <p>8 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p> <p>9 二次災害の防止活動関係</p> <p>1.0 海外からの支援の受入れ活動関係</p> <p>○海外からの支援については、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを、国〔内閣府、外務省、警察庁〕は発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府等〕はあらかじめ海外からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、その対応方針を定めておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府、外務省、農林水産省、警察庁等〕は、海外からの支援を受け入れる場合に必要となる諸手続きなどについては、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>1.1 防災関係機関の防災訓練の実施</p> <p>(1) 国における防災訓練の実施</p> <p>○国は、公共機関及び地方公共団体等と連携を強化し、大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>○国は、情報の収集、伝達訓練の充実を図るとともに、被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し機動力を生かした広域的地震災害応急対策訓練、及び現地本部設置訓練など、より実践的な防災訓練を実施するものとする。</p>	<p>7 応急復旧及び二次災害の防止活動関係</p> <p>○国、<u>公共機関</u>及び地方公共団体は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>《第1章第2編の9から移動》</u></p> <p>(略)</p> <p><u>《第1章第5節の5へ移動》</u></p> <p><u>《第1章第5節の7へ移動》</u></p> <p>8 海外等からの支援の受入れ活動関係</p> <p>○海外等からの支援 (<u>在日米軍からの支援を含む。以下同じ。</u>) については、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを、国〔内閣府、外務省、<u>消防庁</u>、警察庁、<u>防衛省</u>〕は発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府等〕はあらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、その対応方針を<u>関係省庁において</u>定めておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府、外務省、農林水産省、<u>消防庁</u>、警察庁、<u>防衛省</u>等〕は、海外等からの支援を受け入れる場合に必要となる諸手続きなどについては、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>9 防災関係機関の防災訓練の実施</p> <p>(1) 国における防災訓練の実施</p> <p>○国は、公共機関及び地方公共団体等と連携を強化し、<u>広域に被害が及ぶ</u>大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>○国は、情報の収集、伝達訓練の充実を図るとともに、<u>考えうるさまざまな被害を想定し</u>、被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し機動力を生かした広域的地震災害応急対策訓練、及び現地本部設置訓練など、より実践的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p><u>○自衛隊等の防災関係機関は、国と地方公共団体等との連携強化を図るため、国及び地方公共団体等が行う各種防災訓練に積極的に参加するもの</u></p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(2) 地方における防災訓練の実施 (略)</p> <p>(3) 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>○国、地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに<u>実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。</u></p> <p>○訓練後には<u>評価を行い</u>、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。</p> <p>1.2 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) 各種データの整備保全</p> <p>○国及び地方公共団体は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種データの総合的な整備保全(地籍、<u>建物</u>、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備) <p>(略)</p> <p>(2) 復興対策の研究 (略)</p> <p>(3) 地震保険制度の充実 (略)</p>	<p><u>とする。</u></p> <p>(2) 地方における防災訓練の実施 (略)</p> <p>(3) 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>○国、地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては、<u>訓練の目的を具体的に設定した上で</u>、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、<u>あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い</u>、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。</p> <p>○訓練後には<u>訓練成果を取りまとめ</u>、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う<u>とともに、次回の訓練に反映させるよう努めること。</u></p> <p>1.0 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) <u>災害廃棄物の発生への対応</u></p> <p>○国、地方公共団体等は、<u>地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。</u></p> <p>○国及び地方公共団体は、<u>大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 各種データの整備保全</p> <p>○国及び地方公共団体は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種データの総合的な整備保全 (<u>戸籍、住民基本台帳</u>、地籍、<u>建築物</u>、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備) <p>(略)</p> <p>(3) 復興対策の研究 (略)</p> <p>(4) 地震保険制度の充実 (略)</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>○地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊など）の防止を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。</p> <p>(略)</p> <p>○気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供<u>する</u>に努める。また、放送事業者の協力を得て、広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。</p> <p>○国〔消防庁〕、地方公共団体及び放送事業者等は、<u>受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市町村防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。</u></p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>○地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水、<u>燃料</u>等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊など）の防止を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。</p> <p><u>○海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第1節 災害発生直前の対策</u></p> <p><u>《第2章第1節の1から移動》</u></p> <p>○気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等<u>の</u>協力を得て、<u>テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて</u>広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。</p> <p><u>○消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。</u></p> <p><u>《第2章第1節の1から移動》</u></p> <p>○地方公共団体、放送事業者等は、<u>伝達を受けた</u>緊急地震速報を市町村防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (略)</p> <p>○第1節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 地震情報等の連絡</p> <p>○地震が発生した場合、まず気象庁が、地震情報及び津波警報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、関係省庁〔内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等〕、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。</p> <p>○内閣府は気象庁から連絡を受けた地震が一定規模以上であった場合は、地震情報等について官邸〔内閣官房〕及び災害対策関係省庁に連絡を行う。</p> <p>(略)</p> <p>○気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供するに努める。また、放送事業者の協力を得て、広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。</p> <p>○国〔消防庁〕、地方公共団体及び放送事業者等は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市町村防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。</p> <p>(2) 被害規模の早期把握のための活動 (略)</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p>	<p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 (略)</p> <p>《第1章第2節から移動》</p> <p>○第1節及び第2節の1により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 地震情報の連絡</p> <p>○地震が発生した場合、まず気象庁が、地震情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、関係省庁〔内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等〕、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。</p> <p>○内閣府は気象庁から連絡を受けた地震が一定規模以上であった場合は、地震情報について官邸〔内閣官房〕及び災害対策関係省庁に連絡を行う。</p> <p>(略)</p> <p>《第1章第2節へ移動》</p> <p>《第1章第2節へ移動》</p> <p>(2) 被害規模の早期把握のための活動 (略)</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、<u>国土地理院</u>、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、<u>国土地理院</u>、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>○市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。</p> <p>○都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>○警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府（指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ）に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。</p> <p>○大規模地震が発生した場合には、関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</p> <p>○大規模地震が発生した場合には、官邸において、関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合、必要に応じ、官邸から都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</p> <p>(4) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>○地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>○市町村は、人的被害の状況（<u>行方不明者の数を含む。</u>）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。<u>特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。</u></p> <p>○都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>○関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び指定公共機関等は被害の第1次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕及び内閣府（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。<u>官邸〔内閣官房〕及び内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに関係機関に連絡する。</u></p> <p>○大規模地震が発生した場合には、官邸において、関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合、必要に応じ、官邸から関係指定行政機関を通じ又は直接、都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</p> <p>(4) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>○地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>○市町村は、都道府県に<u>応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。</u>また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</p> <p>○都道府県及び公共機関は、<u>指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。</u>また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を<u>非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>第2節 活動体制の確立</u></p> <p>○<u>第1節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。</u>また、<u>国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。</u></p> <p><u>1</u> 地方公共団体の活動体制</p> <p>(略)</p> <p><u>2</u> 広域的な応援体制</p>	<p>し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。<u>都道府県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>○市町村は、都道府県に<u>応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。</u>また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</p> <p>○都道府県及び公共機関は、<u>必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、</u>応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、<u>非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。</u>また、指定行政機関は、<u>必要に応じ、</u>自ら実施する応急対策の活動状況を<u>官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡をする</u>とともに、都道府県、公共機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>《第1章第1節へ移動》</u></p> <p><u>3</u> 地方公共団体の活動体制</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u> 広域的な応援体制</p> <p>○<u>災害の発生時には、その規模等に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</u></p> <p>○<u>被災都道府県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。</u>同様に、被災市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。また、<u>国及び都道府県は、必要に応じて職員の派遣に係るあつせんを行う</u></p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>3 内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制 (略)</p> <p>4 災害対策関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p>5 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p>6 非常災害対策本部等の設置等</p> <p>(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(2) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(3) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置 (略)</p> <p>(4) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p>7 南関東地域において大地震が発生した場合の参集方法等 (略)</p> <p>8 自衛隊の災害派遣</p> <p>○都道府県知事等法令で定める者は，自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報から判断し，必要があれば直ちに要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。</p> <p>○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>○地震発生後，倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに，負傷者に対し必要な医療活動を行うこと，さらに，災害の拡大を防止するため，消火活動を迅速・的確に行うことは，生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。</p> <p>1 救助・救急活動</p>	<p><u>ものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5 国における活動体制</u></p> <p><u>(1)</u> 内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制 (略)</p> <p><u>(2)</u> 災害対策関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p><u>(3)</u> 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p><u>(4)</u> 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p><u>(5)</u> 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p><u>(6)</u> 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置 (略)</p> <p><u>(7)</u> 非常災害対策本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p><u>(8)</u> 南関東地域において大地震が発生した場合の参集方法等 (略)</p> <p><u>(9)</u> 自衛隊の災害派遣</p> <p>○都道府県知事等法令で定める者は，自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報<u>及び市町村の通信途絶の状況</u>から判断し，必要があれば直ちに要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。</p> <p>○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。<u>この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>○<u>災害</u>発生後，倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに，負傷者に対し必要な医療活動を行うこと，さらに，災害の拡大を防止するため，消火活動を迅速・的確に行うことは，生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。</p> <p>1 救助・救急活動</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(1) 住民及び自主防災組織の役割 (略)</p> <p>(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 (略)</p> <p>(3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 (略)</p> <p>(4) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省、防衛省〕及び日本赤十字社は、被災地域内の<u>国立病院</u>、<u>国立療養所</u>、<u>国立大学病院</u>、<u>自衛隊の病院</u>、<u>日赤病院</u>等において医療活動を行うものとする。</p> <p>○被災地域内の医療機関等は、病院<u>建物</u>、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行うものとする。 (略)</p> <p>○被災地域内の医療機関は、状況に応じ、<u>救護班</u>を派遣するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、<u>救護班</u>派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。 (略)</p> <p>(2) 被災地域外からの<u>救護班</u>の派遣</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、<u>救護班</u>の派遣について要請するものとする。</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し<u>救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）</u>の派遣を要請するものとする。</p>	<p>(1) 住民及び自主防災組織の役割 (略)</p> <p>(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 (略)</p> <p>(3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 (略)</p> <p><u>○国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。</u></p> <p>(4) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省、防衛省〕、<u>日本赤十字社及び独立行政法人国立病院機構</u>は、被災地域内の国立大学病院、自衛隊の病院、日赤病院、<u>国立病院機構の病院</u>等において医療活動を行うものとする。</p> <p>○被災地域内の医療機関等は、病院<u>建築物</u>、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行うものとする。 (略)</p> <p>○被災地域内の医療機関は、状況に応じ、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）</u>を派遣するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。 (略)</p> <p>(2) 被災地域外からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣について要請するものとする。</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣を要請するものとする。</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○救護班を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○被災地域を含む都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの救護班の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所(救護所など)の確保を図るものとする。</p> <p>○非常本部等は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、広域的な見地から、<u>救護班</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○救護班の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 消火活動</p> <p>(1) 地方公共団体等による消火活動</p> <p>(略)</p> <p>○被災市町村は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な<u>震災</u>の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災地域外の地方公共団体による応援</p> <p>(略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p>	<p>ものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム(DMAT)</u>等を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○被災地域を含む都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの<u>災害派遣医療チーム(DMAT)</u>等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所〔<u>医療機関</u>、救護所など〕の確保を図るものとする。</p> <p>○非常本部等は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、広域的な見地から、<u>災害派遣医療チーム(DMAT)</u>等の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム(DMAT)</u>等の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 消火活動</p> <p>(1) 地方公共団体等による消火活動</p> <p>(略)</p> <p>○被災市町村は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な<u>地震災害</u>の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災地域外の地方公共団体による応援</p> <p>(略)</p> <p><u>4 惨事ストレス対策</u></p> <p>○<u>救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p>○<u>消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略)</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等 (略)</p> <p>(4) 航路の障害物除去等 ○国土交通省は、開発保全航路等について、早急に被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、<u>障害物</u>除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等 (略)</p> <p>(6) 海上交通の整理等 (略)</p> <p>(7) <u>飛行場</u>等の応急復旧等 (略)</p> <p>(8) 航空管制等 (略)</p> <p>(9) 鉄道交通の確保 (略)</p> <p>(10) 広域輸送拠点の確保 (略)</p> <p>3 緊急輸送 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略)</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p><u>○国土交通省は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u></p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等 (略)</p> <p>(4) <u>航路等</u>の<u>危険物</u>除去 ○国土交通省は、開発保全航路等について、早急に被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、<u>油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による危険物の</u>除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等 (略)</p> <p>(6) 海上交通の整理等 (略)</p> <p>(7) <u>空港</u>等の応急復旧等 (略)</p> <p>(8) 航空管制等 (略)</p> <p>(9) 鉄道交通の確保 (略)</p> <p>(10) 広域輸送拠点の確保 (略)</p> <p>3 緊急輸送 (略)</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>○国土交通省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、空港管理者、港湾管理者、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の受入れ又は協力要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 燃料の確保 (略)</p> <p>第5節 避難収容活動 (略)</p> <p>1 避難誘導の実施 (略)</p> <p>2 避難場所 (1) 避難場所の開設</p> <p>○地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等</u>、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難場所の運営管理 (略)</p> <p>○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて<u>プライバシーの確保</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</p>	<p>○国土交通省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、空港管理者、港湾管理者、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者、<u>港湾運送事業者</u>及び鉄道事業者に対して緊急輸送の受入れ又は協力要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>緊急輸送のための</u>燃料の確保 (略)</p> <p>第5節 避難収容<u>及び情報提供</u>活動 (略)</p> <p>1 避難誘導の実施 (略)</p> <p>2 避難場所 (1) 避難場所の開設</p> <p>○地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>民間賃貸住宅</u>、<u>旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等</u>、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p> <p><u>○地方公共団体は、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>(2) 避難場所の運営管理 (略)</p> <p>○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握<u>及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。<u>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</u>また、避難の長期化等必要に応じて、<u>プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース</p>

修正前	修正後
<p>○なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達</p> <p>○被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。 (略)</p> <p>(3) 広域的避難収容</p> <p>○被災都道府県は、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、被災都道府県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。</p>	<p><u>の確保に努めるものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、<u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</u></p> <p>○国及び地方公共団体は、<u>災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</u></p> <p>○<u>国及び地方公共団体は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、</u>避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、<u>民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用</u>等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達</p> <p>○被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、<u>環境省</u>〕に資機材の調達に関して要請するものとする。 (略)</p> <p>(3) <u>応急仮設住宅の運営管理</u></p> <p>○地方公共団体は、<u>各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるものとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</u></p> <p>4 広域的避難収容</p> <p>○被災<u>地方公共団体</u>は、<u>災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、若しくは避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。</u></p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p><u>4</u> 災害時要援護者への配慮</p> <p>(略)</p> <p>第10節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動</p> <p>○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，地震の被害，余震の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関などの生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，高齢者，障害者，外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。</p> <p>(略)</p> <p><u>○なお，国及び地方公共団体は，必要に応じ，公共機関，その他関係機関との連携を図りつつ，広域のあらゆる情報やニーズを収集・管理し，関係機関や住民に情報を発信する地元密着型の地域情報ステーションを，被災地近傍に設置するものとする。</u></p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>5</u> 災害時要援護者への配慮</p> <p>(略)</p> <p><u>6 帰宅困難者対策</u></p> <p><u>○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。</u></p> <p><u>《第2章第10節から移動》</u></p> <p><u>7 被災者等への的確な情報伝達活動</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動</p> <p>○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，地震の被害，余震の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関などの生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，<u>被災者生活支援に関する情報等</u>，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，高齢者，障害者，外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。</p> <p><u>○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(略)</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>第6節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動</p> <p>○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，<u>以下の方針の通り活動する。</u></p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達，供給 (略)</p> <p>(3) 物資関係省庁の活動 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第7節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 (略)</p> <p>1 保健衛生</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難場所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等<u>を設けるものとする。</u></p> <p>○特に，高齢者，障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等への入所，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。 (略)</p> <p>2 防疫活動 (略)</p> <p>3 遺体の処理等</p>	<p>第6節 <u>物資</u>の調達，供給活動</p> <p>○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，<u>燃料</u>及び毛布等生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行<u>うものとする。</u> <u>なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化する</u>ことを踏まえ，<u>時宜を得た物資の調達に留意するものとする。</u>また，<u>夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p> <p><u>○被災者の中でも，交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，食料，飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達，供給 (略)</p> <p>(3) 物資関係省庁の活動 (略)</p> <p><u>○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係業界団体の協力を得る等により，その供給の確保を図るものとする。</u> (略)</p> <p>第7節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 (略)</p> <p>1 保健衛生</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難場所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等<u>の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</u></p> <p>○特に，高齢者，障害者，<u>子ども</u>等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等への入所，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。 (略)</p> <p>2 防疫活動 (略)</p> <p>3 遺体の処理等</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>第8節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動</p> <p>(略)</p> <p>1 社会秩序の維持</p> <p>○被災地及びその周辺(海上を含む。)においては，警察が独自に，又は自主防犯組織等と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 物価の安定，物資の安定供給</p> <p>(略)</p> <p>第9節 <u>施設，設備等の応急復旧活動</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) 施設，設備の応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与</p> <p>(略)</p> <p>(3) 住宅の応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p>第11節 二次災害の防止活動</p> <p>○余震又は降雨等による水害・土砂災害，余震による建築物，構造物の倒壊等に備え，二次災害防止施策を講じることとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第8節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動</p> <p>(略)</p> <p>1 社会秩序の維持</p> <p>○被災地及びその周辺(海上を含む。)においては，警察が独自に，又は自主防犯組織等と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努めるものとする。<u>また，被災地に限らず，災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに，災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 物価の安定，物資の安定供給</p> <p>(略)</p> <p>第9節 応急復旧<u>及び二次災害の防止</u>活動</p> <p>1 施設，設備等の応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) 施設，設備の応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p><u>○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し，被災状況の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，施設，設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。</u></p> <p>(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与</p> <p>(略)</p> <p>(3) 住宅の応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p><u>《第2章第11節から移動》</u></p> <p><u>2</u> 二次災害の防止活動</p> <p>○余震又は降雨等による水害・土砂災害，余震による建築物，構造物の倒壊等，<u>地盤沈下による浸水等</u>に備え，二次災害防止施策を講じることとする。</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>○気象庁は、余震発生状況、<u>降雨状況等の的確な把握</u>、情報の発表に努めるものとする。</p> <p>1 水害・土砂災害対策 (略)</p> <p>(略)</p> <p>2 建築物、構造物の倒壊 (略)</p> <p>3 高潮、波浪等の対策 (略)</p> <p>4 爆発等及び有害物質による二次災害対策</p> <p>○石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行うものとする。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡するものとする。</p> <p>○国、地方公共団体又は事業者は、有害物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。</p> <p><u>第10節 被災者等への的確な情報伝達活動</u></p> <p><u>第11節 二次災害の防止活動</u></p> <p><u>第12節 自発的支援の受入れ</u> (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p>	<p>○気象庁は、<u>応急活動を支援するため</u>、余震発生状況や被災地を対象とした<u>詳細な気象情報等の提供</u>に努めるものとする。</p> <p>○国土交通省は、<u>必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u></p> <p>(1) 水害・土砂災害対策 (略)</p> <p>○国土交通省は、<u>河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、都道府県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 建築物、構造物の倒壊 (略)</p> <p>(3) 高潮、波浪等の対策 (略)</p> <p>(4) 爆発等及び有害物質による二次災害対策</p> <p>○<u>原子力発電所</u>、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行うものとする。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡するものとする。</p> <p>○国、地方公共団体又は事業者は、有害物質の漏洩<u>及び石綿の飛散</u>を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。</p> <p><u>《第2章第5節へ移動》</u></p> <p><u>《第2章第9節へ移動》</u></p> <p>第10節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>(2) 義援金の受入れ</p> <p>○義援金の使用については、地方公共団体が義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。</p> <p>3 海外からの支援の受入れ</p> <p>○外交ルートにて海外から支援の申し入れがあった場合には、外務省は、非常本部等にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報するものとする。</p> <p>○非常本部等は、支援の受入れの可能性について検討する。</p> <p>○非常本部等が支援の受入れを決定した場合、あらかじめ定めた対応方針に基づいて、海外からの支援の受入れ計画を作成し、計画の内容を支援を申し入れた国、<u>関係省庁及び被災地方公共団体に示すものとする。</u>その後関係省庁は、計画に基づき、当該海外からの支援を受け入れるものとする。なお、<u>支援を受け入れないと決定した場合、速やかに関係国に通報するものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>(2) 義援金の受入れ</p> <p>○義援金の使用については、地方公共団体が義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。<u>その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>海外等</u>からの支援の受入れ</p> <p>○外交ルートにて<u>海外等</u>から支援の申し入れがあった場合には、外務省は、非常本部等にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報するものとする。</p> <p>○非常本部等は、<u>被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し、</u>支援の受入れの可能性について検討する<u>ものとする。</u></p> <p>○非常本部等が支援の受入れを決定した場合、<u>関係省庁は、</u>あらかじめ定めた対応方針に基づいて、<u>海外等</u>からの支援の受入れ計画を作成<u>するものとし、非常本部等は、作成された同計画の内容を被災地方公共団体に提示するものとする。また、外務省は作成された受入れ計画の内容を支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。</u>その後関係省庁は、計画に基づき、当該<u>海外等</u>からの支援を受け入れるものとする。</p> <p><u>○なお、非常本部等は、支援を受け入れないと決定した場合、被災地方公共団体及び関係省庁に連絡するものとする。また、外務省はその決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。</u></p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>がれき</u>の処理</p> <p>○地方公共団体は、<u>がれき</u>の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、<u>がれき</u>の円滑かつ適正な処理を行うものとする。</p> <p>○環境省は、迅速な<u>がれき</u>処理について必要な支援を行う。</p> <p>○<u>がれき</u>処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</p> <p>○<u>がれき</u>処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、<u>がれき</u>の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(略)</p> <p><u>○都道府県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>災害廃棄物</u>の処理</p> <p>○地方公共団体は、<u>災害廃棄物</u>の<u>広域処理を含めた</u>処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、<u>災害廃棄物</u>の円滑かつ適正な処理を行うものとする。</p> <p>○環境省は、迅速な<u>災害廃棄物</u>処理について必要な支援を行う。</p> <p>○<u>災害廃棄物</u>処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</p> <p>○<u>災害廃棄物</u>処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(略)</p> <p><u>○国〔国土地理院〕は、大きな地殻変動が生じた地域を対象に、測量成果の再改定を図り復興事業の位置の基準を提供する。また大きな被災が生じた地域を対象に、計画的復興の基盤となる地理空間情報を整備・提供するものとする。</u></p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、<u>災害廃棄物</u>の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>を行うものとする。 (略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付を行う。また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。<u>これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。<u>また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。<u>また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。</u></p>	<p>実施を行うものとする。 (略)</p> <p><u>○地方公共団体は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。</u></p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p><u>○国及び地方公共団体は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</u></p> <p><u>○市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や被災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付するものとする。</u></p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。また、内閣府及び地方公共団体は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行うものとし、<u>国はこれを適切に支援する。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。<u>居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</u></p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、<u>運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</u></p> <p>○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、<u>災害復旧高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○農林漁業金融公庫は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○<u>株式会社日本政策金融公庫等</u>は、<u>災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資する</u>ため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備資金の融資を行うものとする。</p> <p>○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）により、<u>事業協同組合等の施設</u>復旧資金の貸付を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>株式会社日本政策金融公庫等</u>は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。</p> <p>(略)</p>

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後
<p>第4章 津波対策</p> <p>第1節 災害予防</p> <p>1 災害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，<u>海岸堤防(防潮堤)，防潮水門等海岸保全施設，防波堤等港湾施設及び漁港施設，河川堤防等河川管理施設の整備を実施するとともに，地震発生後の防御機能の維持のため，耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。特に，地震発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため，水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図る。</u></p> <p>○国，地方公共団体及び関係機関は，津波による被害のおそれのある地域において<u>構造物，施設等整備する場合，津波に対する安全性に配慮するものとする。</u></p> <p>○国及び地方公共団体は，津波による危険が予想される地域について，津波に対する避難場所，避難路の整備を図るものとする。特に，周囲に高台等がない地域では，<u>堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める必要がある。</u></p> <p>○国及び地方公共団体は，津波防災性の高い交通基盤施設やヘリポート，<u>防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策等津波に強い地域づくりの推進に努めるものとする。</u></p> <p>○国〔環境省〕及び地方公共団体は<u>地盤沈下対策として地下水汲み上げの規制を実施するものとする。</u></p> <p>2 津波警報等の迅速な実施と伝達のための備え</p> <p>○気象庁は，<u>迅速な津波警報等の実施のため，地震及び津波観測，解析，通信等の体制及び施設，設備の充実を図る。また，国及び地方公共団体は，迅速な津波警報等の伝達のため，伝達体制及び通信施設，設備の充実を図るものとする。</u></p> <p>○国及び地方公共団体は，<u>沖合を含む，より多くの地点における津波即時観測データを充実し，関係機関等で共有するとともに公表するものとする。</u></p> <p>3 国民に対する啓発</p> <p>○特に津波については，個人の避難行動が重要であることから，国及び地方公共団体は，<u>津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い，避難方法等を住民及び船舶等に対し広く啓発するものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は，<u>避難に適切な場所，避難路を指定するとともに，統一</u></p>	

第2編 地震災害対策編

修正前	修正後																
<p><u>的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど日頃から周知しておくものとする。さらに、高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測地図等を作成するとともに、当該浸水予測図に基づいて避難地、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。また、国〔内閣府等〕は、津波の危険性のある区域において、浸水予測図や、津波避難計画の作成支援、津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進により、津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。</p> <p>○国、地方公共団体は、防災週間等を通じ、積極的に津波防災訓練を実施するものとする。</p> <p>第2節 災害応急対策</p> <p>1 災害発生直前の対策</p> <p>○気象庁は、地震の発生後迅速に津波の可能性を判定、津波警報等を実施するものとする。国、地方公共団体及び放送事業者等は、津波警報等を迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客などの観光客、船舶等に伝達するものとする。</p> <p>○地方公共団体は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際、対象者に漏れなく、災害時要援護者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。</p> <p>○地方公共団体は水防団等を出動させ、防潮水門を閉鎖するほか住民等を海浜から避難させるなど、緊急対策を行うものとする。</p>																	
<p>別表（第2章 関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 1209 427 1385">①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</td> <td data-bbox="427 1209 658 1385">東南海地震、南海地が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</td> <td data-bbox="658 1209 889 1385">日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部又</td> <td data-bbox="889 1209 1097 1385">東京湾北部地震（東京湾北部を震源とするグニード7.3の地震）及びその東京23区で度6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1385 427 1420">②東海地震に係</td> <td data-bbox="427 1385 658 1420"></td> <td data-bbox="658 1385 889 1420"></td> <td data-bbox="889 1385 1097 1420"></td> </tr> </table>	①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合	東南海地震、南海地が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部又	東京湾北部地震（東京湾北部を震源とするグニード7.3の地震）及びその東京23区で度6	②東海地震に係				<p>別表（第2章 関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 1209 1408 1385">①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</td> <td data-bbox="1408 1209 1639 1385">東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場</td> <td data-bbox="1639 1209 1870 1385">日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、その災害に対処するた緊急災害対策本部は非常</td> <td data-bbox="1870 1209 2083 1385">東京湾部地震（東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震）及びその他東京23</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 1385 1408 1420">②東海地震に係</td> <td data-bbox="1408 1385 1639 1420"></td> <td data-bbox="1639 1385 1870 1420"></td> <td data-bbox="1870 1385 2083 1420"></td> </tr> </table>	①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合	東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、その災害に対処するた緊急災害対策本部は非常	東京湾部地震（東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震）及びその他東京23	②東海地震に係			
①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合	東南海地震、南海地が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部又	東京湾北部地震（東京湾北部を震源とするグニード7.3の地震）及びその東京23区で度6														
②東海地震に係																	
①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合	東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生し、その災害に対処するた緊急災害対策本部は非常	東京湾部地震（東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震）及びその他東京23														
②東海地震に係																	

第2編 地震災害対策編

修正前				修正後			
<p>る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>		<p>は非常災害対策本部が設置された場合</p>	<p>強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<p>る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p> <p>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	合	<p>災害対策本部が置かれた場合</p>	<p>区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>
<p>・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正)</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)</p>	<p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定)</p> <p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づいた具体的な活動内容に係る計画」平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ)</p>	<p>「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領」(平成19年6月21日中央防災会議決定)</p>	<p>「首都直下地震応急対策活動要領」平成18年4月2日中央防災会議決)</p>	<p>・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正)</p> <p>・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)</p>	<p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定)</p> <p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ)</p>	<p>・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領」(平成19年6月21日中央防災会議決定)</p>	<p>・「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、<u>平成22年1月15日修正</u>)</p> <p>・「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ)</p>

修正前	修正後
	<p><u>第3編 津波災害対策編</u></p> <p><u>第1章 災害予防</u></p> <p><u>第1節 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>○津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。</u></p> <p><u>○大規模地震に伴う津波は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため、国は、地震対策大綱及び地震防災戦略を策定する際には、津波による被害を考慮し、その対策を盛り込むものとする。関係地方公共団体は、地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に当たっては、津波による被害を考慮し、その対策を盛り込むものとする。また、国は、原子力発電所等が設置されている地域において想定津波を検討する際には、安全性に配慮する観点からも、津波の波源域についてのより詳細な調査分析を行うものとする。</u></p> <p><u>○関係地方公共団体は、地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、それに伴う津波による被害を考慮して、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、国の協力のもと、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な津波災害対</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>策の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>○地震防災対策強化地域においては、地震防災基本計画に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域においては、東南海・南海地震防災対策推進基本計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき津波防災に関する措置を実施するものとする。</u></p> <p><u>第2節 津波に強い国づくり，まちづくり</u></p> <p><u>1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方</u></p> <p><u>○津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</u> <u>・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波</u> <p><u>○最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備，浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用，土地のかさ上げ，避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備，津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など，地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。</u></p> <p><u>○比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護，地域の経済活動の安定化，効率的な生産拠点の確保の観点から，海岸保全施設等の整備を進めるものとする。</u></p> <p><u>2 津波に強い国づくり</u></p> <p><u>○国は、国土形成計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては、津波災害から国土並びに国民の生命，身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。特に、海溝型巨大地震が発生した場合の津波災害対策の立案に当たっては、被災地のみの対応では限界があることから、日本全国を見据えた道路，鉄道，港湾の整備など国土全体のグランドデザインの観点からの検討を行う必要がある。</u></p> <p><u>(1) 主要交通・通信機能の強化及び首都の防災性の向上</u></p> <p><u>○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては，国土ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実，施設・機能の代替性の確保，各交通施設の間の連携の強化，津波に対する安全性の確保等に努めるものとする。</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>また、首都圏の果たす中枢機能の重要性にかんがみて、首都の防災性の向上に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 海岸保全施設等の整備の基本的考え方</u></p> <p><u>○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>○国〔国土交通省、農林水産省〕は、各施設について、設計対象の津波高を超えた場合でもその効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進めるものとする。また、国、地方公共団体及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するものとする。</u></p> <p><u>○国〔国土交通省、農林水産省〕は、津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国、地方公共団体及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。</u></p> <p><u>3 津波に強いまちづくり</u></p> <p><u>(1) 津波に強いまちの形成</u></p> <p><u>○津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、地方公共団体は津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行うものとする。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省又は地方公共団体は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な国土利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。</u></p> <p><u>○市町村は津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</u></p> <p><u>○市町村は、市町村地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。</u></p> <p><u>○津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>○市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進めるものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省及び地方公共団体は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省及び地方公共団体は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 避難関連施設の整備</u></p> <p><u>○地方公共団体は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>○市町村等は、津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国は、津波避難ビル等の整備に関して、財政面などの支援方策について配慮を行うものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。</u></p> <p><u>(3) 建築物の安全化</u></p> <p><u>○国、地方公共団体及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。</u></p> <p><u>(4) ライフライン施設等の機能の確保</u></p> <p><u>○ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</u></p> <p><u>○ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行うものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。</u></p> <p><u>○国、公共機関及び地方公共団体においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>(5) 危険物施設等の安全確保</u> <u>○国及び地方公共団体は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。</u></p> <p><u>(6) 災害応急対策等への備え</u> <u>○国、公共機関及び地方公共団体は、津波が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第5節参照）を平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。</u></p> <p><u>第3節 国民の防災活動の促進</u></p> <p><u>1 防災思想の普及、徹底</u> <u>○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、国民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、国、公共機関及び地方公共団体は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>2 防災知識の普及、訓練</u></p> <p><u>(1) 防災知識の普及</u> <u>○国及び地方公共団体は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。</u></p> <p><u>○国、公共機関、地方公共団体等は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、</u>

修正前	修正後
	<p><u>自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報</u> ・<u>地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性</u> ・<u>3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策</u> ・<u>警報・注意報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動、避難場所での行動</u> ・<u>災害時の家族内の連絡体制の確保</u> <p>○<u>教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は全国的に行われる必要がある。</u></p> <p>○<u>国及び地方公共団体は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する国民の理解向上に努めるものとする。</u></p> <p>○<u>国及び地方公共団体は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などを通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。</u></p> <p>○<u>国〔内閣府、国土地理院、気象庁等〕は、我が国のおかれた自然条件等についての国民の正しい理解を得るため、地震活動、プレート活動、活断層等に関する広報資料の作成・提供等に努めるものとする。</u></p> <p>○<u>防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するものとする。</u></p> <p>○<u>地方公共団体は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。また、国〔内閣府等〕は、津波ハザードマップ作成マニュアルの整備及び普及促進により津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意すること。</u></p> <p><u>(2) 防災訓練の実施、指導</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。</u></p> <p><u>(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮</u></p> <p><u>○防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 国民の防災活動の環境整備</u></p> <p><u>(1) 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化</u></p> <p><u>○消防庁及び地方公共団体は、地域における消防防災の中核として重要な</u></p>

修正前	修正後
	<p>役割を果たす消防団の施設・装備の充実，青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し，その育成を図るものとする。</p> <p>○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施などによる防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備などにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり，災害時には，避難，備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに，消火，救助，救護のための資機材の充実を図るものとする。</p> <p>○警察庁及び地方公共団体は，地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して，訓練の実施，資機材の整備等に関し，助成その他の支援を行うものとする。</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>○地方公共団体は，ボランティア団体と協力して，発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制，ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>○このため，国及び地方公共団体は，こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，</p>

修正前	修正後
	<p><u>優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。</u></p> <p>4 災害教訓の伝承</p> <p><u>○国〔内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等〕及び地方公共団体は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p>第4節 津波災害及び津波防災に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(1) 津波及び津波防災に関する研究の推進</p> <p><u>○国は、防災に係る見地から、津波及び津波防災に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに、海外研究機関を含む研究機関間はもとより、研究機関と行政機関との連携を推進し、防災施策に活かしていくものとする。</u></p> <p><u>○国は、津波災害及び津波防災に資する基本的なデータの集積、各種試験研究施設・設備の充実・整備、研究所や大学等における防災研究の推進、津波防災技術の研究開発の推進を図るものとする。</u></p> <p><u>○国は、関係機関間の緊密な連携を図りつつ、観測データ及び研究成果の流通の促進、活断層等の観測研究の推進、観測研究体制の充実等を推進するものとする。</u></p> <p><u>○国は、津波の発生機構の解明、津波の規模等に関する予測の精度の向上、地形、土地利用の現況その他地域の状況を踏まえて津波による被害を詳細に予測する手法の開発及び改善、津波による被害の防止又は軽減を図るための施設の改良、津波に関する記録（国民の津波に関する体験の記録を含む。）の収集その他津波災害対策を効果的に実施するため必要な調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。</u></p> <p><u>○地震調査研究推進本部は、津波に関する調査研究計画を立案し、調査研究予算等の事務の調整を行うものとする。また、関係行政機関及び大学の調査結果等を一元的に収集するとともに、整理、分析し、総合的な評価を行い、これに基づき広報を行うものとする。</u></p> <p><u>○国は、研究機関等の行った、津波に関する観測研究の成果が防災体制の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。</u></p>

修正前	修正後
	<p>(2) 予測、観測の充実・強化等</p> <p>○国は地震防災対策強化地域において地震予知のための観測及び測量の実施を強化するものとする。</p> <p>○国は東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めるものとする。</p> <p>○国は、津波予測の高精度化のため、海底地震計、ケーブル式沖合水圧計、GPS波浪計等、海域での観測の充実を図るとともに、潮位等の観測情報の提供を図るものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。</p> <p>(3) 統合的研究の推進</p> <p>○研究分野としては、津波そのものの理学的研究のみならず、災害時の人間行動や情報伝達など社会的分野、津波堆積物調査等の地質学、生物化石の調査等の考古学、古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的研究を積極的に行うものとする。</p> <p>○地震により被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ国又は地方公共団体に報告する。国又は地方公共団体は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) 防災対策研究の国際的な情報発信</p> <p>○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、国及び地方公共団体は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>○津波が発生し、又は発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の災害時要援護者の避難対策を充実・強化する必要がある。</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 津波警報等の発表及び伝達</p> <p>○気象庁は、受け手である地方公共団体や住民等が必要な防災活動・避難</p>

修正前	修正後
	<p><u>行動をとることができるような津波警報等を発表するため、あらかじめ必要な措置を講ずるものとする。津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となることから、特に、地震の規模がマグニチュード8を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては、過小推計とならないような発表方法を講じるものとする。</u></p> <p>○市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体の職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の災害時要援護者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(2) 住民等の避難誘導體制</p> <p>○津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>○興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p>○地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通</p>

修正前	修正後
	<p><u>事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、地方公共団体は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。</u></p> <p><u>○ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、都道府県警察と十分調整を図るものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内の防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、高齢者や障害者などの災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、災害時要援護者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</u></p> <p><u>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</u></p> <p><u>○津波による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、公共機関及び地方公共団体は、市町村、都道府県、国その他防災機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>○国、公共機関及び地方公共団体は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（総合防</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>災情報システム) に集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</u></p> <p><u>○迅速かつ確かな災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、国、地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。また、国及び地方公共団体は、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計、津波高の観測に必要な潮位計、GPS波浪計、水圧計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 情報の分析整理</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。また、国等においてはそれらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 通信手段の確保</u></p> <p><u>○国、地方公共団体及び電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用した</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>バックアップ対策，デジタル化の促進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。</u></p> <p>○<u>国及び地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。</u></p> <p>○<u>国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時における緊急情報連絡を確保するため，無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。</u> ・<u>災害に強い伝送路を構築するため，有・無線系，地上系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。</u> ・<u>画像等の大容量データの通信を可能とするため，国，地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。</u> ・<u>非常災害時の通信の確保を図るため，平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに，非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。また，非常用電源設備を整備するとともに，無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底，専門的な知見・技術をもとに津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図ること。</u> ・<u>移動通信系の運用においては，通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため，あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。この場合，周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時は，総務省と事前の調整を実施すること。</u> ・<u>通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。</u> ・<u>災害時に有効な，携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信（以下「携帯電話等」という。），業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。</u>

修正前	修正後
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図ること。 ・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。 ・情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。 ・内閣府は、災害情報が官邸（「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。）及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努めること。 <p>(4) 職員の体制</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>○災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関及び地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な津波災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p>

修正前	修正後
	<p>○警察庁及び都道府県警察は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備を図るものとする。</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○厚生労働省及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○国土交通省は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <p>○国、地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。</p> <p>(6) 都道府県等と自衛隊との連携体制</p> <p>○都道府県等と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努めるものとする。</p> <p>○都道府県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。</p> <p>(7) 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>○国、地方公共団体等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の</p>

修正前	修正後
	<p><u>対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。</u></p> <p><u>(8) 防災中枢機能等の確保、充実</u></p> <p><u>○国、公共機関及び、地方公共団体及び救急医療を担う医療機関災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとするとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄及び・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>○国は、地方公共団体の協力を得て、現地対策本部を設置する施設等の確保、設備の充実に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国〔内閣府等〕は、立川広域防災基地及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るとともに、京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備を推進する。また、国は地方公共団体と協力して、津波災害に対し迅速かつ的確に対応できるよう、広域的な防災の連携の方策について検討するものとする。</u></p> <p><u>○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に防災拠点を整備するものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、災害時には地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 救助・救急、医療及び消火活動関係</u></p> <p><u>○国、地方公共団体及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。</u></p> <p><u>○国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 救助・救急活動関係</u></p> <p><u>○地方公共団体は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国〔警察庁、防衛省、海上保安庁〕においても、救助用資機材の整備を推進するものとする。</u></p> <p><u>○消防庁及び地方公共団体は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。</u></p> <p><u>○救助・救急関係省庁〔消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁〕は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、津波災害警戒区域内では、市町村地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定めることから、当該情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 医療活動関係</u></p> <p><u>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○国は災害時の医療関係者の役割、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の設定）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</u></p> <p><u>○国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</u></p> <p><u>(3) 消火活動関係</u></p> <p><u>○地方公共団体は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>4 緊急輸送活動関係</u></p> <p>○地方公共団体は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）について把握するものとする。また、国及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>○国〔農林水産省、国土交通省、消防庁〕及び地方公共団体は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に津波災害に対する安全性の確保に配慮するものとする。</p> <p>○警察庁及び地方公共団体等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について津波災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また、都道府県警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等緊急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。</p> <p>○警察庁及び都道府県警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。</p> <p>○警察庁及び都道府県警察は広域的な交通管理体制を整備するものとする。</p> <p>○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。</p> <p>○国及び港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、港湾の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保</p>

修正前	修正後
	<p>に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じるものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、<u>運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>5 避難収容及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 避難場所</p> <p>○地方公共団体は、<u>都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することが重要であり、また、避難場所として指定された建築物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は、<u>避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は、<u>指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は、<u>やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は、<u>あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 応急仮設住宅等</p> <p>○国〔国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、環境省〕及び地方公共団体は、<u>企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。</u></p> <p>○国及び地方公共団体は、<u>災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>を整備しておくものとする。</u></p> <p>○<u>地方公共団体は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</u></p> <p>(3) <u>帰宅困難者対策</u></p> <p>○<u>首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。</u></p> <p>(4) <u>被災者等への的確な情報伝達活動関係</u></p> <p>○<u>地方公共団体は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>○<u>国、公共機関及び地方公共団体は、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>○<u>国、地方公共団体は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。</u></p> <p>○<u>国等は、発災後の経過に応じて地方公共団体、被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。</u></p> <p>○<u>国、地方公共団体及び放送事業者等は地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。</u></p> <p>○<u>国及び地方公共団体は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>○<u>放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、国、地方公共団体等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、国民に対する普及啓発に努めるものとする。</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>とする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。</u></p> <p><u>6 物資の調達、供給活動関係</u></p> <p><u>○地方公共団体は、大規模な津波災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な津波が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。なお、地方公共団体における上記の検討に資するため、国は、生活必需品等の物資のうち、生産拠点が被災することなどにより供給不足に陥る危険のあるものについて調査を行うものとする。</u></p> <p><u>○国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、水、医薬品及び燃料等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。また、国〔経済産業省〕は、関係事業者による物資の調達・輸送に係る情報共有の取組みを促すものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体の備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>○国〔農林水産省、経済産業省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量については毎年度調査するものとする。</u></p> <p><u>食料…精米、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調製粉乳</u> <u>生活必需品…下着、毛布、作業着、タオル、エンジン発電機、カセット</u> <u>こんろ、カートリッジボンベ</u></p> <p><u>○国及び都道府県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>○国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺などにより、被災地方公共団体からの要請が滞る場合などに対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>するものとする。</u></p> <p><u>7 応急復旧及び二次災害の防止活動関係</u></p> <p><u>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</u></p> <p><u>○ライフライン事業者は、津波発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を推進するものとする。</u></p> <p><u>○また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする。</u></p> <p><u>○石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、津波発生時に円滑な対応が図られるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体及び事業者は、有害物質の漏洩を防止するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。</u></p> <p><u>8 海外等からの支援の受入れ活動関係</u></p> <p><u>○海外等からの支援については、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを、国〔内閣府、外務省、消防庁、警察庁、防衛省〕は発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。</u></p> <p><u>○国〔内閣府等〕はあらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、その対応方針を関係省庁において定めておくものとする。</u></p> <p><u>○国〔内閣府、外務省、農林水産省、消防庁、警察庁、防衛省等〕は、海外等からの支援を受け入れる場合に必要となる諸手続きなどについては、あらかじめ定めておくものとする。</u></p> <p><u>9 防災関係機関の防災訓練の実施</u></p> <p><u>(1) 国における防災訓練の実施</u></p> <p><u>○国は、公共機関及び地方公共団体等と連携を強化し、広域に被害が及ぶ大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>○国は、情報の収集、伝達訓練の充実を図るとともに、考える様々な被害を想定し、被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し機動力を生かした広域的地震災害応急対策訓練、及び現地本部設置訓練など、より実践的な防災訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>○自衛隊等の防災関係機関は、国と地方公共団体等との連携強化を図るため、国及び地方公共団体等が行う各種防災訓練に積極的に参加するものとする。</u></p> <p><u>(2) 地方における防災訓練の実施</u></p> <p><u>○地方公共団体及び公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>(3) 実践的な訓練の実施と事後評価</u></p> <p><u>○国、地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。</u></p> <p><u>○訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めること。</u></p> <p><u>10 災害復旧・復興への備え</u></p> <p><u>(1) 災害廃棄物の発生への対応</u></p> <p><u>○国、地方公共団体等は、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 各種データの整備保全</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）</u> <u>・不動産登記の保全 等</u>

修正前	修正後
	<p><u>○公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○国〔総務省、経済産業省〕は、地域産業の復興の円滑化のため、耐災害性の高い情報通信システムの実現のための調査を行い、企業情報通信システムのバックアップ体制の整備の促進等を図るものとする。</u></p> <p><u>(3) 復興対策の研究</u></p> <p><u>○関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。</u></p> <p><u>○内閣府は、被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備について研究を行うものとする。また、東海地震等あらかじめ大規模災害が予想されている場合について、事前復興計画の作成、復興シミュレーションの実施について研究を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 地震保険制度の充実</u></p> <p><u>○財務省は、被災者自らによる生活再建の促進のため、地震保険の制度を充実し普及率の向上を図る。</u></p>
	<p><u>第2章 災害応急対策</u></p> <p><u>○応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1次的には市町村があたり、都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。また、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に応急対策を支援するものとする。</u></p> <p><u>○津波災害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害など）の防止を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。</u></p> <p><u>○海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。</u></p> <p><u>○東海地震について警戒宣言が発せられた場合の対応については、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」に定めるところによる。</u></p> <p><u>○別表の上欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の下欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>第1節 災害発生直前の対策</u></p> <p><u>1 津波警報等の伝達</u></p> <p><u>○気象庁は、地震の発生後、津波の可能性を迅速に判定し、必要に応じて津波警報等を発表するものとする。その際、津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となることから、地震の規模がマグニチュード8を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては、過小推計とならないような発表方法を講じ、その後詳細な状況が明らかになった時点で津波高さの予測値についてより確度の高い津波警報等に更新するものとする。</u></p> <p><u>○気象庁は、津波警報等の発表・伝達にあたって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。また、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達するものとする。</u></p> <p><u>○消防庁は、気象庁から受信した津波警報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体に伝達するものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体及び放送事業者等は、伝達を受けた津波警報等を地域衛星通信ネットワーク、市町村防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</u></p> <p><u>○津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>災行政無線，全国瞬時警報システム（J-ALERT），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。</u></p> <p><u>2 住民等の避難誘導</u></p> <p><u>○地方公共団体は，消防職団員，水防団員，警察官，市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で，予想される津波到達時間も考慮しつつ，水門・陸閘の閉鎖や災害時要援護者の避難支援などの緊急対策を行うものとする。</u></p> <p><u>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</u></p> <p><u>○津波が発生した場合，地震情報（震度，震源，マグニチュード，余震の状況等）や津波警報等，被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり，このため，津波の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが，この場合，概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材，情報システムを用いて伝達・共有し，被害規模の早期把握を行う必要がある。</u></p> <p><u>○第1節及び第2節の1により収集・連絡された情報に基づく判断により，関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また，国においては，必要に応じ，災害対策関係省庁連絡会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。</u></p> <p><u>1 災害情報の収集・連絡</u></p> <p><u>(1) 津波に関する情報の連絡</u></p> <p><u>○地震が発生した場合，まず気象庁が，津波警報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，関係省庁〔内閣府，警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。</u></p> <p><u>○内閣府は気象庁から連絡を受けた場合は，津波警報等について官邸〔内閣官房〕及び災害対策関係省庁に連絡を行う。</u></p> <p><u>○都道府県は，気象庁から連絡を受けた津波警報等を，市町村，関係機関等へ連絡する。</u></p> <p><u>(2) 被害規模の早期把握のための活動</u></p> <p><u>○国，地方公共団体等は，災害発生直後において，概括的被害情報，ライフライン被害の範囲，医療機関へ来ている負傷者の状況等，被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。</u></p> <p><u>○国〔警察庁，消防庁，防衛省，国土交通省，国土地理院，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，必要に応じ航空機による目視，撮影等による情報</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>収集を行うものとする。</u></p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、国土地理院、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p> <p>○被害規模を早期に把握するため、警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を、消防庁及び地方公共団体は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。</p> <p>○国等は、地理情報システム及び津波のモニタリングシステム等を利用し、被害規模を早期に評価するものとする。</p> <p>(3) 津波発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>○市町村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。</p> <p>○都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>○関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び指定公共機関等は被害の第1次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕及び内閣府（指定公共機関等にあつては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに関係機関に連絡する。</p> <p>○大規模な津波の発生のおそれがある場合又は発生した場合には、官邸において、関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合、必要に応じ、官邸から関係指定行政機関を通じ又は直接、都</p>

修正前	修正後
	<p><u>道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</u></p> <p><u>(4) 一般被害情報等の収集・連絡</u></p> <p><u>○地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。都道府県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>○指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。</u></p> <p><u>○指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。</u></p> <p><u>○内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。</u></p> <p><u>○内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。</u></p> <p><u>○非常本部等は、収集した被害情報を都道府県に連絡する。</u></p> <p><u>(5) 応急対策活動情報の連絡</u></p> <p><u>○市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</u></p> <p><u>○都道府県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。また、指定行政機関は、必要に応じ、自ら実施する応急対策の活動状況を官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡をするとともに、都道府県、公共機関に連絡する。</u></p> <p><u>○内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。</u></p> <p><u>○非常本部等は、収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。</u></p> <p><u>○関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>2 通信手段の確保</u></p> <p>○災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、公共機関及び地方公共団体は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省に連絡するものとし、総務省は通信の確保に必要な措置を講ずる。 ・国、地方公共団体及び電気通信事業者は、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。 <p>○電気通信事業者は、災害時における国及び地方公共団体等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。</p> <p>○総務省は、緊急時において重要通信を確保するため、通信システムの被災状況等を迅速に把握し、活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。</p> <p>○国、地方公共団体等は、災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。</p> <p><u>3 地方公共団体の活動体制</u></p> <p>○地方公共団体は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置、現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、指定行政機関、公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p> <p><u>4 広域的な応援体制</u></p> <p>○災害の発生時には、その規模等に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</p> <p>○被災都道府県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、被災市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。また、国及び都道府県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。</p> <p>○地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な津波の発生を覚知した時は、被災地以外の地方公共団体は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広</p>

修正前	修正後
	<p><u>域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。</u></p> <p><u>5 国における活動体制</u></p> <p><u>(1) 内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制</u></p> <p><u>○内閣官房は、大規模な津波の発生のおそれがある場合、官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。</u></p> <p><u>○指定行政機関及び公共機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。</u></p> <p><u>○指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>○ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 災害対策関係省庁連絡会議の開催等</u></p> <p><u>○大規模な津波発生時には、津波及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて災害対策関係省庁連絡会議を開催するものとする。</u></p> <p><u>○災害対策関係省庁は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。</u></p> <p><u>(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</u></p> <p><u>○大規模な津波の発生のおそれがある場合又は発生した場合、内閣官房は緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。</u></p> <p><u>○必要に応じ、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。</u></p> <p><u>(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u></p> <p><u>○収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。</u></p> <p><u>○非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として中央合同庁舎5号館内とする。</u></p> <p><u>○非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く）は、内閣府等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。</u></p>

修正前	修正後
	<p>○非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。</p> <p>○非常災害対策本部の事務局は、地震被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。</p> <p>(5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>○収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>○緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに必要な閣議請議等の手続きを行うなど、別に定める申合せにより所要の手続きを行い、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。</p> <p>○緊急災害対策本部の設置場所は、官邸内とする。ただし、官邸が被災により使用不能である場合には中央合同庁舎5号館（災害対策本部長室）内、中央合同庁舎5号館が被災により使用不能である場合には防衛省（中央指揮所）内、防衛省（中央指揮所）が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）内とする。</p> <p>○緊急災害対策本部の事務局の設置場所は、官邸及び中央合同庁舎5号館内とする。ただし、官邸が被災により使用不能である場合には中央合同庁舎5号館内、中央合同庁舎5号館が被災により使用不能である場合には防衛省（中央指揮所）内、防衛省（中央指揮所）が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）内とする。</p> <p>○内閣府は、官邸等が被災により使用不能である場合には、緊急災害対策本部及び事務局の設置場所を速やかに関係行政機関に連絡するものとする。</p> <p>○緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに指定行政機関の長の権限を委任された当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。</p> <p>○緊急災害対策本部の事務局は、地震被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、内閣府及び関係省庁の職員により分野別の班を</p>

修正前	修正後
	<p><u>設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。</u></p> <p>(6) <u>災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置</u></p> <p><u>○収集された情報により国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、直ちに内閣総理大臣は災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。</u></p> <p>(7) <u>非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置</u></p> <p><u>○非常本部等は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。</u></p> <p><u>○また、必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。</u></p> <p><u>○現地対策本部の設置に当たっては、別に定める申合せによるものとする。緊急災害現地対策本部の場合は、必要な閣議請議等の手続きを行う。</u></p> <p><u>○現地対策本部長は原則として内閣府副大臣とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。</u></p> <p><u>○現地対策本部員等予定者は、緊急の輸送についての事前のとりきめに基づき、自衛隊のヘリコプター等により政府調査団のメンバー等として現地に派遣され、そのまま現地対策本部員等として現地対策本部に常駐し、被災地方公共団体と連絡調整を図りつつ政府が実施する対策を処理するとともに、地方公共団体の災害対策本部が行う災害対策に対して、支援、協力等を行うものとする。</u></p> <p>(8) <u>自衛隊の災害派遣</u></p> <p><u>○都道府県知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。</u></p> <p><u>○市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。この場合において、市町村長は、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。</u></p> <p><u>○自衛隊は、都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは要請</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。</u></p> <p><u>○市町村長は、通信の途絶等により都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう要求できない場合には、その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは、速やかにその旨を都道府県知事に通知するものとする。</u></p> <p><u>○要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な津波が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により都道府県等と連絡が不可能である場合や上記の市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣等、津波による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。</u></p> <p><u>○庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。</u></p> <p><u>○自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去等を実施するものとする。</u></p> <p><u>第3節 救助・救急、医療及び消火活動</u></p> <p><u>○災害発生後、浸水地域に取り残されるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。</u></p> <p><u>1 救助・救急活動</u></p> <p><u>(1) 住民及び自主防災組織の役割</u></p> <p><u>○住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動</u></p> <p><u>○被災地方公共団体は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常本部等、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>(3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動</u></p>

修正前	修正後
	<p>○被災地以外の地方公共団体は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。</p> <p>○非常本部等は必要に応じ、消防庁、警察庁、防衛省及び海上保安庁等に対し、応援を依頼するものとする。</p> <p>○非常本部等又は現地対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。</p> <p>○警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。</p> <p>○消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。</p> <p>○自衛隊は、必要に応じ、又は非常本部等の依頼に基づき、救助・救急活動を行うものとする。</p> <p>○海上保安庁は、海上における災害に係る救助、救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は非常本部等の依頼等に基づき、被災地方公共団体の活動を支援するものとする。</p> <p>○国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。</p> <p>(4) 資機材等の調達等</p> <p>○救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動</p> <p>○被災地方公共団体は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じ、その区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めるものとする。</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省、防衛省〕、日本赤十字社及び独立行政法人国立病院機構は、被災地域内の国立大学病院、自衛隊の病院、日赤病院、国立病院機構の病院等において医療活動を行うものとする。</p> <p>○被災地域内の医療機関等は、病院建築物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復</p>

修正前	修正後
	<p><u>旧の要請を行うものとする。</u></p> <p>○被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。</p> <p>○被災地域内の医療機関は、状況に応じ、災害派遣医療チーム（DMAT）等を派遣するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）等派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>○国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>(2) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請するものとする。</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し災害派遣医療チーム（DMAT）等を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。</p> <p>○自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。</p> <p>○消防庁は、被災地以外の市町村の救急隊等からなる救護班による応援のための措置をとるものとする。</p> <p>○災害派遣医療チーム（DMAT）等を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○被災地域を含む都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所など）の確保を図るものとする。</p> <p>○非常本部等は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、広域的な見地から、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○災害派遣医療チーム（DMAT）等の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じて、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的</p>

修正前	修正後
	<p><u>確保など特段の配慮を行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>被災地域外での医療活動</u></p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、<u>広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。</u></p> <p>○広域後方医療関係機関は、必要に応じて、<u>広域後方医療施設を選定し、その結果を非常本部等に報告するものとする。</u></p> <p>○非常本部等は、必要に応じ、<u>又は関係機関の要請に基づき、広域後方医療活動の総合調整を行うものとする。</u></p> <p>○<u>広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき、搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>消火活動</u></p> <p>(1) <u>地方公共団体等による消火活動</u></p> <p>○被災市町村は、<u>速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な津波災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。</u></p> <p>○海上保安庁は、<u>海上における消火活動を行うほか、必要に応じ、地方公共団体に対して応援を要請するものとする。</u></p> <p>(2) <u>被災地域外の地方公共団体による応援</u></p> <p>○被災地以外の市町村は被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、<u>消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。</u></p> <p>○消防庁は、<u>被災地以外の消防機関による応援のための措置をとるものとする。</u></p> <p>○消防庁は、<u>必要に応じ、被災地域外の地方公共団体の消防隊による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。</u></p> <p>○非常本部等は、必要に応じ、<u>又は消防庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。</u></p> <p>4 <u>惨事ストレス対策</u></p> <p>○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、<u>職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p>○消防機関は、必要に応じて、<u>消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>第4節 <u>緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</u></p> <p>○第3節に述べた救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも、<u>ま</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>た、避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。</u></p> <p><u>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針</u></p> <p><u>○交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 輸送に当たっての配慮事項</u></p> <p><u>輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。</u></p> <p><u>一 人命の安全</u></p> <p><u>二 被害の拡大防止</u></p> <p><u>三 災害応急対策の円滑な実施</u></p> <p><u>(2) 輸送対象の想定</u></p> <p><u>一 第1段階</u></p> <p><u>ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資</u></p> <p><u>イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資</u></p> <p><u>ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等</u></p> <p><u>エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等</u></p> <p><u>オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</u></p> <p><u>二 第2段階</u></p> <p><u>ア 上記一の続行</u></p> <p><u>イ 食料、水等生命の維持に必要な物資</u></p> <p><u>ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送</u></p> <p><u>エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</u></p> <p><u>三 第3段階</u></p> <p><u>ア 上記二の続行</u></p> <p><u>イ 災害復旧に必要な人員及び物資</u></p> <p><u>ウ 生活必需品</u></p> <p><u>2 交通の確保</u></p> <p><u>○津波発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u></p> <p><u>(1) 非常災害対策本部等による調整等</u></p> <p><u>○交通の確保は災害応急対策の成否に関わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、非常本部等は、必要に応じ、交通の確保に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、関係機関に対し報告を求め、又は必要な依頼を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 道路交通規制等</u></p> <p><u>○都道府県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。</u></p> <p><u>○都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資するものとする。</u></p> <p><u>○都道府県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>○都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行うものとする。</u></p> <p><u>○都道府県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行うものとする。</u></p> <p><u>○国家公安委員会は、都道府県公安委員会に対し、必要に応じて、広域的な見地から指示を行うものとする。</u></p> <p><u>○警察庁は、都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに、都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。</u></p> <p><u>○交通規制に当たって、警察機関、道路管理者及び非常本部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。</u></p> <p><u>○非常本部等は、必要に応じ、又は警察庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 道路啓開等</u></p> <p><u>○国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>の除去による道路啓開，応急復旧等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。あわせて，道路の通行規制等が行われている場合，道路利用者に対してビーコン，情報板等により迅速に情報提供すること。</u></p> <p><u>○道路管理者は，その管理する道路について，早急に被害状況を把握し，国土交通省等に報告するほか，障害物の除去による道路啓開，応急復旧等を行い道路機能の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>○路上の障害物の除去について，道路管理者，警察機関，消防機関及び自衛隊等は，状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>○道路管理者は，建設業者との間に応援協定等に基づき，障害物の除去による道路啓開，応急復旧等に必要の人員，資機材等の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は，道路の被害状況及び復旧状況等について，非常本部等に報告するものとする。</u></p> <p><u>(4) 航路啓開等</u></p> <p><u>○国土交通省は，開発保全航路等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による危険物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。</u></p> <p><u>○港湾管理者及び漁港管理者は，その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，障害物除去による航路啓開等に努めるものとする。</u></p> <p><u>○海上保安庁は，海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは，その旨を非常本部等に報告し，速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに，船舶所有者等に対し，これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ，又は勧告するものとする。</u></p> <p><u>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等</u></p> <p><u>○港湾管理者は，港湾施設について，早急に被害状況を把握し，国土交通省に対して被害状況を報告するものとする。また，国土交通省及び港湾管理者は，必要に応じ応急復旧等を行うものとする。</u></p> <p><u>○漁港管理者は，漁港施設について，早急に被害状況を把握し，応急復旧</u></p>

修正前	修正後
	<p>を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告するものとする。</p> <p>○海上保安庁は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。</p> <p>○国土交通省及び農林水産省は、港湾及び漁港の被害状況及び復旧状況について非常本部等に報告するものとする。</p> <p>(6) 海上交通の整理等</p> <p>○海上保安庁は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。</p> <p>○海上保安庁は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。</p> <p>○海上保安庁は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。</p> <p>(7) 空港等の応急復旧等</p> <p>○国土交通省は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、応急復旧等を行うとともに、空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。</p> <p>○空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。</p> <p>○国土交通省、空港管理者及び非常本部等は、相互の連絡を密にして効果的な応急復旧等を行うものとする。</p> <p>○地方公共団体は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。</p> <p>(8) 航空管制等</p> <p>○国土交通省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して、必要な情報を提供し、航空機の安全運航を図る等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。</p> <p>(9) 鉄道交通の確保</p> <p>○国土交通省は、鉄道の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。</p> <p>○鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。</p> <p>(10) 広域輸送拠点の確保</p>

修正前	修正後
	<p><u>○地方公共団体は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>3 緊急輸送</u></p> <p><u>○緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。</u></p> <p><u>○非常本部等は、緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体等からの要請に基づき、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送活動の依頼を行うものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、空港管理者、港湾管理者、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の受入れ又は協力要請を行うものとする。</u></p> <p><u>○海上保安庁は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>○自衛隊は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>○消防庁は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、必要に応じ、自ら緊急輸送活動を行うほか、輸送関係機関及び非常本部等に緊急輸送を要請するものとする。</u></p> <p><u>4 緊急輸送のための燃料の確保</u></p> <p><u>○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>第5節 避難収容及び情報提供活動</u></p> <p><u>○津波のおそれのある場合又は発生した場合、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に収容することにより、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものでもある。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第1歩を用意する必要がある。</u></p> <p><u>1 避難場所</u></p> <p><u>(1) 避難場所の開設</u></p> <p><u>○地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p><u>(2) 避難場所の運営管理</u></p> <p><u>○地方公共団体は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</u></p> <p><u>2 応急仮設住宅等</u></p> <p><u>(1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供</u></p> <p><u>○被災都道府県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに厚生労働省と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達</u></p> <p><u>○被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。</u></p> <p><u>○非常本部等は、要請があった場合、関係省庁に資機材の調達に関し依頼するものとする。</u></p> <p><u>○要請を受けた関係省庁は、とるべき措置を決定し、非常本部等及び被災都道府県に通報するものとする。</u></p> <p><u>○関係省庁は、とるべき措置について、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 応急仮設住宅の運営管理</u></p> <p><u>○地方公共団体は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。</u></p> <p><u>この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</u></p> <p><u>3 広域的避難収容</u></p> <p><u>○被災地方公共団体は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、若しくは避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。</u></p> <p><u>○非常本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。</u></p> <p><u>○避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁、被災都道府県等は、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</u></p> <p>4 災害時要援護者への配慮</p> <p><u>○避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</u></p> <p>5 帰宅困難者対策</p> <p><u>○首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、国及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。</u></p> <p>6 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p><u>○流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。</u></p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動</p> <p><u>○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。</u></p> <p><u>○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。</u></p> <p><u>○国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</u></p> <p><u>○情報伝達に当たっては，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネットポータル会社等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。また，国は放送事業者と協力して，緊急放送時にテレビ，ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。</u></p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p><u>○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，国民全体に対し津波の被害，余震の状況，安否情報，交通施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。</u></p> <p><u>○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。</u></p> <p><u>○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネットポータル会社等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p><u>○非常本部等，指定行政機関，地方公共団体等は，必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。</u></p> <p>第6節 物資の調達，供給活動</p> <p><u>○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p> <p><u>○被災者の中でも，交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，食料，飲料水及び生活必需</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(1) <u>非常災害対策本部等による調整等</u></p> <p>○<u>非常本部等は、調達、供給活動に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体からの要請に基づき、関係機関に対し、調達、供給活動の要請を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>地方公共団体による物資の調達、供給</u></p> <p>○<u>被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</u></p> <p>○<u>被災地方公共団体及び各省庁は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省〕又は非常本部等に物資の調達を要請するものとする。</u></p> <p>(3) <u>物資関係省庁の活動</u></p> <p>○<u>厚生労働省は、関係事業者に対する給水の要請等を行い、供給を確保するものとする。</u></p> <p>○<u>厚生労働省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。</u></p> <p>○<u>農林水産省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。</u></p> <p>○<u>経済産業省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。</u></p> <p>○<u>総務省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。</u></p> <p>○<u>資源エネルギー庁は、必要に応じ、又は非常本部等、関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、燃料について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。</u></p> <p>○<u>物資の輸送について、非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保などの配慮を行うものとする。</u></p> <p><u>第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動</u></p> <p>○<u>避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の処理を遅滞なく進める。</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>1 保健衛生</u></p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>○特に、高齢者、障害者、子ども等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>○地方公共団体は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>○厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。</p> <p>○地方公共団体は、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○厚生労働省は、必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。</p> <p><u>2 防疫活動</u></p> <p>○津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。</p> <p>○非常本部等は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、厚生労働省及び防衛省に対し、防疫活動を依頼し、その総合調整を行うものとする。</p> <p>○地方公共団体は、必要に応じ家屋内外の消毒等防疫活動を行うものとする。</p> <p>○厚生労働省は、必要に応じ、防疫薬品の提供及び防疫要員の派遣等につき、他の地方公共団体に対し支援の要請を行う等により、被災地方公共団体の防疫活動を支援するものとする。</p> <p>○自衛隊は、必要に応じ、又は要請に基づいて防疫活動を行うものとする。</p> <p><u>3 遺体の処理等</u></p> <p>○地方公共団体は、遺体の処理については、火葬場、柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとする。また、必要に応じ、近隣地方公共団体の協力を得て、広域</p>

修正前	修正後
	<p><u>的な火葬の実施に努めるものとする。なお、遺体については、その衛生状態に配慮するものとする。</u></p> <p><u>第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動</u></p> <p><u>○被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講じる。</u></p> <p><u>1 社会秩序の維持</u></p> <p><u>○被災地及びその周辺（海上を含む。）においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。</u></p> <p><u>○被災地付近の海上においては、海上保安庁が巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 物価の安定、物資の安定供給</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行うものとする。</u></p> <p><u>第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動</u></p> <p><u>1 施設、設備等の応急復旧活動</u></p> <p><u>○迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。</u></p> <p><u>(1) 施設、設備の応急復旧活動</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設、設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u></p>

修正前	修正後
	<p>○国土交通省は、被災地方公共団体等を支援するため、大規模な津波災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通路の確保等を実施するものとする。</p> <p>(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与</p> <p>○非常本部等は、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、関係省庁〔厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省〕を経由して、ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。</p> <p>(3) 住宅の応急復旧活動</p> <p>○地方公共団体は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。</p> <p>2 二次災害の防止活動</p> <p>○降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じることとする。特に津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意するものとする。</p> <p>○気象庁は、応急活動を支援するため、余震発生状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。</p> <p>○国土交通省は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</p> <p>(1) 水害・土砂災害対策</p> <p>○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。</p> <p>○国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、都道府県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土</p>

修正前	修正後
	<p><u>地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>○気象庁及び都道府県は、必要に応じて警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</u></p> <p><u>(2) 高潮、波浪等の対策</u></p> <p><u>○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施するものとする。</u></p> <p><u>(3) 爆発等及び有害物質による二次災害対策</u></p> <p><u>○原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行うものとする。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡するものとする。</u></p> <p><u>○国、地方公共団体又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。</u></p> <p><u>第10節 自発的支援の受入れ</u></p> <p><u>○大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、国、地方公共団体及び関係団体は、適切に対応する。</u></p> <p><u>1 ボランティアの受入れ</u></p> <p><u>○国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</u></p> <p><u>(1) 義援物資の受入れ</u></p> <p><u>○被災地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 義援金の受入れ</u></p> <p><u>○義援金の使用については、地方公共団体が義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 海外等からの支援の受入れ</u></p> <p><u>○外交ルートにて海外等から支援の申し入れがあった場合には、外務省は、非常本部等にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報するものとする。</u></p> <p><u>○非常本部等は、被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し、支援の受入れの可能性について検討するものとする。</u></p> <p><u>○非常本部等が支援の受入れを決定した場合、関係省庁は、あらかじめ定めた対応方針に基づいて、海外等からの支援の受入れ計画を作成するものとし、非常本部等は、作成された同計画の内容を被災地方公共団体に提示するものとする。また、外務省は作成された受入れ計画の内容を支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。その後関係省庁は、計画に基づき、当該海外等からの支援を受け入れるものとする。</u></p> <p><u>○なお、非常本部等は、支援を受け入れないと決定した場合、被災地方公共団体及び関係省庁に連絡するものとする。また、外務省はその決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。</u></p>
	<p><u>第3章 災害復旧・復興</u></p> <p><u>○被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。</u></p> <p><u>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</u></p> <p><u>○地方公共団体は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>○被災地の復旧・復興は、地方公共団体が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。</u></p> <p><u>○国は、被災地方公共団体等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することにかんがみ、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援するものとする。</u></p> <p><u>○被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。</u></p> <p><u>第2節 迅速な原状復旧の進め方</u></p> <p><u>1 被災施設の復旧等</u></p> <p><u>○国、公共機関及び地方公共団体は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。</u></p> <p><u>○国は、ライフライン施設等の復旧のため、可能な範囲で復旧事業の執行に係る作業許可手続きの簡素化を図るものとする。</u></p> <p><u>○国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。</u></p> <p><u>○ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。</u></p> <p><u>○都道府県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 災害廃棄物の処理</u></p> <p><u>○津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する必要がある。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立す</u></p>

修正前	修正後
	<p>るとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。</p> <p>○環境省は、迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。</p> <p>○災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</p> <p>○災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>○大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行うものとする。必要に応じて、国は復興組織体制の整備を図り、被災地方公共団体を支援する。</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>○必要に応じ、地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。</p> <p>○地方公共団体は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行うものとする。その際、時間の経過とともに被</p>

修正前	修正後
	<p><u>災地域への再移転が行われないう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討するものとする。</u></p> <p>○<u>地方公共団体は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努めるものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。</u></p> <p>○<u>地方公共団体は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。</u></p> <p>○<u>国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。</u></p> <p>○<u>地方公共団体は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。</u></p> <p>○<u>厚生労働省は、被災地域の復旧・復興工事（第2節の復旧工事等を含む）における労働災害、粉じん障害等の職業性疾病等を防止するため、新規就労者に対する安全衛生教育の実施、工事現場の巡回指導、石綿除去工事等における健康障害防止対策、労働災害防止活動に関する相談窓口の設置等の安全衛生確保対策を講じるとともに、労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。</u></p> <p>○<u>地方公共団体は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</u></p> <p>○<u>国及び地方公共団体は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築</u></p>

修正前	修正後
	<p><u>に十分に配慮するものとする。</u></p> <p><u>第4節 被災者等の生活再建等の支援</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</u></p> <p><u>○市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や被災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付するものとする。</u></p> <p><u>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。また、内閣府及び地方公共団体は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。</u></p> <p><u>○厚生労働省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>○住宅金融支援機構等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行うものとし、国はこれを適切に支援する。</u></p> <p><u>○国土交通省及び地方公共団体は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力する</u></p>

修正前	修正後			
	<p><u>ことにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</u></p> <p><u>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</u></p> <p><u>○株式会社日本政策金融公庫等は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備資金の融資を行うものとする。</u></p> <p><u>○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行うものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>○株式会社日本政策金融公庫等は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。</u></p> <p><u>○なお、津波災害は沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意するものとする。</u></p>			
	<p><u>別表（第2章 関係）</u></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 1034 1458 1418"> <p><u>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</u></p> <p><u>③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策</u></p> </td> <td data-bbox="1458 1034 1740 1418"> <p><u>東南海地震、南地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害策本部が設置された場合</u></p> </td> <td data-bbox="1740 1034 2009 1418"> <p><u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地が発生し、その災に対処するために急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置された場合</u></p> </td> </tr> </table>	<p><u>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</u></p> <p><u>③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策</u></p>	<p><u>東南海地震、南地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害策本部が設置された場合</u></p>	<p><u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地が発生し、その災に対処するために急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置された場合</u></p>
<p><u>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</u></p> <p><u>③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策</u></p>	<p><u>東南海地震、南地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害策本部が設置された場合</u></p>	<p><u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地が発生し、その災に対処するために急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置された場合</u></p>		

第3編 津波災害対策編

修正前	修正後			
		<p><u>本部が設置された場合</u> <u>また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</u></p>		
		<p>・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)</p>	<p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定) ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ)</p>	<p>「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領」(平成19年6月21日中央防災会議決定)</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>第3編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>○国及び地方公共団体は，地域の特性に配慮しつつ，風水害に強い国づくり，まちづくりを行うものとする。</p> <p>1 風水害に強い国づくり (略)</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては，ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 首都の防災性の向上 (略)</p> <p>(3) 風水害に強い国土の形成 (略)</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成 (略)</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより，風水害に強いまちを形成するものとする。</p>	<p>第4編 風水害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 風水害に強い国づくり，まちづくり</p> <p>○国及び地方公共団体は，<u>将来の気候変動の影響等外部環境の変化や</u>地域の特性に配慮しつつ，風水害に強い国づくり，まちづくりを行うものとする。</p> <p><u>○洪水氾濫や高潮浸水による大規模水害は，想定される被害が甚大かつ深刻であるため，発生までの間に，国，地方公共団体，関係機関，住民等が，様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。このため，特定の大規模水害について，国は，予防対策から発災時の応急対策，復旧・復興対策までを視野に入れた大規模水害対策のマスタープランである大規模水害対策大綱を策定する。</u></p> <p>1 風水害に強い国づくり (略)</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては，<u>国土ミッシングリンクの解消等</u>ネットワークの充実，<u>施設・機能の代替性の確保，各交通施設の間の連携の強化</u>を含む風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 首都の防災性の向上 (略)</p> <p>(3) 風水害に強い国土の形成 (略)</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成 (略)</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は，<u>緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上</u>，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより，風水害に強いまちを形成するものとする。</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省及び地方公共団体は、河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設、内水排除施設の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等洪水被害の軽減に努めるものとする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省及び都道府県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省及び地方公共団体は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。 <p>(略)</p> <p>(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国及び地方公共団体は、防水扉及び防水板の整備など建物や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するように努めるものとする。また、地下街等の管理者は、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努めるものとする。 <p>(略)</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省及び地方公共団体は、河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設、内水排除施設の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等洪水被害の軽減に努めるものとする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省及び都道府県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は<u>避難判断水位（特別警戒水位）</u>を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省及び地方公共団体は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。 <u>また、農林水産省は、森林の有する災害防止機能に関する調査・研究等を推進するものとする。</u> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・海岸管理者及び港湾管理者は、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するものとする。</u> <p>(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国及び地方公共団体は、防水扉及び防水板の整備など<u>建築物</u>や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するように努めるものとする。また、地下街等の管理者は、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努めるものとする。 <p>(略)</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、</u>国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るととも

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第2節参照）を平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p><u>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</u></p> <p><u>第3節 国民の防災活動の促進</u></p> <p>1 防災思想の普及、徹底</p> <p>(略)</p> <p>2 防災知識の普及、訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、<u>2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、注意報・警報実施時や避難勧告等発表時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、気象庁〕は、竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解ができるよう、竜巻等突風に関する情報の解説に努める。また、気象庁は報道機関等の協力を得て、国民に<u>迅速かつ正確な情報を伝達</u>するものとする。</p> <p>○国〔気象庁、国土交通省〕は、河川の洪水時の状況を住民が容易に理解ができるよう、河川情報・気象情報の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に<u>迅速かつ正確な情報を伝達</u>するものとする。</p>	<p>に、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第4節参照）を平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p><u><<第1章第4節へ移動>></u></p> <p><u>第2節 国民の防災活動の促進</u></p> <p>1 防災思想の普及、徹底</p> <p>(略)</p> <p>2 防災知識の普及、訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、<u>以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3日分の食料、飲料水、<u>携帯トイレ、トイレットペーパー</u>等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、 ・<u>警報・注意報発表</u>時や避難勧告等<u>発令</u>時にとるべき行動、避難場所での行動 ・災害時の家族内の連絡体制の確保 <p>(略)</p> <p>○国〔内閣府、気象庁〕は、竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解ができるよう、竜巻等突風に関する情報の解説に努める。また、気象庁は報道機関等の協力を得て、国民に正確な<u>知識を普及</u>するものとする。</p> <p>○国〔気象庁、国土交通省〕は、河川の洪水時の状況を住民が容易に理解ができるよう、河川情報・気象情報の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に正確な<u>知識を普及</u>するものとする。</p> <p><u>○国〔気象庁、国土交通省〕は、土砂災害の状況を住民が容易に理解ができるよう、土砂災害警戒情報・気象情報の解説に努め、報道機関等の協</u></p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>○国及び地方公共団体は防災週間，水防月間，土砂災害防止月間等を通じ，積極的に防災訓練等を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮</p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，水防団，水防協力団体，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。<u>このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練，事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>力を得て，国民に正確な知識を普及するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>○国及び地方公共団体は防災週間，水防月間，土砂災害防止月間等を通じ，積極的かつ<u>継続的</u>に防災訓練等を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮</p> <p>(略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，水防団，水防協力団体，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を<u>図り，消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実</u>を図るものとする。<u>また研修の実施などによる防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備などにより，</u>これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・<u>運用</u>するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の<u>実施</u>，事業所の耐震化・<u>耐浪化</u>，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，<u>燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施</u>するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>4 災害教訓の伝承</u></p> <p><u>○国〔内閣府，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般に閲覧できるよう公開に努</u></p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>第4節 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(1) 風水害及び風水害対策に関する研究の推進 (略)</p> <p>(2) 予測，観測の充実・強化等 (略)</p> <p>○国〔気象庁，国土交通省〕及び都道府県は，先行降雨等を考慮した地滑り，土石流，がけ崩れ等の予測技術の開発・精度向上を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 社会学的研究等の推進 (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の伝達 (略)</p>	<p><u>めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p>第3節 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(1) 風水害及び風水害対策に関する研究の推進 (略)</p> <p>(2) 予測，観測の充実・強化等 (略)</p> <p>○国〔気象庁，国土交通省〕及び都道府県は，先行降雨等を考慮した地すべり，土石流，がけ崩れ等の予測技術の開発・精度向上を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 社会学的研究等の推進 (略)</p> <p><u>(4) 防災対策研究の国際的な情報発信</u></p> <p><u>○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は，我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから，国及び地方公共団体は，災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</u></p> <p><u><<第1章第2節から移動>></u></p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の発表及び伝達</p> <p><u>○気象庁は，気象警報，注意報については，警戒・注意の必要な市町村を明確にし，効果的な防災対応につながるよう，市町村ごとに発表するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>○気象庁は，地方公共団体における迅速かつ適切な避難勧告等の発令及び避難誘導の判断並びに住民等の適切な避難行動に資するよう，警報等の伝達内容についてあらかじめ検討しておくとともに，警報等の利活用の推進及び改善に資するよう，利活用状況の把握に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は，さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線，全国瞬時警報システム（J-ALERT），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機</u></p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>(2) 住民の避難誘導體制</p> <p>○地方公共団体は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、高齢者、障害者等の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>○気象庁は、台風、前線の活動、集中豪雨、竜巻等突風などの動向を観測するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。また、台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>防災情報共有プラットフォーム</u>）に集約できるよう努めるものとする。</p>	<p><u>能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</u></p> <p>(2) 住民の避難誘導體制</p> <p>○地方公共団体は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、<u>気象庁</u>等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。</p> <p><u>○地方公共団体は、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、高齢者、障害者等の災害時要援護者を速やかに避難誘導し、<u>安否確認を行う</u>ため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備<u>を図る</u>ものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p><u>○道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。</u></p> <p>2 情報の収集・連絡<u>及び応急</u>体制の整備<u>関係</u></p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>○気象庁は、台風、前線の活動、集中豪雨、竜巻等突風などの動向を観測し、<u>気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風の現象に関する情報等を迅速かつ確実に発表</u>するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。また、台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>総合防災情報システム</u>）に集約できるよう努めるものとする。</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○国，地方公共団体は，衛星通信，インターネットメール，防災行政無線等の通信手段を整備する等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>3 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際，例えば参集基準の明確化，連絡手段の確保，参集手段の確保，参集職員の宿舎の職場近傍での確保，携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また，交通の途絶，職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し，災害応急対策が実施できるよう，訓練等の実施に努めるものとする。</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関の実情を踏まえ，必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>○災害発生時には，防災関係機関相互の連携体制が重要であり，国，公共機関，地方公共団体は，応急活動及び復旧活動に関し，各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に</p>	<p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は，<u>衛星携帯電話</u>，衛星通信，インターネットメール，防災行政無線等の通信手段を整備する等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>(4) 職員の体制</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際，例えば，<u>専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成</u>，参集基準の明確化，連絡手段の確保，参集手段の確保，参集職員の宿舎の職場近傍での確保，携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また，交通の途絶，職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し，災害応急対策が実施できるよう，訓練等の実施に努めるものとする。</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関の実情を踏まえ，<u>災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した</u>応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>○災害発生時には，防災関係機関相互の連携体制が重要であり，国，公共機関及び地方公共団体は，応急活動及び復旧活動に関し，各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。<u>相互応援協定の締結に当たっては，近隣の地方公共団体に加えて，大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から，遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>努めるとともに、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（水防活動、救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。</p> <p>(4) 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体及び救急医療を行う医療機関等災害応急対策に係る機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとするよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、道路、河川沿い、海岸隣接部及び港湾・漁港に防災拠点を整備するものとする。</p>	<p>努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>○厚生労働省及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>○国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、<u>燃料</u>及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 都道府県等と自衛隊との連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（水防活動、救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に<u>書面にて</u>連絡しておくものとする。</p> <p>(7) 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体<u>及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は</u>、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、<u>保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。</u>その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、<u>燃料</u>等の適切な備蓄・調達・<u>輸送</u>体制の整備、<u>通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、道路、河川、<u>都市公園</u>、海岸隣接部及び港湾・漁港に防災拠点を整備するものとする。</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p><u>4</u> 災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係</p> <p><u>(1)</u> 浸水被害の発生・拡大防止</p> <p>(略)</p> <p><u>(2)</u> 土砂災害の発生，拡大防止</p> <p>(略)</p> <p><u>9</u> 施設，設備の応急復旧活動関係</p> <p>○国及び地方公共団体，<u>公共機関</u>は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 救助・救急及び医療活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国〔防衛省，海上保安庁〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国は災害時の医療関係者の役割，トリアージ（<u>治療の優先順位による患者の振り分け</u>）技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</p> <p>○国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する，医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</p> <p><u>6</u> 緊急輸送活動関係</p>	<p>(略)</p> <p><u>3</u> 災害の拡大・二次災害の防止<u>及び応急復旧</u>活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u><<第1章第2節の9から移動>></u></p> <p>○国，<u>公共機関</u>及び地方公共団体は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u> 救助・救急及び医療活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努め，<u>操作等の研修・訓練を定期的に行う</u>ものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国〔<u>警察庁</u>，防衛省，海上保安庁〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設<u>となる災害拠点病院等</u>を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国は災害時の医療関係者の役割，トリアージ（<u>緊急度判定に基づく治療順位の設定</u>）技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</p> <p>○国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する，医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</p> <p><u>5</u> 緊急輸送活動関係</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 避難収容活動関係</p> <p>(1) 避難場所</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>○地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で、食料、水、<u>非常用電源</u>、常備菜、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅等</p> <p>○国〔国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省〕及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>1.0</u> 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p>	<p>(略)</p> <p>○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 <u>また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 避難収容及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 避難場所</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、<u>非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど</u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>○地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で<u>地域完結型の備蓄施設を確保し</u>、食料、水、常備菜、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅等</p> <p>○国〔国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、<u>環境省</u>〕及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>帰宅困難者対策</u></p> <p>○<u>首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。</u></p> <p><u><<第1章第2節の1.0から移動>></u></p> <p>(4) 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○国等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係</p> <p>○地方公共団体は、大規模な風水害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○国〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕は、食料，水及び医薬品等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔農林水産省，経済産業省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量については毎年度調査するものとする。</p> <p>食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，育児用調製粉乳 生活必需品…下着，毛布，作業着，タオル，エンジン発電機，<u>卓上コンロ，ボンベ</u></p>	<p>(略)</p> <p>○国等は、発災後の経過に応じて<u>地方公共団体</u>，被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>○国及び地方公共団体は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 物資の調達，供給活動関係</p> <p>○地方公共団体は、大規模な風水害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・<u>輸送</u>体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、<u>大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか</u>，物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。<u>なお、地方公共団体における上記の検討に資するため、国は、生活必需品等の物資のうち、生産拠点が被災することなどにより供給不足に陥る危険のあるものについて調査を行うものとする。</u></p> <p>○国〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕は、食料，水，医薬品<u>及び燃料</u>等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。<u>また、国は、関係事業者による物資の調達・輸送に係る情報共有の取組みを促すものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国〔農林水産省，経済産業省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量については毎年度調査するものとする。</p> <p>食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，育児用調製粉乳 生活必需品…下着，毛布，作業着，タオル，エンジン発電機，<u>カセットこんろ，カートリッジボンベ</u></p> <p><u>○国及び都道府県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</u></p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>9 施設、設備の応急復旧活動関係</p> <p>10 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p> <p>11 海外からの支援の受入れ活動関係</p> <p>○海外からの支援については、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを、国〔内閣府、外務省、警察庁〕は発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府等〕はあらかじめ海外からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、その対応方針を定めておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府、外務省、農林水産省、警察庁等〕は、海外からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続などについては、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>12 防災関連機関の防災訓練の実施</p> <p>(1) 国における防災訓練の実施</p> <p>○国は、公共機関及び地方公共団体等と連携を強化し、大規模な風水害を想定した防災訓練・水防演習を積極的に実施するものとする。</p> <p>○国は、情報の収集、伝達訓練の充実を図るとともに、被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し機動力を生かした広域的な災害応急対策訓練、及び現地本部設置訓練など、より実践的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(2) 地方における防災訓練の実施 (略)</p> <p>(3) 実践的な訓練の実施と事後評価</p>	<p><u>○国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺などにより、被災地方公共団体からの要請が滞る場合などに対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。</u></p> <p><u><<第1章第2節の3へ移動>></u></p> <p><u><<第1章第2節の6へ移動>></u></p> <p>8 海外等からの支援の受入れ活動関係</p> <p>○海外等からの支援については、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを、国〔内閣府、外務省、<u>消防庁</u>、警察庁、<u>防衛省</u>〕は発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府等〕はあらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、その対応方針を<u>関係省庁において</u>定めておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府、外務省、農林水産省、<u>消防庁</u>、警察庁、<u>防衛省</u>等〕は、海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続きなどについては、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>9 防災関連機関の防災訓練の実施</p> <p>(1) 国における防災訓練の実施</p> <p>○国は、公共機関及び地方公共団体等と連携を強化し、<u>広域に被害が及ぶ</u>大規模な風水害を想定した防災訓練・水防演習を積極的に実施するものとする。</p> <p>○国は、情報の収集、伝達訓練の充実を図るとともに、<u>考えうるさまざまな被害を想定し</u>、被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し機動力を生かした広域的な災害応急対策訓練、及び現地本部設置訓練など、より実践的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p><u>○自衛隊等の防災関係関係機関は、国と地方公共団体等との連携強化を図るため、国及び地方公共団体等が行う各防災訓練に積極的に参加するものとする。</u></p> <p>(2) 地方における防災訓練の実施 (略)</p> <p>(3) 実践的な訓練の実施と事後評価</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，風水害の被害の想定を明らかにするとともに，<u>実施時間を工夫する等様々な条件を設定し，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。</u></p> <p>○訓練後には<u>評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行うこと。</u></p> <p>1 <u>3</u> 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) 各種データの整備保全</p> <p>○国及び地方公共団体は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種データの総合的な整備保全(地籍，<u>建物</u>，権利関係，施設，地下埋設物等情報及び測量図面，情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備) <p>(略)</p> <p>(2) 復興対策の研究</p> <p>(略)</p>	<p>○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，<u>訓練の目的を具体的に設定した上で</u>，風水害の被害の想定を明らかにするとともに，<u>あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者，使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い</u>，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。</p> <p>○訓練後には<u>訓練成果を取りまとめ</u>，課題等を明らかにし，必要に応じ体制等の改善を行う<u>とともに，次回の訓練に反映させるよう努める</u>こと。</p> <p>1 <u>0</u> 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) 各種データの整備保全</p> <p>○国及び地方公共団体は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種データの総合的な整備保全 (<u>戸籍，住民基本台帳</u>，地籍，<u>建築物</u>，権利関係，施設，地下埋設物等情報及び測量図面，情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備) <p>(略)</p> <p>(2) 復興対策の研究</p> <p>(略)</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>○風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>1 風水害に関する警報等の伝達</p> <p>○気象庁は、災害が発生する可能性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報、注意報やその補完的な情報を、報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。</p> <p>○気象庁は、迅速な水防活動の立ち上がりを支援するために、降水短時間予報等の雨量予報情報の情報提供に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 住民の避難誘導</p> <p>○地方公共団体は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>○風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、水、<u>燃料</u>等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>1 風水害に関する警報等の伝達</p> <p>○気象庁は、災害が発生する可能性がある場合には、<u>地方公共団体等における避難勧告等の発令等の災害応急対策の実施や住民の自主的防災活動に資するため、</u>風、降雨等の気象状況及びその警報、注意報やその補完的な情報<u>などの防災気象情報を都道府県等に伝達するとともに、</u>報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。</p> <p><u>○気象庁は、地方公共団体、住民等に災害の発生の危険性が的確に伝わるよう、例えば、過去の類似の風水害を示すなど、伝達内容の工夫に努めるものとする。</u></p> <p>○気象庁は、迅速な水防活動等災害応急対策の実施等を支援するために、降水短時間予報等の雨量予報情報の情報提供に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>○消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。</u></p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>○地方公共団体は、風水害の発生のおそれがある場合には、<u>防災気象情報等を十分把握するとともに、</u>河川管理者、水防団等と連携を図りながら浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。</p> <p><u>○その際、地方公共団体は、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容</u></p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>3 災害未然防止活動 (略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>通信の確保</u> (略)</p> <p>○第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。</p> <p>1 災害情報の収集・連絡 (1) 被害規模の早期把握のための活動 (略)</p> <p>○国〔国土交通省、農林水産省、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、大規模な風水害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、農林水産省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。 (略)</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡 ○市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。</p>	<p><u>を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 災害未然防止活動 (略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>活動体制の確立</u> (略)</p> <p><u><<第2章第3節から移動>></u></p> <p>○第1節及び第2節の1により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。</p> <p>1 災害情報の収集・連絡 (1) 被害規模の早期把握のための活動 (略)</p> <p>○国〔国土交通省、農林水産省、警察庁、消防庁、防衛省、<u>国土地理院</u>、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、大規模な風水害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、農林水産省、<u>国土地理院</u>、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。 (略)</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡 ○市町村は、人的被害の状況<u>(行方不明者の数を含む。)</u>、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。<u>特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について</u></p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>○都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>○警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府（指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ）に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。</p> <p>○大規模な風水害が発生した場合には、必要に応じ関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</p> <p>○大規模な風水害が発生した場合には、官邸において、関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合、必要に応じ、官邸から都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>○地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>○市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</p> <p>○都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策</p>	<p><u>て、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。</u></p> <p>○都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>○関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び指定公共機関等は、<u>必要に応じ、被害の第1次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕及び内閣府（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに関係機関に連絡する。</u></p> <p>○大規模な風水害が発生した場合には、官邸において、関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合、必要に応じ、官邸から<u>関係指定行政機関を通じ又は直接、</u>都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>○地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。<u>都道府県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>○市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</p> <p>○都道府県及び公共機関は、<u>必要に応じ、</u>指定行政機関を通じ、<u>官邸〔内</u></p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。また，指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>○非常本部等は，収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を，必要に応じ指定行政機関及び都道府県等に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>第3節 活動体制の確立</u></p> <p>○<u>第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により，関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また，国においては，必要に応じ，災害対策関係省庁連絡会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。</u></p> <p><u>1</u> 地方公共団体の活動体制</p> <p>(略)</p> <p><u>2</u> 広域的な応援体制</p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> 内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u> 災害対策関係省庁連絡会議の開催等</p> <p>(略)</p>	<p><u>閣官房】及び内閣府に，</u>応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡し，<u>非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。</u>また，指定行政機関は，<u>必要に応じ，</u>自ら実施する応急対策の活動状況を<u>官邸【内閣官房】及び内閣府に連絡し，非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡をする</u>とともに，都道府県，公共機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>○非常本部等は，収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を，必要に応じ指定行政機関，<u>指定公共機関</u>及び都道府県等に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p><u><<第2章第2節へ移動>></u></p> <p><u>3</u> 地方公共団体の活動体制</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u> 広域的な応援体制</p> <p><u>○災害の発生時には，その規模等に応じて，国，地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</u></p> <p><u>○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。また，国及び都道府県は，必要に応じて職員の派遣に係るあつせんを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5 国における活動体制</u></p> <p><u>(1)</u> 内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制</p> <p>(略)</p> <p><u>(2)</u> 災害対策関係省庁連絡会議の開催等</p> <p>(略)</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>5 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p>6 非常災害対策本部等の設置等</p> <p>(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(2) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(3) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置 (略)</p> <p>(4) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p>7 自衛隊の災害派遣</p> <p>○都道府県知事等法令で定める者は，自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報から判断し，必要があれば直ちに要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。</p> <p>○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>○風水害においては，災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く，それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。また，堤防等の被害による再度災害，風倒木の流出による二次災害の危険性もあり，<u>応急対策が必要となる。</u></p> <p>(1) 浸水被害の拡大，再度災害の防止 (略)</p> <p>(2) 土砂災害の発生，拡大防止</p>	<p><u>(3)</u> 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p>(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p><u>(5)</u> 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p><u>(6)</u> 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置 (略)</p> <p><u>(7)</u> 非常災害対策本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p><u>(8)</u> 自衛隊の災害派遣</p> <p>○都道府県知事等法令で定める者は，自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報<u>及び市町村の通信途絶の状況</u>から判断し，必要があれば直ちに要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。</p> <p>○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。<u>この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動</p> <p><u>1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</u></p> <p>○風水害においては，災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く，それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。また，堤防等の被害による再度災害，風倒木の流出による二次災害<u>防止対策を講じることとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し，被災状況の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u></p> <p><u>○気象庁は，風水害時の応急活動を支援するため，被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 浸水被害の拡大，再度災害の防止 (略)</p> <p>(2) 土砂災害の発生，拡大防止</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(3) 風倒木対策 (略)</p> <p>第11節 施設、設備等の応急復旧活動 (略)</p> <p>(1) 施設、設備の応急復旧活動 (略)</p> <p>(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与 (略)</p> <p>(3) 住宅の応急復旧活動 (略)</p> <p>第5節 救助・救急及び医療活動 (略)</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 住民及び自主防災組織の役割 (略)</p> <p>(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 (略)</p> <p>(3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動</p>	<p><u>○国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、都道府県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 風倒木対策 (略)</p> <p><u><<第2章第11節から移動>></u></p> <p><u>2 施設、設備等の応急復旧活動</u> (略)</p> <p>(1) 施設、設備の応急復旧活動 (略)</p> <p><u>○国土交通省は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設、設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は、被災地方公共団体等を支援するため、大規模な風水害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通路の確保等を実施するものとする。</u></p> <p>(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与 (略)</p> <p>(3) 住宅の応急復旧活動 (略)</p> <p>第4節 救助・救急及び医療活動 (略)</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 住民及び自主防災組織の役割 (略)</p> <p>(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 (略)</p> <p>(3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(4) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省、防衛省〕及び日本赤十字社は、被災地域内の<u>国立病院、国立療養所、国立大学病院、自衛隊の病院、日赤病院等</u>において医療活動を行うものとする。</p> <p>○被災地域内の医療機関等は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○被災地域内の医療機関は、状況に応じ、<u>救護班</u>を派遣するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、<u>救護班派遣計画</u>の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災地域外からの<u>救護班</u>の派遣</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、<u>救護班</u>の派遣について要請するものとする。</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し<u>救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>救護班</u>を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○被災地域を含む都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの<u>救護班</u>の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所の確保を図るもの</p>	<p>(略)</p> <p><u>○国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。</u></p> <p>(4) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省、防衛省〕、日本赤十字社<u>及び独立行政法人国立病院機構</u>は、被災地域内の国立大学病院、自衛隊の病院、日赤病院、<u>国立病院機構の病院等</u>において医療活動を行うものとする。</p> <p>○被災地域内の医療機関等は、病院<u>建築物</u>、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○被災地域内の医療機関は、状況に応じ、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を派遣するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災地域外からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣について要請するものとする。</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○被災地域を含む都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣に係る調整を行うものとする。また、</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>とする。</p> <p>○非常本部等は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，広域的な見地から，<u>救護班</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>救護班</u>の緊急輸送について，緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動</p> <p>○被災地方公共団体は，必要に応じて，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>○第5節に述べた救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも，また，災害の発生防止，被害の拡大防止，さらに避難者に緊急物資を供給するためにも，交通を確保し，緊急輸送を行う必要がある。</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略)</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等</p>	<p>活動場所 <u>(医療機関，救護所など)</u>の確保を図るものとする。</p> <p>○非常本部等は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，広域的な見地から，<u>災害派遣医療チーム (DMAT) 等</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム (DMAT) 等</u>の緊急輸送について，緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体からの要請に基づき，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動</p> <p>○被災地方公共団体は，必要に応じて，広域後方医療関係機関〔厚生労働省，文部科学省，日本赤十字社，<u>独立行政法人国立病院機構</u>〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>3 惨事ストレス対策</u></p> <p><u>○救助・救急活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>○第4節に述べた救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも，また，災害の発生防止，被害の拡大防止，さらに避難者に緊急物資を供給するためにも，交通を確保し，緊急輸送を行う必要がある。</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略)</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p><u>○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) を派遣し，被災状況の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u></p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(4) 航路の障害物除去等</p> <p>(略)</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 海上交通の整理等</p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>飛行場等</u>の応急復旧等</p> <p>(略)</p> <p>(8) 航空管制等</p> <p>(略)</p> <p>(9) 鉄道交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(10) 広域輸送拠点の確保</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急輸送</p> <p>(略)</p> <p>○国土交通省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 燃料の確保</p> <p>(略)</p> <p>第7節 避難収容活動</p> <p>(略)</p> <p>1 避難誘導の実施</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設</p> <p>○地方公共団体は、発災時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>旅館</u>や<u>ホテル</u>等を避難場所として借</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 航路の障害物除去等</p> <p>(略)</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 海上交通の整理等</p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>空港</u>の応急復旧等</p> <p>(略)</p> <p>(8) 航空管制等</p> <p>(略)</p> <p>(9) 鉄道交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>(10) 広域輸送拠点の確保</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急輸送</p> <p>(略)</p> <p>○国土交通省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、<u>港湾管理者</u>、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者、<u>港湾運送事業者</u>及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>緊急輸送のための</u>燃料の確保</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難収容<u>及び情報提供</u>活動</p> <p>(略)</p> <p>1 避難誘導の実施</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設</p> <p>○地方公共団体は、発災時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>民間賃貸住宅</u>、<u>旅館</u>・<u>ホテル</u>等を避</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難場所の運営管理 (略)</p> <p>○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて<u>プライバシーの確保</u>、<u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</u></p> <p>○なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達</p> <p>○被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部</p>	<p>難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p> <p><u>○地方公共団体は、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>(2) 避難場所の運営管理 (略)</p> <p>○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握<u>及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。<u>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</u>また、避難の長期化等必要に応じて、<u>プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p><u>○地方公共団体は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</u></p> <p>○<u>国及び地方公共団体は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</u></p> <p>3 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達</p> <p>○被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。 (略)</p> <p>(3) 広域的避難収容 ○被災都道府県は、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、被災都道府県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動 ○流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。</p> <p>(1) 被災者等への情報伝達活動 ○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のニ</p>	<p>等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、<u>環境省</u>〕に資機材の調達に関して要請するものとする。 (略)</p> <p>(3) <u>応急仮設住宅の運営管理</u> <u>○地方公共団体は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。</u> <u>この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</u></p> <p>4 広域的避難収容 ○被災<u>地方公共団体</u>は、<u>災害の規模</u>、被災者の避難、収容状況、<u>避難の長期化等</u>にかんがみ、被災<u>地方公共団体</u>の区域外への広域的な避難<u>及び避難場所、応急仮設住宅等への</u>収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、<u>若しくは</u>避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕<u>又は都道府県</u>に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p>6 <u>帰宅困難者対策</u> <u>○首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、国及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。</u></p> <p><<第2章第12節から移動>></p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達活動 ○流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。</p> <p>(1) 被災者等への情報伝達活動 ○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のニ</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>ーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>○なお、国及び地方公共団体は、必要に応じ、公共機関、その他関係機関との連携を図りつつ、広域のあらゆる情報やニーズを収集・管理し、関係機関や住民に情報を発信する地元密着型の地域情報ステーションを、被災地近傍に設置するものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p> <p>第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</p> <p>○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、以下の方針の通り活動する。</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達、供給 (略)</p> <p>(3) 物資関係省庁の活動</p>	<p>ーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、<u>被災者生活支援に関する情報等</u>、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。</p> <p><u>○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p> <p>第7節 物資の調達、供給活動</p> <p>○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、<u>燃料</u>及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。<u>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p> <p><u>○被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達、供給 (略)</p> <p>(3) 物資関係省庁の活動</p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第9節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動</p> <p>(略)</p> <p>1 保健衛生</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難場所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等を<u>設ける</u>ものとする。</p> <p>○特に，高齢者，障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等への入所，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>3 遺体の処理等</p> <p>(略)</p> <p>第10節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動</p> <p>(略)</p> <p>1 社会秩序の維持</p> <p>○被災地及びその周辺(海上を含む。)においては，警察が独自に，又は自主防犯組織等と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 物価の安定，物資の安定供給</p> <p>(略)</p> <p>第11節 施設，設備等の応急復旧活動</p>	<p>(略)</p> <p><u>○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係業界団体の協力を得る等により，その供給の確保を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動</p> <p>(略)</p> <p>1 保健衛生</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難場所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等<u>の設置や心のケアを含めた対策を行う</u>ものとする。</p> <p>○特に，高齢者，障害者，<u>子ども</u>等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等への入所，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>3 遺体の処理等</p> <p>(略)</p> <p>第9節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動</p> <p>(略)</p> <p>1 社会秩序の維持</p> <p>○被災地及びその周辺(海上を含む。)においては，警察が独自に，又は自主防犯組織等と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努めるものとする。<u>また，被災地に限らず，災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに，災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 物価の安定，物資の安定供給</p> <p>(略)</p> <p><u><<第2章第3節へ移動>></u></p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ (1) 義援物資の受入れ (略) (2) 義援金の受入れ ○義援金の使用については、地方公共団体が義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。</p> <p>3 海外からの支援の受入れ ○外交ルートにて海外から支援の申し入れがあった場合には、外務省は、非常本部等にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報するものとする。 ○非常本部等は、支援の受入れの可能性について検討するものとする。</p> <p>○非常本部等が受入れを決定した場合、あらかじめ定めた対応方針に基づいて、海外からの支援の受入れ計画を作成し、計画の内容を支援を申し入れた国、関係省庁及び被災地方公共団体に示すものとする。その後関係省庁は、計画に基づき、当該海外からの支援を受け入れるものとする。なお、支援を受け入れないと決定した場合、速やかに関係国に通報するものとする。</p>	<p><u><<第2章第6節へ移動>></u></p> <p>第10節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ (1) 義援物資の受入れ (略) (2) 義援金の受入れ ○義援金の使用については、地方公共団体が義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。<u>その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>海外等</u>からの支援の受入れ ○外交ルートにて<u>海外等</u>から支援の申し入れがあった場合には、外務省は、非常本部等にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報するものとする。 ○非常本部等は、<u>被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し</u>、支援の受入れの可能性について検討するものとする。 ○非常本部等が支援の受入れを決定した場合、<u>関係省庁は、あらかじめ定めた対応方針</u>に基づいて、<u>海外等</u>からの支援の受入れ計画を作成するものとし、<u>非常本部等は、作成された同計画の内容を被災地方公共団体に提示するものとする。また、外務省は作成された受入れ計画の内容を支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。</u>その後関係省庁は、計画に基づき、当該<u>海外等</u>からの支援を受け入れるものとする。 <u>○なお、非常本部等は、支援を受け入れないと決定した場合、被災地方公共団体及び関係省庁に連絡するものとする。また、外務省はその決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。</u></p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>がれき</u>の処理</p> <p>○地方公共団体は、<u>がれき</u>の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、<u>がれき</u>の円滑かつ適正な処理を行うものとする。</p> <p>○環境省は、迅速な<u>がれき</u>処理について必要な支援を行う。</p> <p>○<u>がれき</u>処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</p> <p>○<u>がれき</u>処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、<u>がれき</u>の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(略)</p> <p><u>○都道府県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>災害廃棄物</u>の処理</p> <p>○地方公共団体は、<u>災害廃棄物</u>の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、<u>災害廃棄物</u>の円滑かつ適正な処理を行うものとする。</p> <p>○環境省は、迅速な<u>災害廃棄物</u>処理について必要な支援を行う。</p> <p>○<u>災害廃棄物</u>処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</p> <p>○<u>災害廃棄物</u>処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、<u>災害廃棄物</u>の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>○地方公共団体は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</u></p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付を行う。また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。<u>これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他に必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。<u>また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。<u>また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</p>	<p><u>○国及び地方公共団体は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。</u></p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p><u>○国及び地方公共団体は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</u></p> <p><u>○市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や被災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付するものとする。</u></p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。また、内閣府及び地方公共団体は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行うものとし、<u>国はこれを適切に支援する。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。<u>居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○株式会社日本政策金融公庫等は、<u>災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備資金の融資を行うものとする。</u></p>

第4編 風水害対策編

修正前	修正後
<p>○国独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、<u>災害復旧高度化資金貸付</u>、<u>中小企業設備近代化資金貸付</u>及び<u>中小企業体質強化資金貸付</u>等により、<u>設備復旧資金</u>、<u>運転資金</u>の貸付を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>農林漁業金融公庫</u>は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、<u>高度化融資（災害復旧貸付）</u>により、<u>事業協同組合等の施設</u>復旧資金の貸付を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>株式会社日本政策金融公庫等</u>は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。</p> <p>(略)</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 火山災害に強い国づくり，まちづくり (略)</p> <p>1 火山災害に強い国づくり (略)</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 ○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては，ネットワークの充実を含む火山災害に対する安全性の確保に努めるものとする</p> <p>(2) 火山災害に強い国土の形成 (略)</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり (1) 火山災害に強いまちの形成 (略)</p> <p><u>○国及び地方公共団体は，適切な土地利用の誘導，警戒避難対策の推進，住民等への情報提供等を効果的に行うため，各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進するものとする。</u> (略)</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は，道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 火山災害に対する建築物の安全化 (略)</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保 ○国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，火山災害に対する安全性の確保を図るとともに，必要に応じて，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(4) 降灰対策</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 火山災害に強い国づくり，まちづくり (略)</p> <p>1 火山災害に強い国づくり (略)</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 ○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては，<u>国土ミッシングリンクの解消等</u>ネットワークの充実，<u>施設・機能の代替性の確保，各交通施設の間の連携の強化</u>を含む火山災害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 火山災害に強い国土の形成 (略)</p> <p>2 火山災害に強いまちづくり (1) 火山災害に強いまちの形成 (略)</p> <p>(略)</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は，<u>緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上</u>，道路情報ネットワークシステム，<u>道路防災対策等</u>を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 火山災害に対する建築物の安全化 (略)</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保 ○<u>ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから</u>，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，火山災害に対する安全性の確保を図るとともに，必要に応じて，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(4) 降灰対策</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(5) 災害応急対策等への備え</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底</p> <p>(略)</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，火山災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに，<u>2～3日分の食料，飲料水等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策，様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中など）で火山災害発生時にとるべき行動，避難場所での行動等防災知識の普及，啓発を図るものとする。また，災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は，それぞれの火山の特質を考慮して，防災マップ，地区別防災カルテ，<u>火山に関するハザードマップ，火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し，研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。また，地域の实情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>○国及び地方公共団体は，防災週間，土砂災害防止月間等を通じ，積極的に防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 災害応急対策等への備え</p> <p>(略)</p> <p><u>《第1章第4節へ移動》</u></p> <p>第2節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底</p> <p>(略)</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，火山災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに，<u>以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>3日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策</u> ・<u>様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中など）で火山災害発生時にとるべき行動，避難場所での行動</u> ・<u>災害時の家族内の連絡体制の確保</u> <p>○地方公共団体は，<u>噴火時等の避難等の火山防災対策を検討するための協議会等（以下「火山防災協議会」という。）における検討を通じて，それぞれの火山の特質を考慮して，火山ハザードマップに，噴火警報等の解説，避難場所や避難経路，避難の方法，住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ，地区別防災カルテ，火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し，研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。また，地域の实情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>○国及び地方公共団体は，防災週間，土砂災害防止月間等を通じ，積極的に<u>かつ継続的に</u>防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮</p> <p>(略)</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化 (略)</p> <p>○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。<u>このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進にも努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練，事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(1) 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進 (略)</p> <p>(2) 火山噴火予知研究及び火山観測の充実・強化等 (略)</p> <p>(3) 社会学的研究の推進 (略)</p>	<p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化 (略)</p> <p>○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，<u>消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実</u>を図るものとする。<u>また研修の実施などによる防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備などにより，</u>これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備 (略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・<u>運用</u>するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の<u>実施</u>，事業所の耐震化・<u>耐浪化</u>，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，<u>燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に</u>実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害教訓の伝承</p> <p>○国〔内閣府，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，<u>過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p>第3節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(1) 火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進 (略)</p> <p>(2) 火山噴火予知研究及び火山観測の充実・強化等 (略)</p> <p>(3) 社会学的研究の推進 (略)</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え (略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 噴火警報等の伝達 (略)</p> <p>(2) 住民の避難誘導體制</p> <p>○地方公共団体は，避難場所，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また，発災時の避難誘導に係る計画を作成し，訓練を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は，高齢者，障害者等の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>○気象庁は，災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し，噴火及び異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集し，噴火警報を行い，これを伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。特に，火山活動の状態を分かりやすく伝え，地方公共団体等の的確な防災対策に</p>	<p>(4) 防災対策研究の国際的な情報発信</p> <p><u>○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は，我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから，国及び地方公共団体は，災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>《第1章第2節から移動》</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え (略)</p> <p><u>○都道府県は，国，市町村，公共機関，専門家等と連携し，火山防災協議会を設置するなど体制を整備するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は，適切な土地利用の誘導，警戒避難対策の推進，住民等への情報提供等を効果的に行うため，火山防災協議会における検討を通じて，各火山の特性を考慮した，複数の噴火シナリオの作成，噴火現象が到達する可能性がある危険区域を表記した火山ハザードマップの整備を推進するものとする。</u></p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 噴火警報等の伝達 (略)</p> <p>(2) 住民等の避難誘導體制</p> <p>○地方公共団体は，<u>火山防災協議会における検討を通じて</u>，避難場所，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるとともに，<u>噴火警戒レベルの導入に向けての防災対応や避難対象地域の設定を行い，避難開始時期や避難対象地域，避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を作成し，訓練を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は，高齢者，障害者等の災害時要援護者を速やかに避難誘導し，<u>安否確認を行う</u>ため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時より，<u>災害時要援護者に関する情報の把握・共有</u>，避難誘導體制の整備を図るものとする。</p> <p>2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>○気象庁は，災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し，噴火及び異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集し，噴火警報を行い，これを伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。特に，火山活動の状態を分かりやすく伝え，地方公共団体等の的確な防災対策に</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>資するよう、噴火時等によるべき防災行動を踏まえて区分した噴火警戒レベルの導入を進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>防災情報共有プラットフォーム</u>）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>○国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、火山に関するハザードマップ等の作成に生かすほか、必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。また、国等においてはそれらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>3 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。</p>	<p>資するよう、噴火時等に<u>と</u>るべき防災行動を踏まえて区分した噴火警戒レベルの導入を進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>総合防災情報システム</u>）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、<u>衛星携帯電話</u>、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>○国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、火山ハザードマップ、<u>火山防災マップ</u>等の作成に生かすほか、必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。また、国等においてはそれらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>(4) 通信手段の確保</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、<u>専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成</u>、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の実情を踏まえ、<u>災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した</u>応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>(2) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>○災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関、地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び、都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。</p> <p>(4) 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び火山災害に対する安全性の確保、総合的な防</p>	<p>等について徹底を図るものとする。</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>○災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関及び地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。<u>相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な火山災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。</u></p> <p><u>○国〔内閣府〕は、地方公共団体からの要請に基づき、火山防災エキスパートを派遣し、地方公共団体、火山防災協議会の活動を支援するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>○厚生労働省及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>○国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、<u>燃料</u>及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 都道府県等と自衛隊との連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に<u>書面にて</u>連絡しておくものとする。</p> <p>(7) 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>○国、公共機関、<u>地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関</u>は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び火</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>災機能を有する防災拠点・街区の整備，推進に努めるものとする。その際，物資の供給が相当困難な場合を想定した食料，飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。</p> <p>○国，公共機関，地方公共団体及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に係る機関は，保有する施設，設備について，代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り，停電時でも利用可能なものとするよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 救助・救急，医療及び消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国〔防衛省，海上保安庁〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国は災害時の医療関係者の役割，トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>5 緊急輸送活動関係</p>	<p>山災害に対する安全性の確保，総合的な防災機能を有する防災拠点・街区の整備，推進に努めるとともに，保有する施設，設備について，代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り，十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際，物資の供給が相当困難な場合を想定した食料，飲料水，燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備，通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努め，操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国〔警察庁，防衛省，海上保安庁〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国は災害時の医療関係者の役割，トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術，災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>6</u> 避難収容活動関係</p> <p>(1) 避難場所</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>○地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で、食料、水、<u>非常用電源</u>、常備菜、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅等</p> <p>○国〔国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省〕及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>9</u> 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p>	<p>(略)</p> <p>○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 <u>また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 避難収容及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 避難場所</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、<u>非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど</u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>○地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で<u>地域完結型の備蓄施設を確保し</u>、食料、水、常備菜、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅等</p> <p>○国〔国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、<u>環境省</u>〕及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 帰宅困難者対策</u></p> <p><u>○首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。</u></p> <p><u>《1章第2節の9から移動》</u></p> <p><u>(4) 被災者等への的確な情報伝達活動関係</u></p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○国等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>7 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係</p> <p>○地方公共団体は、大規模火山災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○国〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕及び地方公共団体は、食料，水及び医薬品等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔農林水産省，経済産業省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量について毎年度調査するものとする。</p> <p>食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，育児用調製粉乳 生活必需品…下着，毛布，作業着，タオル，エンジン発電機，<u>卓上コンロ，ボンベ</u></p>	<p>(略)</p> <p>○国等は、発災後の経過に応じて<u>地方公共団体</u>，被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>○国及び地方公共団体は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 物資の調達，供給活動関係</p> <p>○地方公共団体は、大規模火山災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・<u>輸送</u>体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、<u>大規模な火山災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか</u>、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。<u>なお、地方公共団体における上記の検討に資するため、国は、生活必需品等の物資のうち、生産拠点が被災することなどにより供給不足に陥る危険のあるものについて調査を行うものとする。</u></p> <p>○国〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕及び地方公共団体は、食料，水，<u>医薬品及び燃料</u>等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。<u>また、国〔経済産業省〕は、関係事業者による物資の調達・輸送に係る情報共有の取組みを促すものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国〔農林水産省，経済産業省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量について毎年度調査するものとする。</p> <p>食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，育児用調製粉乳 生活必需品…下着，毛布，作業着，タオル，エンジン発電機，<u>カセットこんろ，カートリッジボンベ</u></p> <p><u>○国及び都道府県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</u></p>

修正前	修正後
<p>8 施設、設備の応急復旧活動関係</p> <p>○国及び地方公共団体、<u>公共機関</u>は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>10 二次災害の防止活動関係</p> <p>(略)</p> <p>9 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p> <p>10 二次災害の防止活動関係</p> <p>11 海外からの支援の受入れ活動関係</p> <p>○海外からの支援については、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを、国〔内閣府、外務省、警察庁〕は発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府等〕はあらかじめ海外からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、その対応方針を定めておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府、外務省、農林水産省、警察庁等〕は、海外からの支援を受け入れる場合に必要となる諸手続きなどについては、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>12 防災関連機関の防災訓練の実施</p> <p>(1) 国における防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地方における防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) 実践的な訓練の実施と事後評価</p>	<p>のとする。</p> <p>○国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺などにより、被災地方公共団体からの要請が滞る場合などに対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。</p> <p>7 応急復旧及び二次災害の防止活動関係</p> <p>○国、<u>公共機関</u>及び地方公共団体は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>《第1章第2節の10から移動》</p> <p>(略)</p> <p>《第1章第4節の5へ移動》</p> <p>《第1章第4節の7へ移動》</p> <p>8 海外等からの支援の受入れ活動関係</p> <p>○海外等からの支援については、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを、国〔内閣府、外務省、<u>消防庁</u>、警察庁、<u>防衛省</u>〕は発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府等〕はあらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、その対応方針を<u>関係省庁において</u>定めておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府、外務省、農林水産省、<u>消防庁</u>、警察庁、<u>防衛省</u>等〕は、海外等からの支援を受け入れる場合に必要となる諸手続きなどについては、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>9 防災関連機関の防災訓練の実施</p> <p>(1) 国における防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地方における防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) 実践的な訓練の実施と事後評価</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。</p> <p>(略)</p> <p>1.3 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) 各種データの整備保全</p> <p>○国及び地方公共団体は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種データの総合的な整備保全(地籍，建物，権利関係，施設，地下埋設物等情報及び測量図面，情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備) <p>(略)</p> <p>(2) 復興対策の研究</p> <p>(略)</p>	<p>○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，<u>噴火シナリオ</u>や<u>火山</u>ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。</p> <p>(略)</p> <p>1.0 災害復旧・復興への備え</p> <p>(1) 各種データの整備保全</p> <p>○国及び地方公共団体は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種データの総合的な整備保全 (<u>戸籍</u>，<u>住民基本台帳</u>，地籍，<u>建築物</u>，権利関係，施設，地下埋設物等情報及び測量図面，情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備) <p>(略)</p> <p>(2) 復興対策の研究</p> <p>(略)</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>○火山災害の応急対策の動きとしては、まず災害発生直前の噴火警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的初動調査等被害状況等の収集、連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害など）の防止を行っていくこととなる。この他、国内外からの人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>1 火山災害に関する情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 警戒区域の設定、避難勧告等</p> <p>○地方公共団体は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険がある場合には、必要に応じ、警戒区域の設定、避難勧告等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国は、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難勧告等の対策に対し、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、気象庁の発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民等への周知に努めるものとする。</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>(略)</p> <p>○第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>○火山災害の応急対策の動きとしては、まず災害発生直前の噴火警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的初動調査等被害状況等の収集、連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水、<u>燃料</u>等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害など）の防止を行っていくこととなる。この他、国内外からの人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>1 火山災害に関する情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p><u>○消防庁は、気象庁から受信した噴火警報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。</u></p> <p>2 警戒区域の設定、避難勧告等</p> <p>○地方公共団体は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険がある場合には、<u>噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に対応して</u>、警戒区域の設定、避難勧告等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国は、地方公共団体が行う警戒区域の設定、避難勧告等の対策に対し、<u>火山防災協議会における検討を通じて</u>、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、<u>平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき</u>、気象庁が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民等への周知に努めるものとする。</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p><u>《第1章第3節から移動》</u></p> <p>○第1節及び第2節の1により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をと</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 被害規模の早期把握のための活動 (略)</p> <p>○国〔国土交通省、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、大規模な火山災害が発生した場合には、必要に応じて航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。 (略)</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>○市町村は、人的被害の状況、建築物の被害及び火災発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県に連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。</p> <p>○都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>○警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府（指定公共機関にあっては直接又は、関係指定行政機関を通じ）に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。</p>	<p>る。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 被害規模の早期把握のための活動 (略)</p> <p>○国〔国土交通省、警察庁、消防庁、防衛省、<u>国土地理院</u>、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、大規模な火山災害が発生した場合には、必要に応じて航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、<u>国土地理院</u>、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。 (略)</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>○市町村は、人的被害の状況（<u>行方不明者の数を含む。</u>）、建築物の被害及び火災発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県に連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。<u>特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。</u></p> <p>○都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>○大規模な火山災害が発生した場合には、必要に応じ、関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</p> <p>○大規模な火山災害が発生した場合には、必要に応じ、官邸において、関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合、必要に応じ、官邸から都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>○地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>○市町村は、都道府県に<u>応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する</u>。また、都道府県は、自ら実施する<u>応急対策の活動状況等を市町村に連絡する</u>。</p> <p>○都道府県及び公共機関は、<u>指定行政機関を通じ、非常本部等に</u>応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する<u>応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ</u>都道府県、公共機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>第3節 活動体制の確立</u></p> <p>○<u>第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる</u>。また、<u>国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参</u></p>	<p>○関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び<u>指定公共機関等は、必要に応じ、被害の第1次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕及び内閣府（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに関係機関に連絡する。</u></p> <p>○大規模な火山災害が発生した場合には、必要に応じ、官邸において、関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合、必要に応じ、官邸から<u>関係指定行政機関を通じ又は直接、</u>都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>○地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。<u>都道府県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>○市町村は、都道府県に<u>応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する</u>。また、都道府県は、自ら実施する<u>応急対策の活動状況等を市町村に連絡する</u>。</p> <p>○都道府県及び公共機関は、<u>必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に、</u>応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、<u>非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する</u>。また、指定行政機関は、<u>必要に応じ、</u>自ら実施する<u>応急対策の活動状況を官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡をする</u>とともに、都道府県、公共機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>《第2章第3節から移動》</u></p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p><u>集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。</u></p> <p><u>1</u> 地方公共団体の活動体制 (略)</p> <p><u>2</u> 広域的応援体制 (略)</p> <p><u>3</u> 内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制 ○内閣官房は、<u>社会的影響が大きい</u>大規模な火山災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、必要に応じ、官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。 (略)</p> <p><u>4</u> 災害対策関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p><u>5</u> 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 ○<u>社会的影響が大きい</u>大規模な火山災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、内閣官房は緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。 (略)</p> <p><u>6</u> 非常災害対策本部等の設置等</p> <p>(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(2) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(3) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置 (略)</p>	<p><u>3</u> 地方公共団体の活動体制 (略)</p> <p><u>4</u> 広域的<u>な</u>応援体制 <u>○災害の発生時には、その規模等に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</u> <u>○被災都道府県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、被災市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。また、国及び都道府県は、必要に応じて職員の派遣に係るあつせんを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> <u>国における活動体制</u></p> <p>(1) <u>内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制</u> ○内閣官房は、大規模な火山災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、必要に応じ、官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。 (略)</p> <p>(2) <u>災害対策関係省庁連絡会議の開催等</u> (略)</p> <p>(3) <u>緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</u> ○大規模な火山災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、内閣官房は緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。 (略)</p> <p>(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(5) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(6) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置 (略)</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>(4) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p>7 自衛隊の災害派遣</p> <p>○都道府県知事等法令で定める者は，自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報から判断し，必要があれば直ちに要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。</p> <p>○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>(略)</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 住民及び自主防災組織の役割 (略)</p> <p>(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 (略)</p> <p>(3) 国の各機関による救助・救急活動 (略)</p> <p>(4) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省，防衛省〕及び日本赤十字社は，被災地域内の<u>国立病院，国立療養所，国立大学病院，自衛隊の病院，日赤病院等</u>において医療活動を行うものとする。</p> <p>○被災地域内の医療機関等は，病院<u>建築物</u>，医療施設の被害の応急復旧を実施するとともに，必要に応じ，ライフライン事業者等に対し，応急復旧の要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(7) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p>(8) 自衛隊の災害派遣</p> <p>○都道府県知事等法令で定める者は，自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報<u>及び市町村の通信途絶の状況</u>から判断し，必要があれば直ちに要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。</p> <p>○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。<u>この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>(略)</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 住民及び自主防災組織の役割 (略)</p> <p>(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 (略)</p> <p>(3) <u>被災地以外の地方公共団体及び</u>国の各機関による救助・救急活動 (略)</p> <p><u>国土交通省及び高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。</u></p> <p>(4) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省，防衛省〕，<u>日本赤十字社及び独立行政法人国立病院機構</u>は，被災地域内の国立大学病院，自衛隊の病院，日赤病院，<u>国立病院機構の病院等</u>において医療活動を行うものとする。</p> <p>○被災地域内の医療機関等は，病院<u>建築物</u>，医療施設の被害の応急復旧を実施するとともに，必要に応じ，ライフライン事業者等に対し，応急復旧の要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>○被災地域内の医療機関は、状況に応じ、<u>救護班</u>を派遣するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、<u>救護班派遣計画</u>の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災地域外からの<u>救護班</u>の派遣</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、<u>救護班</u>の派遣について要請するものとする。</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し<u>救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>救護班</u>を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○被災地域を含む都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの<u>救護班</u>の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所(救護所など)の確保を図るものとする。</p> <p>○非常本部等は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、広域的な見地から、<u>救護班</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>救護班</u>の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 消火活動</p> <p>(1) 地方公共団体等による消火活動</p>	<p>○被災地域内の医療機関は、状況に応じ、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を派遣するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災地域外からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣について要請するものとする。</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○被災地域を含む都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（<u>医療機関</u>、救護所など）の確保を図るものとする。</p> <p>○非常本部等は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、広域的な見地から、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 消火活動</p> <p>(1) 地方公共団体等による消火活動</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(2) 被災地域外の地方公共団体による応援</p> <p>(略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>○第4節に述べた救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも、また、被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(1) 輸送に当たっての配慮事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 輸送対象の想定</p> <p>(略)</p> <p>2 交通の確保体制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路交通規制等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等</p> <p>(略)</p> <p>(4) 航路の障害物除去等</p> <p>(略)</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 海上交通の整理等</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 被災地域外の地方公共団体による応援</p> <p>(略)</p> <p><u>4 惨事ストレス対策</u></p> <p><u>○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>○消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>○第3節に述べた救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも、また、被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>(1) 輸送に当たっての配慮事項</p> <p>(略)</p> <p>(2) 輸送対象の想定</p> <p>(略)</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>○国土交通省は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u></p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路交通規制等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等</p> <p>(略)</p> <p>(4) 航路の障害物除去等</p> <p>(略)</p> <p>(5) 港湾及び漁港の応急復旧等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 海上交通の整理等</p> <p>(略)</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>(7) <u>飛行場等の応急復旧等</u> (略)</p> <p>(8) <u>航空管制等</u> (略)</p> <p>(9) <u>鉄道交通の確保</u> (略)</p> <p>(10) <u>広域輸送拠点の確保</u> (略)</p> <p>3 <u>緊急輸送</u> (略)</p> <p>○国土交通省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>燃料の確保</u> (略)</p> <p>第6節 <u>避難収容活動</u> (略)</p> <p>1 <u>避難誘導の実施</u> (略)</p> <p>2 <u>避難場所</u> (1) <u>避難場所の開設</u> ○地方公共団体は、災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害及びその二次災害の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等</u>、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>避難場所の運営管理</u> (略)</p>	<p>(7) <u>空港等の応急復旧等</u> (略)</p> <p>(8) <u>航空管制等</u> (略)</p> <p>(9) <u>鉄道交通の確保</u> (略)</p> <p>(10) <u>広域輸送拠点の確保</u> (略)</p> <p>3 <u>緊急輸送</u> (略)</p> <p>○国土交通省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、<u>港湾管理者</u>、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者、<u>港湾運送事業者</u>及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>緊急輸送のための燃料の確保</u> (略)</p> <p>第5節 <u>避難収容及び情報提供活動</u> (略)</p> <p>1 <u>避難誘導の実施</u> (略)</p> <p>2 <u>避難場所</u> (1) <u>避難場所の開設</u> ○地方公共団体は、災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害及びその二次災害の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等</u>、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p> <p><u>○地方公共団体は、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>(2) <u>避難場所の運営管理</u> (略)</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて<u>プライバシーの確保</u>、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</p> <p>○なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達</p> <p>○被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省及び国土交通省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。</p> <p>○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。<u>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</u>また、避難の長期化等必要に応じて、<u>プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、<u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</u></p> <p>○国及び地方公共団体は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、<u>旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</u></p> <p>○国及び地方公共団体は、<u>災害の規模等にかんがみて必要に応じ</u>、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、<u>民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用</u>等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達</p> <p>○被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省及び国土交通省、<u>環境省</u>〕に資機材の調達に関して要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 応急仮設住宅の運営管理</u></p> <p>○地方公共団体は、<u>各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。</u></p>

修正前	修正後
<p>(3) 広域的避難収容 ○被災都道府県は、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、被災都道府県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p>第11節 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>(1) 被災者等への情報伝達活動 ○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のニーズを十分把握し、火山活動、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。</p>	<p><u>この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</u></p> <p>4 広域的避難収容 ○被災<u>地方公共団体</u>は、<u>災害の規模</u>、被災者の避難、収容状況、<u>避難の長期化</u>等にかんがみ、被災<u>地方公共団体</u>の区域外への広域的な避難<u>及び避難場所、応急仮設住宅等への</u>収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、<u>若しくは</u>避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕<u>又は都道府県</u>に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p>6 帰宅困難者対策 ○<u>首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、国及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。</u></p> <p>《第2章第11節から移動》</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>(1) 被災者等への情報伝達活動 ○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のニーズを十分把握し、火山活動、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、<u>被災者生活支援に関する情報等</u>、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。</p> <p>○<u>非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所に</u></p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○なお、<u>国及び地方公共団体は、必要に応じ、公共機関、その他関係機関との連携を図りつつ、広域のあらゆる情報やニーズを収集・管理し、関係機関や住民に情報を発信する地元密着型の地域情報ステーションを、被災地近傍に設置するものとする。</u></p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p> <p>第7節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</p> <p>○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、<u>関係機関は、以下の方針の通り活動する。</u></p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達、供給 (略)</p> <p>(3) 物資関係省庁の活動 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第8節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 (略)</p> <p>1 保健衛生</p>	<p><u>いる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p> <p>第6節 物資の調達、供給活動</p> <p>○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、<u>燃料</u>及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。<u>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p> <p>○被災者の中でも、<u>交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達、供給 (略)</p> <p>(3) 物資関係省庁の活動 (略)</p> <p>○<u>資源エネルギー庁は、必要に応じ、又は非常本部等、関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、燃料について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 (略)</p> <p>1 保健衛生</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>○厚生労働省及び地方公共団体は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等<u>を設けるものとする。</u></p> <p>○特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 防疫活動 (略)</p> <p>3 遺体の処理等 (略)</p> <p>第9節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動 (略)</p> <p>1 社会秩序の維持</p> <p>○被災地及びその周辺(海上を含む。)においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 物価の安定、物資の安定供給 (略)</p> <p>第10節 <u>施設、設備の応急復旧活動</u> (略)</p> <p>(1) 施設、設備の応急復旧活動 (略)</p>	<p>○厚生労働省及び地方公共団体は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等<u>の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</u></p> <p>○特に、高齢者、障害者、<u>子ども</u>等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 防疫活動 (略)</p> <p>3 遺体の処理等 (略)</p> <p>第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動 (略)</p> <p>1 社会秩序の維持</p> <p>○被災地及びその周辺(海上を含む。)においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。<u>また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 物価の安定、物資の安定供給 (略)</p> <p>第9節 <u>応急復旧及び二次災害の防止活動</u> <u>1 施設、設備の応急復旧活動</u> (略)</p> <p>(1) 施設、設備の応急復旧活動 (略)</p> <p><u>○国土交通省は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設、設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は、被災地方公共団体等を支援するため、大規模な火山災害</u></p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与 (略)</p> <p>第12節 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>第11節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>第12節 二次災害の防止活動</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ (1) 義援物資の受入れ (略)</p> <p>(2) 義援金の受入れ</p> <p>○義援金の使用については、地方公共団体が義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。</p>	<p><u>の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通路の確保等を実施するものとする。</u></p> <p>(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与 (略)</p> <p><u>《第2章第12節から移動》</u></p> <p><u>2 二次災害の防止活動</u> (略)</p> <p><u>○国土交通省は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は、噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>○気象庁は、応急活動を支援するため、火山の活動状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>《第2章第5節へ移動》</u></p> <p><u>《第2章第9節へ移動》</u></p> <p>第10節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ (1) 義援物資の受入れ (略)</p> <p>(2) 義援金の受入れ</p> <p>○義援金の使用については、地方公共団体が義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。<u>その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</u></p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>3 海外からの支援の受入れ</p> <p>○外交ルートにて海外から支援の申し入れがあった場合には、外務省は、非常本部等にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報するものとする。</p> <p>○非常本部等は、支援の受入れの可能性について検討する。</p> <p>○非常本部等が受入れを決定した場合、あらかじめ定めた対応方針にもとづいて、海外からの支援の受入れ計画を作成し、計画の内容を<u>支援を申し入れた国、関係省庁及び被災地方公共団体に示すものとする。</u>その後関係省庁は、計画に基づき、当該海外からの支援を受け入れるものとする。<u>なお、支援を受け入れないと決定した場合、速やかに関係国に通報するものとする。</u></p>	<p>3 海外等からの支援の受入れ</p> <p>○外交ルートにて海外等から支援の申し入れがあった場合には、外務省は、非常本部等にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報するものとする。</p> <p>○非常本部等は、<u>被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し、支援の受入れの可能性について検討するものとする。</u></p> <p>○非常本部等が支援の受入れを決定した場合、<u>関係省庁は、あらかじめ定めた対応方針に基づいて、海外等からの支援の受入れ計画を作成するものとし、非常本部等は、作成された同計画の内容を被災地方公共団体に提示するものとする。また、外務省は作成された受入れ計画の内容を支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。</u>その後関係省庁は、計画に基づき、当該海外等からの支援を受け入れるものとする。</p> <p><u>○なお、非常本部等は、支援を受け入れないと決定した場合、被災地方公共団体及び関係省庁に連絡するものとする。また、外務省はその決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。</u></p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>がれき</u>の処理</p> <p>○地方公共団体は、<u>がれき</u>の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、<u>がれき</u>の円滑かつ適正な処理を行うものとする。</p> <p>○環境省は、迅速な<u>がれき</u>処理について必要な支援を行う。</p> <p>○<u>がれき</u>処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</p> <p>○<u>がれき</u>処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、<u>がれき</u>の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(略)</p> <p><u>○都道府県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>災害廃棄物</u>の処理</p> <p>○地方公共団体は、<u>災害廃棄物</u>の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、<u>災害廃棄物</u>の円滑かつ適正な処理を行うものとする。</p> <p>○環境省は、迅速な<u>災害廃棄物</u>処理について必要な支援を行う。</p> <p>○<u>災害廃棄物</u>処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</p> <p>○<u>災害廃棄物</u>処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(略)</p> <p><u>○国〔国土地理院〕は、大きな地殻変動が生じた地域を対象に、測量成果の再改定を図り復興事業の位置の基準を提供する。また大きな被災が生じた地域を対象に、計画的復興の基盤となる地理空間情報を整備・提供するものとする。</u></p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、<u>災害廃棄物</u>の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、<u>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付を行う。また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、<u>この他</u>必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。<u>また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。<u>また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>○地方公共団体は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。</u></p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p><u>○国及び地方公共団体は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</u></p> <p><u>○市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や被災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付するものとする。</u></p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。また、内閣府及び地方公共団体は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行うものとし、<u>国はこれを適切に支援する。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。<u>居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</u></p> <p>(略)</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
<p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</p> <p>○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○農林漁業金融公庫は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○株式会社日本政策金融公庫等は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備資金の融資を行うものとする。</p> <p>○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○株式会社日本政策金融公庫等は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。</p> <p>(略)</p>

第5編 火山災害対策編

修正前	修正後
第4章 継続災害への対応方針 (略)	第4章 継続災害への対応方針 (略)

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>第5編 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 雪害に強い国づくり，まちづくり (略)</p> <p>1 雪害に強い国づくり (略)</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては，ネットワークの充実を含む雪害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 雪害に強い国土の形成 (略)</p> <p>2 雪害に強いまちづくり</p> <p>(1) 雪害に強いまちの形成 (略)</p> <p>(2) 除雪体制等の整備 (略)</p> <p>(3) 雪害に対する建築物の安全性の確保 (略)</p> <p>(4) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>○国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，雪害に対する安全性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第6編 雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 雪害に強い国づくり，まちづくり (略)</p> <p>1 雪害に強い国づくり (略)</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては，<u>国土ミッシングリンクの解消等</u>ネットワークの充実，<u>施設・機能の代替性の確保，各交通施設の間の連携の強化</u>を含む雪害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 雪害に強い国土の形成 (略)</p> <p>2 雪害に強いまちづくり</p> <p>(1) 雪害に強いまちの形成 (略)</p> <p>(2) 除雪体制等の整備 (略)</p> <p><u>○地方公共団体等は，雪処理中の事故による死者を減らすため，地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また，住民が安全な除雪作業を行えるよう，技術指導や講習会を行うとともに，事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。さらに，気温が上がって雪が緩みやすくなった時など，事故が起こりやすいタイミングに合わせて，安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。</u></p> <p>(3) 雪害に対する建築物の安全性の確保 (略)</p> <p>(4) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>○<u>ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから，</u>国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，雪害に対する安全性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(略)</p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>(5) 災害応急対策等への備え (略)</p> <p><u>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</u></p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 (略)</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体等は，防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害の危険性を周知させるとともに，食料，飲料水等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策，<u>注意報・警報実施時にとるべき行動，避難場所での行動等防災知識の普及，啓発を図るものとする。また，災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>○国及び地方公共団体は，雪崩防災週間等を通じ，積極的に防災訓練等を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮 (略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化 (略)</p> <p>○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。<u>このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進にも努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p>	<p>(5) 災害応急対策等への備え (略)</p> <p><u><<第1章第4節へ移動>></u></p> <p>第2節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 (略)</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国，公共機関，地方公共団体等は，防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害の危険性を周知させるとともに，<u>以下の事項について普及・啓発を図るものとする。</u></p> <p>・<u>3日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレトペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策</u></p> <p>・<u>警報・注意報発表時にとるべき行動，避難場所での行動</u></p> <p>・<u>災害時の家族内の連絡体制の確保</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>○国及び地方公共団体は，雪崩防災週間等を通じ，積極的かつ<u>継続的</u>に防災訓練等を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮 (略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化 (略)</p> <p>○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，<u>消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実</u>を図るものとする。<u>また研修の実施などによる防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備などにより，</u>これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練，事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(1) 雪害及び雪害対策に関する研究の推進</p> <p>(略)</p> <p>(2) 予測，観測の充実・強化等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 社会学的研究等の推進</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の伝達</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・<u>運用</u>するよう努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の<u>実施</u>，事業所の耐震化・<u>耐浪化</u>，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，<u>燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施</u>するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害教訓の伝承</p> <p><u>○国〔内閣府，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般に閲覧できるように公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p>第3節 雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(1) 雪害及び雪害対策に関する研究の推進</p> <p>(略)</p> <p>(2) 予測，観測の充実・強化等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 社会学的研究等の推進</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 防災対策研究の国際的な情報発信</u></p> <p><u>○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は，我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから，国及び地方公共団体は，災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>《第1章第2節から移動》</u></p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p> <p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の伝達</p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(2) 住民の避難誘導體制</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、高齢者、障害者等の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>防災情報共有プラットフォーム</u>）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国、地方公共団体は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>災害応急体制の整備関係</u></p> <p>(1) 職員の体制</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の宿舍の職場近傍での確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努めるものとする。</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 住民<u>等</u>の避難誘導體制</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、高齢者、障害者等の災害時要援護者を速やかに避難誘導し、<u>安否確認を行う</u>ため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、<u>災害時要援護者に関する情報の把握・共有</u>、避難誘導體制の整備<u>を図る</u>ものとする。</p> <p>(3) 災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・連絡<u>及び応急体制の整備</u>関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>総合防災情報システム</u>）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、<u>衛星携帯電話</u>、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>(4) 職員の体制</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、<u>専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成</u>、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の宿舍の職場近傍での確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努めるものとする。</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の実情を踏まえ、<u>災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した</u>応急活動のためのマニ</p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>に定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>○災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関、地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。</p> <p>(4) 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水</p>	<p>アルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>○災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関及び地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。<u>相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な雪害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>○厚生労働省及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>○国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、<u>燃料</u>及び所要の資機材の調達等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 都道府県等と自衛隊との連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に<u>書面にて</u>連絡しておくものとする。</p> <p>(7) 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体<u>及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関</u>は、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実に努めるとともに、<u>保有する施設、設備</u></p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体及び救急医療を行う医療機関等災害応急対策に係る機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとするよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u> 災害の拡大防止と二次災害の防止活動関係 (略)</p> <p><u>9</u> 施設、設備の応急復旧活動関係</p> <p>○国及び地方公共団体、公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 救助・救急及び医療活動関係 (略)</p> <p>○国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 (略)</p> <p>○国〔防衛省〕は、救助用資機材の整備を推進するものとする。 (略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体は、輸送の途絶又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>6</u> 緊急輸送活動関係</p>	<p>について、<u>代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。</u>その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、<u>燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係 (略)</p> <p><<第1章第2節の9から移動>></p> <p>○国、<u>公共機関</u>及び地方公共団体は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u> 救助・救急及び医療活動関係 (略)</p> <p>○国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、<u>操作等の研修・訓練を定期的に行う</u>ものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 (略)</p> <p>○国〔<u>警察庁</u>、防衛省〕は、救助用資機材の整備を推進するものとする。 (略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体は、輸送の途絶又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設となる<u>災害拠点病院等</u>を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 緊急輸送活動関係</p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○道路管理者は、道路の除雪、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>7</u> 避難収容活動関係</p> <p>(1) 避難場所</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>○地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で、食料、水、<u>非常用電源</u>、常備菜、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅等</p> <p>○国〔国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省〕及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>1.0</u> 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p>	<p>(略)</p> <p>○道路管理者は、道路の除雪、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。<u>また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>6</u> 避難収容及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 避難場所</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、<u>非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど</u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>○地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で<u>地域完結型の備蓄施設を確保し</u>、食料、水、常備菜、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅等</p> <p>○国〔国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、<u>環境省</u>〕及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 帰宅困難者対策</u></p> <p><u>○首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。</u></p> <p><u><<第1章第2節の1.0から移動>></u></p> <p><u>(4)</u> 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○国等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動関係</p> <p>○地方公共団体は、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○国〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕は、食料，水及び医薬品等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○国〔農林水産省，経済産業省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量については毎年度調査するものとする。</p> <p>食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，育児用調製粉乳 生活必需品…下着，毛布，作業着，タオル，エンジン発電機，<u>卓上コンロ，ボンベ</u></p>	<p>(略)</p> <p>○国等は、発災後の経過に応じて<u>地方公共団体</u>，被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>○国及び地方公共団体は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 物資の調達，供給活動関係</p> <p>○地方公共団体は、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・<u>輸送</u>体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、<u>大規模な雪害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。なお、地方公共団体における上記の検討に資するため、国は、生活必需品等の物資のうち、生産拠点が被災することなどにより供給不足に陥る危険のあるものについて調査を行うものとする。</u></p> <p>○国〔農林水産省，厚生労働省，経済産業省，総務省〕は、食料，水，医薬品<u>及び燃料</u>等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。<u>また、国〔経済産業省〕は、関係事業者による物資の調達・輸送に係る情報共有の取組みを促すものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国〔農林水産省，経済産業省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量については毎年度調査するものとする。</p> <p>食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，育児用調製粉乳 生活必需品…下着，毛布，作業着，タオル，エンジン発電機，<u>カセットこんろ，カートリッジボンベ</u></p> <p><u>○国及び都道府県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</u></p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>9 施設、設備の応急復旧活動関係</p> <p>10 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p> <p>1.1 海外からの支援の受入れ活動関係</p> <p>○海外からの支援については、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを、国〔内閣府、外務省、警察庁〕は発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府等〕はあらかじめ海外からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、その対応方針を定めておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府、外務省、農林水産省、警察庁等〕は、海外からの支援を受け入れる場合に必要の諸手続などについては、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>1.2 防災関連機関の防災訓練の実施 (略)</p> <p>1.3 災害復旧・復興への備え (略)</p>	<p><u>○国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺などにより、被災地方公共団体からの要請が滞る場合などに対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。</u></p> <p><u><<第1章第2節の3へ移動>></u></p> <p><u><<第1章第2節の6へ移動>></u></p> <p><u>8</u> 海外等からの支援の受入れ活動関係</p> <p>○海外等からの支援については、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを、国〔内閣府、外務省、<u>消防庁</u>、警察庁、<u>防衛省</u>〕は発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府等〕はあらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある分野について検討し、その対応方針を<u>関係省庁において</u>定めておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府、外務省、農林水産省、<u>消防庁</u>、警察庁、<u>防衛省</u>等〕は、海外等からの支援を受け入れる場合に必要の諸手続などについては、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p><u>9</u> 防災関連機関の防災訓練の実施 (略)</p> <p>1 <u>0</u> 災害復旧・復興への備え (略)</p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>○災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、除雪の実施、雪崩災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。その後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>1 雪害に関する警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 住民の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>通信の確保</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第3節 活動体制の確立</u></p> <p>○第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡</p> <p>○市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>○災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、除雪の実施、雪崩災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、水、<u>燃料</u>等の供給）を行う。その後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>(略)</p> <p>1 雪害に関する警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p><u>○消防庁は、気象庁から受信した警報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。</u></p> <p>2 <u>住民等</u>の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>活動体制の確立</u></p> <p>(略)</p> <p><u><<第2章第3節から移動>></u></p> <p>○第1節及び第2節の1により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡</p> <p>○市町村は、人的被害の状況（<u>行方不明者の数を含む。</u>）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の</p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。</p> <p>○都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>○警察庁、消防庁、防衛省及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府（指定公共機関にあつては直接又は関係指定行政機関を通じ）に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。</p> <p>○大規模な雪害が発生した場合には、必要に応じ関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>○地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>○市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</p> <p>○都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策</p>	<p>途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。<u>特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。</u></p> <p>○都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>○関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省等〕及び指定公共機関等は、<u>必要に応じ、被害の第1次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕及び内閣府（指定公共機関等にあつては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに関係機関に連絡する。</u></p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>○地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。<u>都道府県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>○市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</p> <p>○都道府県及び公共機関は、<u>必要に応じ、指定行政機関を通じ、官邸〔内</u></p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。また，指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を<u>非常本部等に連絡</u>するとともに，<u>必要に応じ</u>都道府県，公共機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>○非常本部等は，収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を，必要に応じ指定行政機関及び都道府県等に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>第3節 活動体制の確立</u></p> <p><u>1</u> 地方公共団体の活動体制</p> <p>(略)</p> <p><u>2</u> 広域的な応援体制</p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> 内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制</p> <p>○内閣官房は，<u>社会的影響が大きい大規模な雪害が発生した場合</u>，必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u> 災害対策関係省庁連絡会議の開催等</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</p> <p>○<u>社会的影響が大きい大規模な雪害が発生した場合</u>，内閣官房は緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等</p>	<p><u>閣官房</u>及び<u>内閣府</u>に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡し，<u>非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡</u>する。また，指定行政機関は，<u>必要に応じ</u>，自ら実施する応急対策の活動状況を<u>官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し，非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡</u>するとともに，都道府県，公共機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>○非常本部等は，収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を，必要に応じ指定行政機関，<u>指定公共機関</u>及び都道府県等に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> 地方公共団体の活動体制</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u> 広域的な応援体制</p> <p><u>○災害の発生時には，その規模等に応じて，国，地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</u></p> <p><u>○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。また，国及び都道府県は，必要に応じて職員の派遣に係るあつせんを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5 国における活動体制</u></p> <p><u>(1)</u> 内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制</p> <p>○内閣官房は，大規模な雪害が発生した場合，必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>(2)</u> 災害対策関係省庁連絡会議の開催等</p> <p>(略)</p> <p><u>(3)</u> 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</p> <p>○大規模な雪害が発生した場合，内閣官房は緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。</p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>を行う。 (略)</p> <p><u>6 非常災害対策本部等の設置等</u> (1) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略) (2) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略) (3) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置 (略) (4) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p><u>7 自衛隊の災害派遣</u> ○都道府県知事等法令で定める者は，自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報から判断し，必要があれば直ちに要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。 ○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>第4節 除雪の実施と雪崩災害の防止活動</u> (略)</p> <p>(1) 除雪の実施 (略) (2) 雪崩災害の発生，拡大防止 (略)</p> <p><u>第11節 施設，設備の応急復旧活動</u> (略) (1) 施設，設備の応急復旧活動 (略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(4)</u> 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略) <u>(5)</u> 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略) <u>(6)</u> 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置 (略) <u>(7)</u> 非常災害対策本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略) <u>(8)</u> 自衛隊の災害派遣 ○都道府県知事等法令で定める者は，自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し，必要があれば直ちに要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。 ○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。<u>この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。</u></p> <p><u>第3節 除雪の実施，雪崩災害の防止及び応急復旧活動</u> <u>1 除雪の実施と雪崩災害の防止活動</u> (略) <u>○気象庁は，応急活動を支援するため，被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。</u> (1) 除雪の実施 (略) (2) 雪崩災害の発生，拡大防止 (略)</p> <p><u>2 施設，設備の応急復旧活動</u> (略) (1) 施設，設備の応急復旧活動 (略) <u>○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し，被災状況の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地</u></p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与 (略)</p> <p>第5節 救助・救急及び医療活動 (略)</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 住民及び自主防災組織の役割 (略)</p> <p>(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 (略)</p> <p>(3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 (略)</p> <p>(4) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省、防衛省〕及び日本赤十字社は、被災地域内の<u>国立病院</u>、<u>国立療養所</u>、<u>国立大学病院</u>、<u>自衛隊の病院</u>、<u>日赤病院</u>等において医療活動を行うものとする。</p> <p>○被災地域内の医療機関等は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行うものとする。</p> <p>○被災地域内の医療機関は、状況に応じ、<u>救護班</u>を派遣するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、<u>救護班</u>派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p>	<p><u>の早期復旧その他災害応急対策など、施設、設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u></p> <p>○国土交通省は、被災地方公共団体等を支援するため、大規模な雪害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、<u>緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。</u></p> <p>(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与 (略)</p> <p>第4節 救助・救急及び医療活動 (略)</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 住民及び自主防災組織の役割 (略)</p> <p>(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 (略)</p> <p>(3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 (略)</p> <p>○国土交通省及び高速道路会社は、<u>高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。</u></p> <p>(4) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省、防衛省〕、<u>日本赤十字社及び独立行政法人国立病院機構</u>は、被災地域内の国立大学病院、自衛隊の病院、日赤病院、<u>国立病院機構の病院</u>等において医療活動を行うものとする。</p> <p>○被災地域内の医療機関等は、病院<u>建築物</u>、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行うものとする。</p> <p>○被災地域内の医療機関は、状況に応じ、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を派遣するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(2) 被災地域外からの救護班の派遣</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、<u>救護班</u>の派遣について要請するものとする。</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し<u>救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>救護班</u>を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○被災地域を含む都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの<u>救護班</u>の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所の確保を図るものとする。</p> <p>○非常本部等は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、広域的な見地から、<u>救護班</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>救護班</u>の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>○第5節に述べた救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、また、被</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 被災地域外からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣について要請するものとする。</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○被災地域を含む都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（<u>医療機関、救護所など</u>）の確保を図るものとする。</p> <p>○非常本部等は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、広域的な見地から、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>3 惨事ストレス対策</u></p> <p>○<u>救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p>○<u>消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>○第4節に述べた救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、また、被</p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>害の拡大防止，さらに避難者に緊急物資を供給するためにも，交通を確保し，緊急輸送を行う必要がある。</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略)</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等 (略)</p> <p>○道路管理者は，その管理する道路について，早急に被害状況を把握し，国土交通省等に報告するほか，障害物の除去，除雪の実施，応急復旧等を行い道路機能の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 港湾及び漁港の応急復旧等 (略)</p> <p>(5) <u>飛行場</u>等の応急復旧等 (略)</p> <p>(6) 航空管制等 (略)</p> <p>(7) 鉄道交通の確保 (略)</p> <p>(8) 広域輸送拠点の確保 (略)</p> <p>3 緊急輸送 (略)</p> <p>○国土交通省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，航空運送事業者，道路運送事業者，海上運送事業</p>	<p>害の拡大防止，さらに避難者に緊急物資を供給するためにも，交通を確保し，緊急輸送を行う必要がある。</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略)</p> <p>2 交通の確保 (略)</p> <p><u>○国土交通省は，必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し，被災状況の迅速な把握，被害の発生及び拡大の防止，被災地の早期復旧その他災害応急対策など，交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u></p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 道路交通規制等 (略)</p> <p>(3) 道路の応急復旧等 (略)</p> <p>○道路管理者は，その管理する道路について，早急に被害状況を把握し，国土交通省等に報告するほか，障害物の除去，除雪の実施，応急復旧等を行い道路機能の確保に努めるものとする。<u>また，短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては，道路管理者相互の連携の下，迅速・適切に対応するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 港湾及び漁港の応急復旧等 (略)</p> <p>(5) <u>空港</u>等の応急復旧等 (略)</p> <p>(6) 航空管制等 (略)</p> <p>(7) 鉄道交通の確保 (略)</p> <p>(8) 広域輸送拠点の確保 (略)</p> <p>3 緊急輸送 (略)</p> <p>○国土交通省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，<u>港湾管理者</u>，航空運送事業者，道路運送事業者，</p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 燃料の確保</p> <p>(略)</p> <p>第7節 避難収容活動</p> <p>(略)</p> <p>1 避難誘導の実施</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設</p> <p>○地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、雪崩災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難場所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</p>	<p>海上運送事業者、<u>港湾運送事業者</u>及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 <u>緊急輸送のための</u>燃料の確保</p> <p>(略)</p> <p>第6節 避難収容<u>及び情報提供</u>活動</p> <p>(略)</p> <p>1 避難誘導の実施</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設</p> <p>○地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、雪崩災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>民間賃貸住宅</u>、<u>旅館・ホテル</u>等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</p> <p><u>○地方公共団体は、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>(2) 避難場所の運営管理</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握<u>及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。<u>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</u>また、避難の長期化等必要に応じて、<u>プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに</u></p>

修正前	修正後
<p>3 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達</p> <p>○被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。 (略)</p>	<p>に、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。<u>特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</u></p> <p>○国及び地方公共団体は、<u>災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</u></p> <p>○国及び地方公共団体は、<u>災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</u></p> <p>3 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達</p> <p>○被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、<u>環境省</u>〕に資機材の調達に関して要請するものとする。 (略)</p> <p><u>(3) 応急仮設住宅の運営管理</u></p> <p>○地方公共団体は、<u>各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。</u> <u>この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</u></p> <p>4 広域的避難収容</p> <p>○被災地方公共団体は、<u>災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、若しくは避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。</u></p> <p>○非常本部等は、<u>要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び</u></p>

修正前	修正後
<p>4 災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>(1) 被災者等への情報伝達活動 ○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>○なお、国及び地方公共団体は、必要に応じ、公共機関、その他関係機関との連携を図りつつ、広域のあらゆる情報やニーズを収集・管理し、関係機関や住民に情報を発信する地元密着型の地域情報ステーションを、被災地近傍に設置するものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p>	<p><u>緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。</u></p> <p><u>○避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁、被災都道府県等は、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</u></p> <p>5 災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p>6 帰宅困難者対策 <u>○首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、国及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。</u></p> <p><u><<第2章第12節から移動>></u></p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>(1) 被災者等への情報伝達活動 ○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、<u>被災者生活支援に関する情報等</u>、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。</p> <p><u>○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(略)</p> <p>第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給活動</p> <p>○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，<u>以下の方針の通り活動する。</u></p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達，供給</p> <p>(略)</p> <p>(3) 物資関係省庁の活動</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第9節 保健衛生，遺体の処理等に関する活動</p> <p>(略)</p> <p>1 保健衛生</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難場所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等<u>を設けるものとする。</u></p> <p>○特に，高齢者，障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等への入所，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(略)</p> <p>第7節 物資の調達，供給活動</p> <p>○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，<u>燃料</u>及び毛布等生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行う<u>ものとする。</u> <u>なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p> <p>○被災者の中でも，交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，<u>食料，飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達，供給</p> <p>(略)</p> <p>(3) 物資関係省庁の活動</p> <p>(略)</p> <p>○<u>資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係業界団体の協力を得る等により，その供給の確保を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 保健衛生，遺体の処理等に関する活動</p> <p>(略)</p> <p>1 保健衛生</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難場所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等<u>の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</u></p> <p>○特に，高齢者，障害者，<u>子ども</u>等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等への入所，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。</p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>2 遺体の処理等</p> <p>(略)</p> <p>第10節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動</p> <p>(略)</p> <p>1 社会秩序の維持</p> <p>○被災地及びその周辺においては，警察が独自に，又は自主防犯組織等と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努めるものとする。</p> <p>2 物価の安定，物資の安定供給</p> <p>(略)</p> <p>第11節 施設，設備の応急復旧活動</p> <p>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>第13節 自発的支援の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p> <p>2 国民等からの義援物資，義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>(2) 義援金の受入れ</p> <p>○義援金の使用については，地方公共団体が義援金収集团体と配分委員会を組織し，十分協議の上，定めるものとする。</p> <p>3 海外からの支援の受入れ</p> <p>○外交ルートにて海外から支援の申し入れがあった場合には，外務省は，非常本部等にその種類，規模，到着予定日時，場所等を通報するものとする。</p> <p>○非常本部等は，支援の受入れの可能性について検討するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 遺体の処理等</p> <p>(略)</p> <p>第9節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動</p> <p>(略)</p> <p>1 社会秩序の維持</p> <p>○被災地及びその周辺においては，警察が独自に，又は自主防犯組織等と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努めるものとする。<u>また，被災地に限らず，災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに，災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。</u></p> <p>2 物価の安定，物資の安定供給</p> <p>(略)</p> <p><u><<第2章第3節へ移動>></u></p> <p><u><<第2章第6節へ移動>></u></p> <p>第10節 自発的支援の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p> <p>2 国民等からの義援物資，義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p> <p>(略)</p> <p>(2) 義援金の受入れ</p> <p>○義援金の使用については，地方公共団体が義援金収集团体と配分委員会を組織し，十分協議の上，定めるものとする。<u>その際，配分方法を工夫するなどして，出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</u></p> <p>3 海外等からの支援の受入れ</p> <p>○外交ルートにて海外等から支援の申し入れがあった場合には，外務省は，非常本部等にその種類，規模，到着予定日時，場所等を通報するものとする。</p> <p>○非常本部等は，<u>被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し</u>，支援の受入れの可能性について検討するものとする。</p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>○非常本部等が受入れを決定した場合、あらかじめ定めた対応方針に基づいて、海外からの支援の受入れ計画を作成し、計画の内容を<u>支援を申し入れた国、関係省庁及び被災地方公共団体に示すものとする</u>。その後関係省庁は、計画に基づき、当該海外からの支援を受け入れるものとする。<u>なお、支援を受け入れないと決定した場合、速やかに関係国に通報するものとする。</u></p>	<p>○非常本部等が支援の受入れを決定した場合、<u>関係省庁は、</u>あらかじめ定めた対応方針に基づいて、海外等からの支援の受入れ計画を作成<u>するものとし、非常本部等は、作成された同計画の内容を被災地方公共団体に提示するものとする。また、外務省は作成された受入れ計画の内容を支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。</u>その後関係省庁は、計画に基づき、当該海外等からの支援を受け入れるものとする。<u>○なお、非常本部等は、支援を受け入れないと決定した場合、被災地方公共団体及び関係省庁に連絡するものとする。また、外務省はその決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。</u></p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(略)</p> <p>第2節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付を行う。また、内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。<u>これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、地方公共団体は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他に必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。<u>また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。<u>また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構</u></p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>(略)</p> <p><u>○都道府県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</u></p> <p>第2節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p><u>○国及び地方公共団体は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</u></p> <p><u>○市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や被災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付するものとする。</u></p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。また、内閣府及び地方公共団体は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行うものとし、<u>国はこれを適切に支援する。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。<u>居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力する</u></p>

第6編 雪害対策編

修正前	修正後
<p>築するものとする。 (略)</p> <p>第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、<u>運転資金、設備復旧資金の低利融資等</u>を行うものとする。</p> <p>○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、<u>災害復旧高度化資金貸付等</u>により、<u>設備復旧資金、運転資金</u>の貸付を行うものとする。 (略)</p> <p>○農林漁業金融公庫は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。 (略)</p>	<p><u>ことにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</u> (略)</p> <p><u>○国及び地方公共団体は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。</u></p> <p>第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○<u>株式会社日本政策金融公庫等</u>は、<u>災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資</u>するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備資金の融資を行うものとする。</p> <p>○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、<u>高度化融資（災害復旧貸付）</u>により、<u>事業協同組合等の施設</u>復旧資金の貸付を行うものとする。 (略)</p> <p>○<u>株式会社日本政策金融公庫等</u>は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。 (略)</p>

第7編 海上災害対策編

修正前	修正後
<p>第1編 海上災害対策編</p> <p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 海上交通の安全のための情報の充実</p> <p>○気象庁は、船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 船舶の安全な運行の確保</p> <p>(略)</p> <p>第3節 船舶の安全性の確保</p> <p>(略)</p> <p>第4節 <u>迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</u></p> <p>第5節 海上防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <p>第6節 海上交通環境の整備</p> <p>(略)</p> <p>第7節 海上災害及び防災に関する研究等の推進及び再発防止対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>防災情報共有プラットフォーム</u>）に集約できるよう努めるものとする。</p>	<p>第2編 海上災害対策編</p> <p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 海上交通の安全のための情報の充実</p> <p>○気象庁は、船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予<u>報</u>・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 船舶の安全な運行の確保</p> <p>(略)</p> <p>第3節 船舶の安全性の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>《第1章第7節へ移動》</u></p> <p>第4節 海上防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <p>第5節 海上交通環境の整備</p> <p>(略)</p> <p>第6節 海上災害及び防災に関する研究等の推進及び再発防止対策の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>○国〔国土交通省等〕は、運輸安全委員会の勧告及び意見等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。</u></p> <p><u>《第1章第4節から移動》</u></p> <p>第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡<u>及び応急体制の整備</u>関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>総合防災情報システム</u>）に集約できるよう努めるものとする。</p>

第7編 海上災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>2 災害応急体制の整備関係</u></p> <p>(1) 職員の体制</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体及び民間救助・防災組織等は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動関係</u></p> <p>(1) 搜索、救助・救急活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○防衛省においても、救助用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>(4) 職員の体制</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体及び民間救助・防災組織等は、それぞれの機関の実情を踏まえ、<u>災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した</u>応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>○厚生労働省及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>2</u> 搜索、救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(1) 搜索、救助・救急活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○<u>国〔警察庁、防衛省〕</u>においても、救助用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>○国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）</u></p>

第7編 海上災害対策編

修正前	修正後
<p>(3) 消火活動関係 (略)</p> <p><u>4</u> 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p><u>5</u> 危険物等の大量流出時における防除活動関係 (略)</p> <p><u>6</u> 関係者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p><u>7</u> 二次災害の防止活動関係 (略)</p> <p><u>8</u> 防災関係機関の防災訓練の実施</p> <p>(1) 防災訓練の実施 (略)</p> <p>(2) 実践的な訓練の実施と事後評価 (略)</p> <p><u>9</u> 災害復旧への備え (略)</p>	<p><u>に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</u></p> <p>(3) 消火活動関係 (略)</p> <p><u>3</u> 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p><u>4</u> 危険物等の大量流出時における防除活動関係 (略)</p> <p><u>5</u> 関係者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p><u>6</u> 二次災害の防止活動関係 (略)</p> <p><u>7</u> 防災関係機関の防災訓練の実施</p> <p>(1) 防災訓練の実施 (略)</p> <p>(2) 実践的な訓練の実施と事後評価 (略)</p> <p><u>8</u> 災害復旧への備え (略)</p>

第7編 海上災害対策編

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>通信の確保</u></p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 海上事故情報等の連絡 (略)</p> <p>(2) 大規模な海上事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>○<u>警察庁，消防庁，防衛省及び指定公共機関等は，被害規模に関する概括的な情報等を海上保安庁（指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ）に連絡し，海上保安庁は被害規模を迅速に把握するとともに，これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。</u></p> <p>○<u>社会的影響が大きい大規模な海上災害が発生した場合，関係省庁〔海上保安庁，警察庁，消防庁，防衛省等〕等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</u></p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p>第2節 <u>活動体制の確立</u></p> <p><u>1 関係事業者等の活動体制</u> (略)</p> <p><u>2 内閣官房，指定行政機関の活動体制</u></p> <p><u>3 地方公共団体及び公共機関の活動体制</u> (略)</p> <p><u>4 広域的な応援体制</u></p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>活動体制の確立</u></p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 海上事故情報等の連絡 (略)</p> <p>(2) 大規模な海上事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>○<u>関係省庁〔海上保安庁，警察庁，消防庁，防衛省等〕及び指定公共機関等は被害の第1次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕及び海上保安庁（指定公共機関にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び海上保安庁は被害規模を迅速に把握するとともに，これらを速やかに関係機関に連絡する。</u></p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p><u>3 関係事業者等の活動体制</u> (略)</p> <p><u>《第2章第1節の6へ移動》</u></p> <p><u>4 地方公共団体及び公共機関の活動体制</u> (略)</p> <p><u>5 広域的な応援体制</u> ○<u>災害の発生時には，その規模等に応じて，国，地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</u> ○<u>被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，</u></p>

第7編 海上災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p><u>2</u> 内閣官房，指定行政機関の活動体制 (略)</p> <p><u>5</u> 関係省庁連絡会議の開催等</p> <p>(1) 関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p>(2) 警戒本部の設置等 (略)</p> <p><u>6</u> 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p><u>7</u> 非常災害対策本部の設置等</p> <p>(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p><u>8</u> 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p><u>9</u> 防災業務関係者の安全確保 (略)</p> <p>第<u>3</u>節 搜索，救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 搜索活動 (略)</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>(1) 関係事業者，防災関係機関による救助・救急活動 (略)</p>	<p><u>関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。また，国及び都道府県は，必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>6 国における活動体制</u></p> <p><u>《第7編第2章第2節2から移動》</u></p> <p><u>(1)</u> 内閣官房，指定行政機関の活動体制 (略)</p> <p><u>(2)</u> 関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p><u>(3)</u> 警戒本部の設置等 (略)</p> <p><u>(4)</u> 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p><u>(5)</u> 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p><u>(6)</u> 非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p><u>(7)</u> 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p><u>7</u> 防災業務関係者の安全確保 (略)</p> <p>第<u>2</u>節 搜索，救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 搜索活動 (略)</p> <p>2 救助・救急活動</p> <p>(1) 関係事業者，防災関係機関による救助・救急活動 (略)</p> <p><u>○国土交通省及び高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。</u></p>

第7編 海上災害対策編

修正前	修正後
<p>(2) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>3 医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社は、医師を確保し<u>救護班</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>救護班</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>救護班</u>を編成した医療関係機関は、その旨非常災害対策本部に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○非常災害対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、<u>救護班</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>救護班</u>の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>4 消火活動 (略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第5節 危険物等の大量流出に対する応急対策 (略)</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第7節 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>○気象庁は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を発表するものとする。</p>	<p>(2) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>3 医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体</u>は、医師を確保し<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成した医療関係機関は、その旨非常災害対策本部に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○非常災害対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>4 消火活動 (略)</p> <p><u>5 惨事ストレス対策</u></p> <p><u>○捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>○消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 (略)</p> <p>第5節 関係者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第6節 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>○気象庁は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予<u>報</u>・警報等の情報を発表するものとする。</p>

第7編 海上災害対策編

修正前	修正後
第3章 災害復旧 (略)	第3章 災害復旧 (略)

第8編 航空災害対策編

修正前	修正後
<p>第7編 航空災害対策編 (略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 航空交通の安全のための情報の充実 (略)</p> <p>○気象庁は、航空機の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、局地的な激しい気象の変化を監視する空港気象ドップラーレーダー等の航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて、航空交通の安全のための気象情報の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 航空機の安全な運航の確保 (略)</p> <p>第3節 航空機の安全性の確保 (略)</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>第5節 航空交通環境の整備 (略)</p> <p>第6節 再発防止対策の推進</p> <p>○国土交通省は、<u>航空・鉄道事故調査委員会</u>の勧告及び<u>建議</u>等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>防災情報共有プラットフォーム</u>）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p>	<p>第8編 航空災害対策編 (略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 航空交通の安全のための情報の充実 (略)</p> <p>○気象庁は、航空機の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予<u>報</u>・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、局地的な激しい気象の変化を監視する空港気象ドップラーレーダー等の航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて、航空交通の安全のための気象情報の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 航空機の安全な運航の確保 (略)</p> <p>第3節 航空機の安全性の確保 (略)</p> <p><u>《第1章第6節へ移動》</u></p> <p>第4節 航空交通環境の整備 (略)</p> <p>第5節 再発防止対策の推進</p> <p>○<u>国〔国土交通省等〕</u>は、<u>運輸安全委員会</u>の勧告及び<u>意見</u>等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。</p> <p><u>《第1章第4節から移動》</u></p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡及び<u>応急体制の整備</u>関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>総合防災情報システム</u>）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p>

第8編 航空災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>2 災害応急体制の整備関係</u></p> <p>(1) 職員の体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係</u></p> <p>(1) 捜索活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消火救難及び救助・救急、消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国〔防衛省、海上保安庁〕は、救助用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、空港管理者、日本赤十字社及び地方公共団体は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係</p> <p>(略)</p> <p>5 関係者等への的確な情報伝達活動関係</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 職員の体制</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 防災関係機関相互の連携体制</u></p> <p>(略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>○厚生労働省及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>2 捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係</u></p> <p>(1) 捜索活動関係</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消火救難及び救助・救急、消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○国〔<u>警察庁</u>、防衛省、海上保安庁〕は、救助用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、空港管理者、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>○国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</u></p> <p>3 緊急輸送活動関係</p> <p>(略)</p> <p>4 関係者等への的確な情報伝達活動関係</p> <p>(略)</p>

第8編 航空災害対策編

修正前	修正後
6 防災関係機関の防災訓練の実施 (略)	5 防災関係機関の防災訓練の実施 (略)

第8編 航空災害対策編

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>通信の確保</u></p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 航空事故情報等の連絡 (略)</p> <p>(2) 大規模な航空事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>○<u>警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁及び指定公共機関等は，被害規模に関する概括的な情報等を国土交通省（指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ）に連絡し，国土交通省は被害規模を迅速に把握するとともに，これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。</u></p> <p>○<u>社会的影響が大きい大規模な航空災害が発生した場合，関係省庁〔国土交通省，警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁等〕等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</u></p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p><u>第2節 活動体制の確立</u></p> <p><u>1 航空運送事業者の活動体制</u> (略)</p> <p><u>2 内閣官房，指定行政機関の活動体制</u></p> <p><u>3 地方公共団体及び公共機関の活動体制</u> (略)</p> <p><u>4 広域的な応援体制</u></p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>活動体制の確立</u></p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 航空事故情報等の連絡 (略)</p> <p>(2) 大規模な航空事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>○<u>関係省庁〔国土交通省，警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁等〕及び指定公共機関等は被害の第1次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕及び国土交通省（指定公共機関にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び国土交通省は被害規模を迅速に把握するとともに，これらを速やかに関係機関に連絡する。</u></p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p><u>3 航空運送事業者の活動体制</u> (略)</p> <p><u>《第2章第1節の6へ移動》</u></p> <p><u>4 地方公共団体及び公共機関の活動体制</u> (略)</p> <p><u>5 広域的な応援体制</u> ○<u>災害の発生時には，その規模等に応じて，国，地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</u></p>

第8編 航空災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>2 内閣官房，指定行政機関の活動体制 (略)</p> <p>5 関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p>6 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p>7 非常災害対策本部の設置等 (1) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略) (2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p>8 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p>第3節 搜索，救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 搜索活動 (略)</p> <p>2 消火救難及び救助・救急，消火活動 (1) 空港管理者，防災関係機関による救助・救急活動 (略)</p> <p>(2) 空港管理者による消火活動 (略)</p> <p>(3) 消防機関による消火活動 (略)</p>	<p><u>○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。また，国及び都道府県は，必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>6 国における活動体制</u></p> <p><u>《第2章第2節2から移動》</u></p> <p><u>(1) 内閣官房，指定行政機関の活動体制</u> (略)</p> <p><u>(2) 関係省庁連絡会議の開催等</u> (略)</p> <p><u>(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</u> (略)</p> <p>(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(5) 非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p><u>(6) 自衛隊の災害派遣</u> (略)</p> <p>第2節 搜索，救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 搜索活動 (略)</p> <p>2 消火救難及び救助・救急，消火活動 (1) 空港管理者，防災関係機関による救助・救急活動 (略)</p> <p><u>○国土交通省及び高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) 空港管理者による消火活動 (略)</p> <p>(3) 消防機関による消火活動 (略)</p>

第8編 航空災害対策編

修正前	修正後
<p>(4) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>3 医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社は、医師を確保し救護班を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○救護班を編成した医療関係機関は、その旨非常災害対策本部に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は地方公共団体の要請に基づき、救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>○非常災害対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、救護班の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○救護班の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第5節 関係者等への的確な情報伝達活動 (略)</p>	<p>(4) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>3 医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>は、医師を確保し<u>災害派遣医療チーム(DMAT)等</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>災害派遣医療チーム(DMAT)等</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム(DMAT)等</u>を編成した医療関係機関は、その旨非常災害対策本部に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は地方公共団体の要請に基づき、<u>災害派遣医療チーム(DMAT)等</u>派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>○非常災害対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、<u>災害派遣医療チーム(DMAT)等</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム(DMAT)等</u>の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p><u>4 惨事ストレス対策</u></p> <p>○<u>捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p>○<u>消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第4節 関係者等への的確な情報伝達活動 (略)</p>

第8編 航空災害対策編

修正前	修正後
第3章 災害復旧 (略)	第3章 災害復旧 (略)

第9編 鉄道災害対策編

修正前	修正後
<p>第8編 鉄道災害対策編</p> <p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 鉄軌道交通の安全のための情報の充実</p> <p>○気象庁は、鉄軌道交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 鉄軌道の安全な運行の確保</p> <p>(略)</p> <p>○鉄軌道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 鉄軌道車両の安全性の確保</p> <p>(略)</p> <p>第4節 <u>迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</u></p> <p>第5節 鉄軌道交通環境の整備</p> <p>○鉄軌道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努めるものとする。</p> <p>○鉄軌道事業者は、列車集中制御装置(CTC)の整備、自動列車停止装置(ATS)の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 鉄軌道の安全確保に関する研究等の推進</p> <p>(略)</p> <p>第7節 再発防止対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>○国土交通省は、<u>航空・鉄道事故調査委員会</u>の勧告及び<u>建議</u>等を踏まえて、</p>	<p>第9編 鉄道災害対策編</p> <p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 鉄軌道交通の安全のための情報の充実</p> <p>○気象庁は、鉄軌道交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予<u>報</u>・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 鉄軌道の安全な運行の確保</p> <p>(略)</p> <p>○鉄軌道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の<u>災害等防止設備</u>の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 鉄軌道車両の安全性の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>《第1章第7節へ移動》</u></p> <p>第4節 鉄軌道交通環境の整備</p> <p>○鉄軌道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、<u>災害等防止設備</u>の整備の促進に努めるものとする。</p> <p>○鉄軌道事業者は、列車集中制御装置(CTC)の整備、自動列車停止装置(ATS)の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 鉄軌道の安全確保に関する研究等の推進</p> <p>(略)</p> <p>第6節 再発防止対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>○<u>国〔国土交通省等〕</u>は、<u>運輸安全委員会</u>の勧告及び<u>意見</u>等を踏まえて、</p>

第9編 鉄道災害対策編

修正前	修正後
<p>同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。</p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>防災情報共有プラットフォーム</u>）に集約できるよう努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>2 <u>災害応急体制の整備関係</u></p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>(略)</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 (略)</p> <p>○防衛省は、救助用資機材の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び地方公共団体は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。 (略)</p>	<p>同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。</p> <p><u>《第1章第4節から移動》</u></p> <p>第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡<u>及び応急体制の整備</u>関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>総合防災情報システム</u>）に集約できるよう努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>(4) 職員の体制 (略)</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p><u>○厚生労働省及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>2 救助・救急，医療及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 (略)</p> <p>○<u>国〔警察庁，防衛省〕</u>は、救助用資機材の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。 (略)</p> <p><u>○国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）</u></p>

第9編 鉄道災害対策編

修正前	修正後
<p>(3) 消火活動関係 (略)</p> <p><u>4</u> 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p><u>5</u> 関係者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p><u>6</u> 防災関係機関の防災訓練の実施 (略)</p> <p><u>7</u> 災害復旧への備え</p> <p><u>(1)</u> 各種データの整備保全 (略)</p>	<p><u>に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</u></p> <p>(3) 消火活動関係 (略)</p> <p><u>3</u> 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p><u>4</u> 関係者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p><u>5</u> 防災関係機関の防災訓練の実施 (略)</p> <p><u>6</u> 災害復旧への備え (略)</p>

第9編 鉄道災害対策編

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>通信の確保</u></p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 鉄道事故情報等の連絡 (略)</p> <p>(2) 鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p><u>○警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁及び指定公共機関等は，被害規模に関する概括的な情報等を国土交通省（指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ）に連絡し，国土交通省は被害規模を迅速に把握するとともに，これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。</u></p> <p><u>○社会的影響が大きい大規模な鉄道災害が発生した場合，関係省庁〔国土交通省，警察庁，消防庁，防衛省等〕等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</u></p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p><u>第2節 活動体制の確立</u></p> <p><u>1 鉄軌道事業者の活動体制</u> (略)</p> <p><u>2 内閣官房，指定行政機関の活動体制</u></p> <p><u>3 地方公共団体及び公共機関の活動体制</u> (略)</p> <p><u>4 広域的な応援体制</u></p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>活動体制の確立</u></p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 鉄道事故情報等の連絡 (略)</p> <p>(2) <u>大規模な</u>鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p><u>○関係省庁〔国土交通省，警察庁，消防庁，防衛省等〕及び指定公共機関等は被害の第1次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕及び国土交通省（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び国土交通省は被害規模を迅速に把握するとともに，これらを速やかに関係機関に連絡する。</u></p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p><u>3 鉄軌道事業者の活動体制</u> (略)</p> <p><u>《第2章第1節6へ移動》</u></p> <p><u>4 地方公共団体及び公共機関の活動体制</u> (略)</p> <p><u>5 広域的な応援体制</u> <u>○災害の発生時には，その規模等に応じて，国，地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</u></p>

第9編 鉄道災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>2 内閣官房，指定行政機関の活動体制 (略)</p> <p>5 関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p>6 緊急参集チームの参集及び関係関係協議の実施 (略)</p> <p>7 非常災害対策本部の設置等 (1) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略) (2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p>8 自衛隊の災害派遣 (略) ○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 1 救助・救急活動 (1) 鉄軌道事業者等，防災関係機関による救助・救急活動 (略)</p>	<p><u>○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。また，国及び都道府県は，必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>6 国における活動体制</u></p> <p><u>《第2章第2節2から移動》</u></p> <p><u>(1) 内閣官房，指定行政機関の活動体制</u> (略)</p> <p><u>(2) 関係省庁連絡会議の開催等</u> (略)</p> <p><u>(3) 緊急参集チームの参集及び関係関係協議の実施</u> (略)</p> <p><u>(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> (略)</p> <p><u>(5) 非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置</u> (略)</p> <p><u>(6) 自衛隊の災害派遣</u> (略) ○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。<u>この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 救助・救急，医療及び消火活動 1 救助・救急活動 (1) 鉄軌道事業者等，防災関係機関による救助・救急活動 (略)</p> <p><u>○国土交通省及び高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。</u></p>

第9編 鉄道災害対策編

修正前	修正後
<p>(2) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社は、医師を確保し救護班を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○救護班を編成した医療関係機関は、その旨非常災害対策本部に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は地方公共団体の要請に基づき、救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>○非常災害対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、救護班の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○救護班の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動 (略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第5節 関係者等への的確な情報伝達活動 (略)</p>	<p>(2) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体</u>は、医師を確保し<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成した医療関係機関は、その旨非常災害対策本部に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は地方公共団体の要請に基づき、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>○非常災害対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動 (略)</p> <p>4 惨事ストレス対策 ○<u>救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p>○<u>消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第4節 関係者等への的確な情報伝達活動 (略)</p>

第9編 鉄道災害対策編

修正前	修正後
第3章 災害復旧 (略)	第3章 災害復旧 (略)

第10編 道路災害対策編

修正前	修正後
<p>第9編 道路災害対策編</p> <p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 道路交通の安全のための情報の充実</p> <p>○気象庁は、道路交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 道路施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第4節 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>第5節 道路災害及び防災に関する研究等の推進</p> <p>(略)</p> <p>第6節 再発防止対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>防災情報共有プラットフォーム</u>）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p>	<p>第10編 道路災害対策編</p> <p>(略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 道路交通の安全のための情報の充実</p> <p>○気象庁は、道路交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予<u>報</u>・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 道路施設等の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>《第1章第6節へ移動》</u></p> <p>第3節 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>第4節 道路災害及び防災に関する研究等の推進</p> <p>(略)</p> <p>第5節 再発防止対策の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>《第1章第3節から移動》</u></p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡<u>及び応急体制の整備</u>関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>総合防災情報システム</u>）に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 通信手段の確保</p> <p>(略)</p>

第10編 道路災害対策編

修正前	修正後
<p><u>2</u> 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 (略)</p> <p>○防衛省は、救助用資機材の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。 (略)</p> <p>(3) 消火活動関係 (略)</p> <p><u>4</u> 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p><u>5</u> 危険物等の流出時における防除活動関係 (略)</p> <p><u>6</u> 関係者等への的確な情報伝達活動関係</p>	<p>(4) 職員の体制 (略)</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>○厚生労働省及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>○国土交通省は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>2</u> 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 (略)</p> <p>○<u>国〔警察庁、防衛省〕</u>は、救助用資機材の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。 (略)</p> <p><u>○国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</u></p> <p>(3) 消火活動関係 (略)</p> <p><u>3</u> 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p><u>4</u> 危険物等の流出時における防除活動関係 (略)</p> <p><u>5</u> 関係者等への的確な情報伝達活動関係</p>

第10編 道路災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p><u>7</u> 防災関係機関の防災訓練の実施 (略)</p> <p><u>8</u> 施設、設備の応急復旧活動関係 (略)</p> <p><u>9</u> 災害復旧への備え (略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>6</u> 防災関係機関の防災訓練の実施 (略)</p> <p><u>7</u> 施設、設備の応急復旧活動関係 (略)</p> <p><u>8</u> 災害復旧への備え (略)</p>

第10編 道路災害対策編

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 事故情報等の連絡 (略)</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>○警察庁、消防庁、防衛省及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を国土交通省（指定公共機関にあつては直接又は関係指定行政機関を通じ）に連絡し、国土交通省は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。</p> <p>○社会的影響が大きい大規模な道路災害が発生した場合、関係省庁〔国土交通省、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 道路管理者の活動体制 (略)</p> <p>2 内閣官房、指定行政機関の活動体制</p> <p>3 地方公共団体及び公共機関の活動体制 (略)</p> <p>4 広域的な応援体制</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 事故情報等の連絡 (略)</p> <p>(2) <u>大規模な</u>災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>○関係省庁〔国土交通省、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び指定公共機関等は被害の第1次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕及び国土交通省（指定公共機関等にあつては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び国土交通省は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに関係機関に連絡する。</p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p><u>3</u> 道路管理者の活動体制 (略)</p> <p><u>《第2章第1節6へ移動》</u></p> <p><u>4</u> 地方公共団体及び公共機関の活動体制 (略)</p> <p><u>5</u> 広域的な応援体制</p> <p>○災害の発生時には、その規模等に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</p> <p>○被災都道府県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、</p>

第10編 道路災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>2 内閣官房，指定行政機関の活動体制 (略)</p> <p>5 関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p>6 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p>7 非常災害対策本部の設置等 (1) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略) (2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p>8 自衛隊の災害派遣 (略) ○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動 1 救助・救急活動 (1) 道路管理者等，防災関係機関による救助・救急活動 (略)</p> <p>(2) 資機材等の調達等</p>	<p><u>関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。また，国及び都道府県は，必要に応じて職員の派遣に係るあつせんを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>6 国における活動体制</u></p> <p><u>《第2章第2節2から移動》</u></p> <p><u>(1) 内閣官房，指定行政機関の活動体制</u> (略)</p> <p><u>(2) 関係省庁連絡会議の開催等</u> (略)</p> <p><u>(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施</u> (略)</p> <p><u>(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制</u> (略)</p> <p><u>(5) 非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置</u> (略)</p> <p><u>(6) 自衛隊の災害派遣</u> (略) ○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。<u>この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 救助・救急，医療及び消火活動 1 救助・救急活動 (1) 道路管理者等，防災関係機関による救助・救急活動 (略)</p> <p><u>○国土交通省及び高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) 資機材等の調達等</p>

第10編 道路災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社は、医師を確保し救護班を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○救護班を編成した医療関係機関は、その旨非常災害対策本部に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は地方公共団体の要請に基づき、救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>○非常災害対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、救護班の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○救護班の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動</p> <p>(略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>2 交通の確保</p> <p>(略)</p> <p>第5節 危険物の流出に対する応急対策</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体</u>は、医師を確保し<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成した医療関係機関は、その旨非常災害対策本部に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は地方公共団体の要請に基づき、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>○非常災害対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動</p> <p>(略)</p> <p><u>4 惨事ストレス対策</u></p> <p>○<u>救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p>○<u>消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針</p> <p>(略)</p> <p>2 交通の確保</p> <p>○<u>国土交通省は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 危険物の流出に対する応急対策</p> <p>(略)</p>

第10編 道路災害対策編

修正前	修正後
<p>第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動</p> <p>(略)</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動</p> <p><u>○国土交通省は、被災地方公共団体等を支援するため、大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p>

第10編 道路災害対策編

修正前	修正後
第3章 災害復旧 (略)	第3章 災害復旧 (略)

第11編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>第10編原子力災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 施設等の安全性の確保 (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>第3節 防災知識の普及 (略)</p> <p>第4節 原子力防災に関する研究等の推進 (略)</p> <p>第5節 再発防止対策の実施 (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（<u>防災情報共有プラットフォーム</u>）に集約できるよう努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 各機関の防災体制の整備 (略)</p> <p>(2) 職員の体制整備 (略)</p> <p>(3) 防災関係機関相互の連携体制の整備 (略)</p> <p>(4) 緊急事態応急対策拠点施設の指定，整備</p>	<p>第11編原子力災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 施設等の安全性の確保 (略)</p> <p>《第1章第5節へ移動》</p> <p>第2節 防災知識の普及 (略)</p> <p>第3節 原子力防災に関する研究等の推進 (略)</p> <p>第4節 再発防止対策の実施 (略)</p> <p>《第1章第2節から移動》</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡<u>及び応急体制の整備</u>関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（<u>総合防災情報システム</u>）に集約できるよう努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>(4) 各機関の防災体制の整備 (略)</p> <p>(5) 職員の体制整備 (略)</p> <p>(6) 防災関係機関相互の連携体制の整備 (略)</p> <p>(7) 緊急事態応急対策拠点施設の指定，整備</p>

第11編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(5) 原子力安全委員会緊急技術助言組織等の体制整備</p> <p>(略)</p> <p>(6) 緊急時予測システム</p> <p>(略)</p> <p>(7) 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○文部科学省、指定公共機関〔放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構〕、事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は、現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び機器の動員体制を整備・維持するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 専門家の派遣体制</p> <p>(略)</p> <p>○国〔文部科学省、経済産業省〕は、指定公共機関〔放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構〕等からのモニタリング及び医療等に関する専門家並びに現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため、防衛省、警察庁、海上保安庁に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について、原子力施設ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。</p> <p>○指定公共機関〔放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構等〕は、緊急時に原子炉工学、放射線防護などの専門家を招集し、収集された情報等をもとに評価・検討し、国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援等を行う体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> 避難収容活動関係</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 避難場所</p>	<p>(略)</p> <p><u>(8)</u> 原子力安全委員会緊急技術助言組織等の体制整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(9)</u> 緊急時予測システム</p> <p>(略)</p> <p><u>(10)</u> 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○文部科学省、指定公共機関〔<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所及び<u>独立行政法人</u>日本原子力研究開発機構〕、事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は、現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び機器の動員体制を整備・維持するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(11)</u> 専門家の派遣体制</p> <p>(略)</p> <p>○国〔文部科学省、経済産業省〕は、指定公共機関〔<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所及び<u>独立行政法人</u>日本原子力研究開発機構〕等からのモニタリング及び医療等に関する専門家並びに現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため、防衛省、警察庁、海上保安庁に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について、原子力施設ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。</p> <p>○指定公共機関〔<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所及び<u>独立行政法人</u>日本原子力研究開発機構等〕は、緊急時に原子炉工学、放射線防護などの専門家を招集し、収集された情報等をもとに評価・検討し、国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援等を行う体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>2</u> 避難収容及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、<u>安否確認を行う</u>ため、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、<u>災害時要援護者に</u><u>関する情報の把握・共有</u>、避難誘導体制の整備を<u>図る</u>ものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 避難場所</p>

第11編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>○地方公共団体は、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定するものとする。また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p><u>7</u> 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p><u>4</u> 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p><u>5</u> 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 (略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔文部科学省、厚生労働省〕、日本赤十字社、地方公共団体及び原子力事業者は、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、国は、地方公共団体が医療資機材等を整備する際には、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。 (略)</p> <p>○放射線医学総合研究所は、外部の専門医療機関との緊急被ばく医療に関する協力のためのネットワークを構築し、このネットワークによる情報交換、研究協力、人的交流を通じて平常時から緊急被ばく医療体制の充実を図るものとする。 (略)</p> <p>○地域の三次被ばく医療機関〔放射線医学総合研究所、広島大学〕は、地方公共団体が構築に努める初期及び二次被ばく医療体制のネットワークと連携し、被ばく患者の搬送、受入れに必要なネットワークを整備する。また、関係医療機関の放射線障害に対する医療の能力向上のため、医師及び看護師等に対する研修プログラムを実施するものとする。</p> <p>(3) 消火活動関係 (略)</p> <p><u>6</u> 防災業務関係者の安全確保関係</p>	<p>○地方公共団体は、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定するものとする。また、避難場所として指定された建築物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>《<u>第1章第2節の7から移動</u>》</p> <p><u>(3)</u> 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p><u>3</u> 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p><u>4</u> 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 (略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔文部科学省、厚生労働省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>、地方公共団体及び原子力事業者は、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、国は、地方公共団体が医療資機材等を整備する際には、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。 (略)</p> <p>○<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所は、外部の専門医療機関との緊急被ばく医療に関する協力のためのネットワークを構築し、このネットワークによる情報交換、研究協力、人的交流を通じて平常時から緊急被ばく医療体制の充実を図るものとする。 (略)</p> <p>○地域の三次被ばく医療機関〔<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所、広島大学〕は、地方公共団体が構築に努める初期及び二次被ばく医療体制のネットワークと連携し、被ばく患者の搬送、受入れに必要なネットワークを整備する。また、関係医療機関の放射線障害に対する医療の能力向上のため、医師及び看護師等に対する研修プログラムを実施するものとする。</p> <p>(3) 消火活動関係 (略)</p> <p><u>5</u> 防災業務関係者の安全確保関係</p>

第11編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>7 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係</p> <p>8 防災関係機関等の防災訓練等の実施 (略)</p> <p>9 災害復旧への備え (略)</p> <p>第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え</p> <p>○核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（本節及び第2章第8節において「原子力事業者等」という。）、安全規制担当省庁、海上保安庁、警察及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力を努めるものとする。</p> <p>○原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他放射線障害の防止のために必要な措置 (略) <p>○安全規制担当省庁は、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の各分野の専門家を予め派遣専門家として登録し、また、必要な資機材についても放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等に適切に整備・維持させるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>《第1章第5節の2へ移動》</u></p> <p><u>6</u> 防災関係機関等の防災訓練等の実施 (略)</p> <p><u>7</u> 災害復旧への備え (略)</p> <p>第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え</p> <p>○核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（本節及び第2章第6節において「原子力事業者等」という。）、安全規制担当省庁、海上保安庁、警察及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力を努めるものとする。</p> <p>○原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他<u>核燃料物質等による災害を防止する</u>ために必要な措置 (略) <p>○安全規制担当省庁は、<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所、<u>独立行政法人</u>日本原子力研究開発機構等の各分野の専門家をあらかじめ派遣専門家として登録し、また、必要な資機材についても<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所、<u>独立行政法人</u>日本原子力研究開発機構等に適切に整備・維持させるものとする。</p> <p>(略)</p>

第1編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び<u>通信の確保</u></p> <p>1 特定事象発生情報の連絡 (略)</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡 (略)</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報，災害情報の連絡 (略)</p> <p>(3) 放射能影響の早期把握のための活動 (略)</p> <p>○文部科学省，指定公共機関〔放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構〕，事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は，現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し，地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動を支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保 (略)</p> <p>第2節 <u>活動体制の確立</u></p> <p><u>1</u> 原子力事業者の活動体制 (略)</p> <p><u>2</u> 指定行政機関等の活動体制</p> <p>(1) 特定事象への対応 (略)</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>一 原子力災害対策本部の設置 (略)</p> <p>二 原子力災害現地対策本部の設置 (略)</p> <p>○原子力災害合同対策協議会の会合においては，必要に応じ，原子力安全委員会，放射線医学総合研究所，日本原子力研究開発機構等の専門家を出席させ，その知見を十分に活用するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び<u>活動体制の確立</u></p> <p>1 特定事象発生情報の連絡 (略)</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡 (略)</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報，災害情報の連絡 (略)</p> <p>(3) 放射能影響の早期把握のための活動 (略)</p> <p>○文部科学省，指定公共機関〔<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所及び<u>独立行政法人</u>日本原子力研究開発機構〕，事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は，現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し，地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動を支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保 (略)</p> <p><u>4</u> 原子力事業者の活動体制 (略)</p> <p><u>5</u> 指定行政機関等の活動体制</p> <p>(1) 特定事象への対応 (略)</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>一 原子力災害対策本部の設置 (略)</p> <p>二 原子力災害現地対策本部の設置 (略)</p> <p>○原子力災害合同対策協議会の会合においては，必要に応じ，原子力安全委員会，<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所，<u>独立行政法人</u>日本原子力研究開発機構等の専門家を出席させ，その知見を十分に活用するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>

第11編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>三 関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p><u>3</u> 原子力安全委員会緊急技術助言組織等の活動 (略)</p> <p><u>4</u> 自衛隊の原子力災害派遣等 (略)</p> <p>○市町村長は、自衛隊の派遣が必要と認めるときは、都道府県知事に対し派遣を求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 地方公共団体の活動体制 (略)</p> <p><u>6</u> 指定公共機関の活動体制 (略)</p> <p><u>7</u> 防災業務関係者の安全確保 (略)</p> <p>第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 (略)</p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設 (略)</p> <p>(2) 避難場所の運営管理 (略)</p> <p>3 安定ヨウ素剤の予防服用 (略)</p> <p>4 災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p>5 飲食物の摂取制限 (略)</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 周辺住民等への情報伝達活動 (略)</p>	<p>三 関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p><u>6</u> 原子力安全委員会緊急技術助言組織等の活動 (略)</p> <p><u>7</u> 自衛隊の原子力災害派遣等 (略)</p> <p>○市町村長は、自衛隊の派遣が必要と認めるときは、都道府県知事に対し派遣を求めるものとする。<u>この場合において、市町村長は、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>8</u> 地方公共団体の活動体制 (略)</p> <p><u>9</u> 指定公共機関の活動体制 (略)</p> <p><u>10</u> 防災業務関係者の安全確保 (略)</p> <p>第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動</p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 (略)</p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設 (略)</p> <p>(2) 避難場所の運営管理 (略)</p> <p>3 安定ヨウ素剤の予防服用 (略)</p> <p>4 災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p>5 飲食物の摂取制限 (略)</p> <p><u>《第2章第7節から移動》</u></p> <p><u>6</u> 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 周辺住民等への情報伝達活動 (略)</p>

第11編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>(2) 国民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p> <p>(4) 在京大使館等への情報提供体制の強化 ○外務省及び関係省庁は、必要に応じ、在京大使館や在外公館等を通じて、諸外国政府関係者等への情報提供を迅速に行うように努めるものとする。</p> <p>第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第6節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 国、地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動 (略)</p> <p>(2) 資機材の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 緊急被ばく医療派遣チームの派遣 ○国〔文部科学省、厚生労働省〕は、必要に応じ、放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。</p> <p>(2) 緊急被ばく医療の実施 (略)</p>	<p>(2) 国民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p> <p>(4) <u>外国政府</u>等への情報提供体制の強化 ○外務省及び関係省庁は、必要に応じ、<u>我が国の在外公館</u>や在京大使館等を通じて、<u>関係する外国政府や国際機関</u>等への情報提供を迅速に行うよう努めるものとする。</p> <p><u>《第2章第4節から移動》</u></p> <p>第3節 犯罪の予防等社会秩序の維持 (略)</p> <p><u>○都道府県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害の防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第5節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 国、地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動 (略)</p> <p><u>○国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) 資機材の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 緊急被ばく医療派遣チームの派遣 ○国〔文部科学省、厚生労働省〕は、必要に応じ、<u>独立行政法人放射線医学総合研究所</u>、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。</p> <p>(2) 緊急被ばく医療の実施 (略)</p>

第11編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>○放射線医学総合研究所，国立病院及び国立大学附属病院の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは，都道府県の災害対策本部のもとで，被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について，初期及び二次被ばく医療機関の関係者を指導するとともに，自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p> <p>○国立病院及び国立大学附属病院は，原子力災害対策本部等を通じて地方公共団体からの要請を受けた場合，必要に応じ，医師，看護師，診療放射線技師及び薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し，薬剤，医療機器等を提供するものとする。</p> <p>○放射線医学総合研究所，被ばく医療に対応可能な国立病院及び国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）は，初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。</p> <p>○被ばく医療に対応可能な国立病院及び国立大学附属病院は，放射線障害専門病院等で受診した相当程度の被ばく患者に対する追跡調査等を放射線医学総合研究所等が行う場合，これに協力するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 消火活動 （略）</p> <p><u>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</u></p> <p><u>第8節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策</u> （略）</p> <p>○安全規制担当省庁は，核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には，直ちに関係省庁に連絡するとともに，その後の情報を随時連絡するものとする。また，速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに，国の職員及びあらかじめ登録された放射線医学総合</p>	<p>○<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所，<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び国立大学附属病院の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは，都道府県の災害対策本部のもとで，被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について，初期及び二次被ばく医療機関の関係を指導するとともに，自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p> <p>○<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び国立大学附属病院は，原子力災害対策本部等を通じて地方公共団体からの要請を受けた場合，必要に応じ，医師，看護師，診療放射線技師及び薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し，薬剤，医療機器等を提供するものとする。</p> <p>○<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所，被ばく医療に対応可能な<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）は，初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。</p> <p>○被ばく医療に対応可能な<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び国立大学附属病院は，放射線障害専門病院等で受診した相当程度の被ばく患者に対する追跡調査等を独立行政法人放射線医学総合研究所等が行う場合，これに協力するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 消火活動 （略）</p> <p><u>4 惨事ストレス対策</u></p> <p><u>○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p><u>《第2章第2節へ移動》</u></p> <p><u>第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策</u> （略）</p> <p>○安全規制担当省庁は，核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には，直ちに関係省庁に連絡するとともに，その後の情報を随時連絡するものとする。また，速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに，国の職員及びあらかじめ登録された<u>独立行政法人</u>放</p>

第11編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>研究所，日本原子力研究開発機構等の専門家を現場へ派遣し，必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお，放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合，その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>射線医学総合研究所，<u>独立行政法人</u>日本原子力研究開発機構等の専門家を現場へ派遣し，必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお，放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合，その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。</p> <p>(略)</p>

第11編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>第3章 災害復旧</p> <p>(略)</p> <p>○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、<u>災害復旧高度化資金貸付等</u>により、<u>設備復旧資金</u>、<u>運転資金</u>の貸付を行うものとする。</p> <p>○<u>国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関</u>は、<u>被災した中小企業を支援</u>するため、災害復旧貸付により、<u>運転資金</u>、<u>設備復旧資金</u>の貸付を行うものとする。</p> <p>○<u>農林漁業金融公庫</u>は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金を低利で融通するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 災害復旧</p> <p>(略)</p> <p>○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、<u>高度化融資(災害復旧貸付)</u>により、<u>事業協同組合等の施設復旧資金</u>の貸付を行うものとする。</p> <p>○<u>株式会社日本政策金融公庫等</u>は、<u>災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資</u>するため、災害復旧貸付等により、<u>運転資金</u>、<u>設備資金</u>の融資を行うものとする。</p> <p>○<u>株式会社日本政策金融公庫等</u>は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金を低利で融通するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 原子力艦の原子力災害</p> <p>(略)</p> <p>第1節 情報の収集・連絡及び<u>通信の確保</u></p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 災害情報等の連絡</p> <p>(略)</p> <p>(2) 放射能影響の早期把握のための活動</p> <p>(略)</p> <p>○指定公共機関〔放射線医学総合研究所及び日本原子力研究開発機構〕は、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、文部科学省が行うモニタリングの強化のための取り組みを支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>第2節 <u>活動体制の確立</u></p> <p><u>1</u> 関係指定行政機関等の活動体制</p> <p>(略)</p> <p><u>2</u> 政府の活動体制</p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> 原子力安全委員会の活動</p>	<p>第4章 原子力艦の原子力災害</p> <p>(略)</p> <p>第1節 情報の収集・連絡及び<u>活動体制の確立</u></p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 災害情報等の連絡</p> <p>(略)</p> <p>(2) 放射能影響の早期把握のための活動</p> <p>(略)</p> <p>○指定公共機関〔<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所及び<u>独立行政法人</u>日本原子力研究開発機構〕は、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、文部科学省が行うモニタリングの強化のための取り組みを支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> 関係指定行政機関等の活動体制</p> <p>(略)</p> <p><u>4</u> 政府の活動体制</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 原子力安全委員会の活動</p>

第11編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p><u>4</u> 自衛隊の災害派遣</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>第<u>3</u>節 屋内退避，避難収容等の防護活動</p> <p>(略)</p> <p>第<u>7</u>節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 周辺住民等への情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>在京大使館</u>等への情報提供体制の強化</p> <p>○外務省及び関係指定行政機関は，<u>在京大使館</u>等への情報提供を迅速に行うように努めるものとする。</p> <p>第<u>4</u>節 犯罪の予防等社会秩序の維持</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第<u>5</u>節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>第<u>6</u>節 救助・救急及び医療活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 緊急被ばく医療派遣チームの派遣</p> <p>○国〔文部科学省，厚生労働省〕は，必要に応じ，放射線医学総合研究所，<u>国立病院</u>及び<u>国立大学附属病院</u>等の医療関係者等からなる緊急被ばく医</p>	<p>(略)</p> <p><u>6</u> 自衛隊の災害派遣</p> <p>(略)</p> <p><u>7</u> 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>第<u>2</u>節 屋内退避，避難収容等の防護及び情報提供活動</p> <p>(略)</p> <p>《<u>第4章第7節から移動</u>》</p> <p><u>6</u> 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>(1) 周辺住民等への情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>外国政府</u>等への情報提供体制の強化</p> <p>○外務省及び<u>関係省庁</u>は，必要に応じ，<u>我が国の在外公館</u>や在京大使館等を通じて，<u>関係する外国政府や国際機関</u>等への情報提供を迅速に行うよう努めるものとする。</p> <p>第<u>3</u>節 犯罪の予防等社会秩序の維持</p> <p>(略)</p> <p><u>○都道府県警察は，被災地に限らず，災害に便乗した犯罪の取締りに努めるとともに，災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第<u>4</u>節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>第<u>5</u>節 救助・救急及び医療活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 緊急被ばく医療派遣チームの派遣</p> <p>○国〔文部科学省，厚生労働省〕は，必要に応じ，<u>独立行政法人放射線医学総合研究所</u>，<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び国立大学附属病院等の医</p>

第11編 原子力災害対策編

修正前	修正後
<p>療派遣チームを現地に派遣するものとする。</p> <p>(2) 緊急被ばく医療の実施 (略)</p> <p>○放射線医学総合研究所、<u>国立病院</u>及び国立大学附属病院の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、関係都道府県の災害対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、初期及び二次被ばく医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p> <p>○<u>国立病院</u>及び国立大学附属病院は、非常災害対策本部等を通じて関係地方公共団体からの要請を受けた場合、必要に応じ、医師、看護師、診療放射線技師及び薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、薬剤、医療機器等を提供するものとする。</p> <p>○放射線医学総合研究所、被ばく医療に対応可能な<u>国立病院</u>及び国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）は、初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。</p> <p>○被ばく医療に対応可能な<u>国立病院</u>及び国立大学附属病院は、放射線障害専門病院等で受診した相当程度の被ばく患者に対する追跡調査等を放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 関係者等への的確な情報伝達活動</p> <p>第8節 迅速な復旧活動 (略)</p>	<p>療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。</p> <p>(2) 緊急被ばく医療の実施 (略)</p> <p>○<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び国立大学附属病院の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、関係都道府県の災害対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、初期及び二次被ばく医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p> <p>○<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び国立大学附属病院は、非常災害対策本部等を通じて関係地方公共団体からの要請を受けた場合、必要に応じ、医師、看護師、診療放射線技師及び薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、薬剤、医療機器等を提供するものとする。</p> <p>○<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所、被ばく医療に対応可能な<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）は、初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。</p> <p>○被ばく医療に対応可能な<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び国立大学附属病院は、放射線障害専門病院等で受診した相当程度の被ばく患者に対する追跡調査等を<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>3 惨事ストレス対策</u></p> <p><u>○救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>○消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p><u>《第4章第2節6へ移動》</u></p> <p>第6節 迅速な復旧活動 (略)</p>

第12編 危険物等災害対策編

修正前	修正後
<p>第11編 危険物等災害対策編 (略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保 (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>第3節 防災知識の普及，訓練 (略)</p> <p>第4節 危険物等災害及び防災に関する研究等の推進 (略)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（<u>防災情報共有プラットフォーム</u>）に集約できるよう努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>2 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等，消防相互応援体制の整備に努めるとともに，緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の</p>	<p>第12編 危険物等災害対策編 (略)</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保 (略)</p> <p><u>《第1章第4節へ移動》</u></p> <p>第2節 防災知識の普及，訓練 (略)</p> <p>第3節 危険物等災害及び防災に関する研究等の推進 (略)</p> <p><u>《第1章第2節から移動》</u></p> <p>第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（<u>総合防災情報システム</u>）に集約できるよう努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>(4) 職員の体制 (略)</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努め</p>

第12編 危険物等災害対策編

修正前	修正後
<p>整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動関係 (1) 救助・救急活動関係 (略) ○国〔防衛省，海上保安庁〕は，救助用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係 ○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消火活動関係 (略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>5 危険物等の大量流出時における防除活動関係 (略)</p> <p>6 避難収容活動関係 (1) 避難誘導 (略) ○地方公共団体は，高齢者，障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導するため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時より<u>これらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 避難場所 ○地方公共団体は，都市公園，河川敷，公民館，学校，港湾緑地等公共的施設等を対象に，避難場所をその管理者の同意を得た上で，あらかじめ指定し，住民への周知徹底に努めるものとする。また，避難場所として指定された建物については，必要に応じ，換気，照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>9 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p>	<p>るものとする。 (略)</p> <p>2 救助・救急，医療及び消火活動関係 (1) 救助・救急活動関係 (略) ○国〔<u>警察庁</u>，防衛省，海上保安庁〕は，救助用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係 ○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消火活動関係 (略)</p> <p>3 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>4 危険物等の大量流出時における防除活動関係 (略)</p> <p>5 避難収容及び情報提供活動関係 (1) 避難誘導 (略) ○地方公共団体は，高齢者，障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導し，<u>安否確認を行う</u>ため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時より，<u>災害時要援護者に関する情報の把握・共有</u>，避難誘導體制の整備を<u>図る</u>ものとする。</p> <p>(2) 避難場所 ○地方公共団体は，都市公園，河川敷，公民館，学校，港湾緑地等公共的施設等を対象に，避難場所をその管理者の同意を得た上で，あらかじめ指定し，住民への周知徹底に努めるものとする。また，避難場所として指定された<u>建築物</u>については，必要に応じ，換気，照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>《第1章第2節9から移動》</u> (3) 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p>

第12編 危険物等災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p><u>7</u> 施設、設備の応急復旧活動関係 (略)</p> <p><u>8</u> 防災業務関係者の安全確保関係 (略)</p> <p><u>9</u> 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p> <p><u>10</u> 防災関係機関等の防災訓練の実施 (略)</p> <p><u>11</u> 災害復旧への備え</p> <p><u>(1)</u> 各種データの整備保全 (略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>6</u> 施設、設備の応急復旧活動関係 (略)</p> <p><u>7</u> 防災業務関係者の安全確保関係 (略)</p> <p><u>《第1章第4節の5へ移動》</u></p> <p><u>8</u> 防災関係機関等の防災訓練の実施 (略)</p> <p><u>9</u> 災害復旧への備え (略)</p>

第12編 危険物等災害対策編

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 危険物等事故情報等の連絡 (略)</p> <p>(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p><u>○消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕（指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ）に連絡し、危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。</u></p> <p><u>○社会的影響が大きい大規模な危険物等災害が発生した場合には、関係省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省、警察庁、防衛省、海上保安庁等〕等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</u></p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p>第2節 <u>活動体制の確立</u></p> <p><u>1 事業者の活動体制</u> (略)</p> <p><u>2 地方公共団体の活動体制</u> (略)</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>活動体制の確立</u></p> <p>1 災害情報の収集・連絡<u>及び活動体制の確立</u></p> <p>(1) 危険物等事故情報等の連絡 (略)</p> <p>(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p><u>○関係省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省、警察庁、防衛省、海上保安庁等〕及び指定公共機関等は被害の第1次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕及び危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに関係機関に連絡する。</u></p> <p><u>○社会的影響が大きい大規模な危険物等災害が発生した場合には、官邸において、関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合、必要に応じ、官邸から関係指定行政機関を通じ又は直接、関係都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</u></p> <p>(3) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(4) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p><u>3 事業者の活動体制</u> (略)</p> <p><u>4 地方公共団体の活動体制</u> (略)</p>

第12編 危険物等災害対策編

修正前	修正後
<p><u>3</u> 内閣官房，指定行政機関の活動体制</p> <p><u>4</u> 公共機関の活動体制 (略)</p> <p><u>5</u> 広域的な応援体制</p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> 内閣官房，指定行政機関の活動体制 (略)</p> <p><u>6</u> 関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p><u>7</u> 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p><u>8</u> 非常災害対策本部の設置等</p> <p><u>(1)</u> 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p><u>(2)</u> 非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p><u>9</u> 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p>○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。</p>	<p><u>《第2章第1節7へ移動》</u></p> <p><u>5</u> 公共機関の活動体制 (略)</p> <p><u>6</u> 広域的な応援体制 <u>○災害の発生時には，その規模等に応じて，国，地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</u></p> <p><u>○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。また，国及び都道府県は，必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>7 国における活動体制</u></p> <p><u>《第2章第2節3から移動》</u></p> <p><u>(1)</u> 内閣官房，指定行政機関の活動体制 (略)</p> <p><u>(2)</u> 関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p><u>(3)</u> 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p><u>(4)</u> 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p><u>(5)</u> 非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p><u>(6)</u> 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p>○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。<u>この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。</u></p>

第12編 危険物等災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>10 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>第3節 災害の拡大防止活動</p> <p>(略)</p> <p>第4節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 資機材等の調達等</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社は，医師を確保し救護班を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの救護班の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○救護班の緊急輸送について，緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動</p> <p>(1) 消防機関，自衛消防組織等による消火活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 海上保安庁による消火活動</p> <p>(略)</p> <p>第5節 災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確</p>	<p>(略)</p> <p>8 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害の拡大防止活動</p> <p>(略)</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p><u>○国土交通省及び高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) 資機材等の調達等</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(略)</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，<u>独立行政法人国立病院機構</u>は，医師を確保し救護班を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの救護班の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○救護班の緊急輸送について，緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体からの要請に基づき，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動</p> <p>(1) 消防機関，自衛消防組織等による消火活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 海上保安庁による消火活動</p> <p>(略)</p> <p><u>4 惨事ストレス対策</u></p> <p><u>○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>第4節 災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確</p>

第12編 危険物等災害対策編

修正前	修正後
<p>保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第6節 危険物等の大量流出に対する応急対策 (略)</p> <p>第7節 避難収容活動</p> <p>1 避難誘導の実施 (略)</p> <p>2 避難場所 (略)</p> <p>3 災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p>第9節 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第8節 施設、設備の応急復旧活動 (略)</p> <p>第9節 被災者等への的確な情報伝達活動</p>	<p>保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第5節 危険物等の大量流出に対する応急対策 (略)</p> <p>第6節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>1 避難誘導の実施 (略)</p> <p>2 避難場所 (略)</p> <p>3 災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p>《第2章第9節から移動》</p> <p>4 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第7節 施設、設備の応急復旧活動 (略)</p> <p>《第2章第6節へ移動》</p>
<p>第3章 災害復旧 (略)</p>	<p>第3章 災害復旧 (略)</p>

第13編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後
<p>第12編 大規模な火事災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 (略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>第4節 防災知識の普及，訓練 (略)</p> <p>第5節 大規模な火事及び防災に関する研究等の推進 (略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（<u>防災情報共有プラットフォーム</u>）に集約できるよう努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>2 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等，消防相互応援体制の整備に努めるとともに，緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の</p>	<p>第13編 大規模な火事災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 (略)</p> <p><u>《第1章第5節へ移動》</u></p> <p>第3節 防災知識の普及，訓練 (略)</p> <p>第4節 大規模な火事及び防災に関する研究等の推進 (略)</p> <p><u>《第1章第3節から移動》</u></p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（<u>総合防災情報システム</u>）に集約できるよう努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p><u>(4)</u> 職員の体制 (略)</p> <p><u>(5)</u> 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努め</p>

第13編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後
<p>整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 救助・救急，医療及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○防衛省は，救助用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び地方公共団体は，負傷者が多数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>4 緊急輸送活動関係</p> <p>(略)</p> <p>5 避難収容活動関係</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は，高齢者，障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導するため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 避難場所</p> <p>○地方公共団体は，都市公園，河川敷，公民館，学校，港湾緑地等公共的施設等を対象に，避難場所をその管理者の同意を得た上で，あらかじめ指定し，住民への周知徹底に努めるものとする。また，避難場所として指定された建物については，必要に応じ，換気，照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p>	<p>るものとする。</p> <p><u>○厚生労働省及び都道府県は，医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに，災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて，救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 救助・救急，医療及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係</p> <p>(略)</p> <p>○<u>国〔警察庁，防衛省〕</u>は，救助用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体は，負傷者が多数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>○国は，災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する，医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</u></p> <p>(3) 消火活動関係</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急輸送活動関係</p> <p>(略)</p> <p>4 避難収容及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は，高齢者，障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導し，<u>安否確認を行う</u>ため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時より，<u>災害時要援護者に関する情報の把握・共有</u>，避難誘導體制の整備を<u>図る</u>ものとする。</p> <p>(2) 避難場所</p> <p>○地方公共団体は，都市公園，河川敷，公民館，学校，港湾緑地等公共的施設等を対象に，避難場所をその管理者の同意を得た上で，あらかじめ指定し，住民への周知徹底に努めるものとする。また，避難場所として指定された<u>建築物</u>については，必要に応じ，換気，照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p>

第13編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p><u>7</u> 被災者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p><u>6</u> 施設、設備の応急復旧活動関係 (略)</p> <p><u>7</u> 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p> <p><u>8</u> 防災関係機関等の防災訓練の実施 (略)</p> <p><u>9</u> 災害復旧への備え (略)</p>	<p>(略)</p> <p>《<u>第1章第3節の7から移動</u>》</p> <p><u>(3)</u> 被災者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p> <p><u>5</u> 施設、設備の応急復旧活動関係 (略)</p> <p>《<u>第1章第5節の4へ移動</u>》</p> <p><u>6</u> 防災関係機関等の防災訓練の実施 (略)</p> <p><u>7</u> 災害復旧への備え (略)</p>

第13編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>通信の確保</u></p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p><u>○警察庁、防衛省及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を消防庁（指定公共機関にあつては直接又は関係指定行政機関を通じ）に連絡し、消防庁は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。</u></p> <p><u>○社会的影響が大きい大規模な火事災害が発生した場合には、関係省庁〔消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等〕等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</u></p> <p>(2) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(3) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p><u>第2節 活動体制の確立</u></p> <p><u>1 地方公共団体の活動体制</u> (略)</p> <p><u>2 内閣官房、指定行政機関の活動体制</u></p> <p><u>3 公共機関の活動体制</u> (略)</p> <p><u>4 広域的な応援体制</u></p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>活動体制の確立</u></p> <p>1 災害情報の収集・連絡<u>及び活動体制の確立</u></p> <p>(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p><u>○関係省庁〔消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等〕及び指定公共機関等は被害の第1次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕及び消防庁（指定公共機関等にあつては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び消防庁は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに関係機関に連絡する。</u></p> <p><u>○社会的影響が大きい大規模な火事災害が発生した場合には、官邸において、関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合、必要に応じ、官邸から関係指定行政機関を通じ又は直接、関係都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</u></p> <p>(2) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(3) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p><u>3 地方公共団体の活動体制</u> (略)</p> <p><u>《第2章第2節の6へ移動》</u></p> <p><u>4 公共機関の活動体制</u> (略)</p> <p><u>5 広域的な応援体制</u></p> <p><u>○災害の発生時には、その規模等に応じて、国、地方公共団体等が連携</u></p>

第13編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>2 内閣官房，指定行政機関の活動体制 (略)</p> <p>5 関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p>6 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p>7 非常災害対策本部の設置等</p> <p>(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p>8 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p>○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 (略)</p>	<p><u>して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</u></p> <p><u>○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。また，国及び都道府県は，必要に応じて職員の派遣に係るあつせんを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>6 国における活動体制</u></p> <p><u>《第2章第2節の2から移動》</u></p> <p>(1) 内閣官房，指定行政機関の活動体制 (略)</p> <p>(2) 関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p>(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p>(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(5) 非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p>(6) 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p>○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。<u>この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 救助・救急，医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 (略)</p> <p><u>○国土交通省及び高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として</u></p>

第13編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後
<p>(2) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社は，医師を確保し救護班を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの救護班の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○救護班を編成した医療関係機関は，その旨非常災害対策本部に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は，必要に応じ，又は地方公共団体の要請に基づき，救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，救護班の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○救護班の緊急輸送について，緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動 (略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第5節 避難収容活動 1 避難誘導の実施 (略)</p>	<p><u>使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，<u>独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体</u>は，医師を確保し<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>等を編成するとともに，必要に応じて，公的医療機関・民間医療機関からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>等の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>等を編成した医療関係機関は，その旨非常災害対策本部に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は，必要に応じ，又は地方公共団体の要請に基づき，<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>等派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>○非常災害対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>等の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）</u>等の緊急輸送について，緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は国〔厚生労働省，文部科学省〕，日本赤十字社，<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体からの要請に基づき，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動 (略)</p> <p><u>4 惨事ストレス対策</u> <u>○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u> <u>○消防機関は，必要に応じて，消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第4節 避難収容及び情報提供活動 1 避難誘導の実施 (略)</p>

第13編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後
<p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設 (略)</p> <p>(2) 避難場所の運営管理 (略)</p> <p>○地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p><u>第7節 被災者等への的確な情報伝達活動</u> (略)</p> <p><u>第6節 施設、設備の応急復旧活動</u> (略)</p> <p><u>第7節 被災者等への的確な情報伝達活動</u></p>	<p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設 (略)</p> <p>(2) 避難場所の運営管理 (略)</p> <p>○<u>国及び</u>地方公共団体は、<u>災害の規模等にかんがみて必要に応じ、</u>避難者の健全な住生活の早期確保のために、<u>応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等</u>により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p><u>《第2章第7節から移動》</u></p> <p><u>4</u> 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第<u>5</u>節 施設、設備の応急復旧活動 (略)</p> <p><u>《第2章第5節へ移動》</u></p>

第13編 大規模な火事災害対策編

修正前	修正後
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 (略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等 (略)</p> <p>第3節 計画的復興の進め方 (略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援 (略)</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用する。 (略)</p> <p>第5節 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</p> <p>○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。 (略)</p> <p>○農林漁業金融公庫は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。 (略)</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定 (略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方 (略)</p> <p>○都道府県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</p> <p>第3節 計画的復興の進め方 (略)</p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害応急対策を含む各種被災者支援策の判断材料とするため、災害による住宅等の被害の程度の認定を行うものとする。 (略)</p> <p>○地方公共団体は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行うものとし、国はこれを適切に支援する。 (略)</p> <p>第5節 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援</p> <p>○株式会社日本政策金融公庫等は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備資金の融資を行うものとする。</p> <p>○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行うものとする。 (略)</p> <p>○株式会社日本政策金融公庫等は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。 (略)</p>

第14編 林野火災対策編

修正前	修正後
<p>第13編 林野火災対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり (略)</p> <p>第2節 林野火災防止のための情報の充実 (略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>第4節 防災活動の促進 (略)</p> <p>第5節 林野火災及び防災に関する研究等の推進 (略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（<u>防災情報共有プラットフォーム</u>）に集約できるよう努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>2 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制 (略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等，消防相互応援体制の整備に努めるとともに，緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の</p>	<p>第14編 林野火災対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり (略)</p> <p>第2節 林野火災防止のための情報の充実 (略)</p> <p>《第1章第5節へ移動》</p> <p>第3節 防災活動の促進 (略)</p> <p>第4節 林野火災及び防災に関する研究等の推進 (略)</p> <p>《第1章第3節から移動》</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステム（<u>総合防災情報システム</u>）に集約できるよう努めるものとする。 (略)</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>(4) 職員の体制 (略)</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制 (略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努め</p>

第14編 林野火災対策編

修正前	修正後
<p>整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊の連携体制 (略) ○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊へ連絡しておくものとする。</p> <p><u>3</u> 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 (略) ○防衛省においても、救助用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係 ○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 消火活動関係 (略)</p> <p><u>4</u> 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p><u>5</u> 避難収容活動関係</p> <p>(1) 避難誘導 (略) ○地方公共団体は、高齢者、障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より<u>これらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 避難場所 ○地方公共団体は、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難場所をそ</p>	<p>るものとする。</p> <p><u>○厚生労働省及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(6) 都道府県等と自衛隊の連携体制 (略) ○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊へ<u>書面にて</u>連絡しておくものとする。</p> <p><u>2</u> 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 (略) ○<u>国〔警察庁、防衛省〕</u>においても、救助用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療活動関係 ○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>○国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT）に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。</u></p> <p>(3) 消火活動関係 (略)</p> <p><u>3</u> 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p><u>4</u> 避難収容及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 避難誘導 (略) ○地方公共団体は、高齢者、障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導し、<u>安否確認を行う</u>ため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、<u>災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る</u>ものとする。</p> <p>(2) 避難場所 ○地方公共団体は、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難場所をそ</p>

第14編 林野火災対策編

修正前	修正後
<p>の管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>の管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難場所として指定された建築物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
<p><u>7</u> 被災者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p>	<p>《第2章第5節の7から移動》 <u>(3)</u> 被災者等への的確な情報伝達活動関係 (略)</p>
<p><u>6</u> 施設、設備の応急復旧活動関係 (略)</p>	<p><u>5</u> 応急復旧及び二次災害の防止活動関係 (略)</p>
<p><u>8</u> 二次災害の防止活動関係 (略)</p>	<p>《第2章第5節の8から移動》 (略)</p>
<p><u>7</u> 被災者等への的確な情報伝達活動関係</p>	<p>《第2章第5節4へ移動》</p>
<p><u>8</u> 二次災害の防止活動関係</p>	<p>《第2章第5節5へ移動》</p>
<p><u>9</u> 防災関係機関等の防災訓練の実施 (略)</p>	<p><u>6</u> 防災関係機関等の防災訓練の実施 (略)</p>

第14編 林野火災対策編

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>通信の確保</u></p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>○<u>警察庁、防衛省、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を消防庁（指定公共機関にあつては直接又は関係指定行政機関を通じ）に連絡し、消防庁は被害規模を迅速に把握するとともに、大規模な被害の発生のおそれがあると判断した場合は、これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。</u></p> <p>○<u>社会的影響が大きい大規模な林野火災が発生した場合には、関係省庁〔消防庁、警察庁、防衛省等〕等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</u></p> <p>(2) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(3) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p><u>第2節 活動体制の確立</u></p> <p><u>1 地方公共団体の活動体制</u> (略)</p> <p><u>2 内閣官房、指定行政機関の活動体制</u></p> <p>3 公共機関の活動体制 (略)</p> <p>4 事業者の活動体制 (略)</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>活動体制の確立</u></p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>○<u>関係省庁〔消防庁、警察庁、防衛省等〕及び指定公共機関等は被害の第1次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕及び消防庁（指定公共機関等にあつては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び消防庁は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに関係機関に連絡する。</u></p> <p>○<u>社会的影響が大きい大規模な林野火災が発生した場合には、官邸において、関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合、必要に応じ、官邸から関係指定行政機関を通じ又は直接、関係都道府県や市町村の被害状況の確認を行う。</u></p> <p>(2) 一般被害情報等の収集・連絡 (略)</p> <p>(3) 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p><u>3 地方公共団体の活動体制</u> (略)</p> <p><u>《第2章第1節の7へ移動》</u></p> <p><u>4 公共機関の活動体制</u> (略)</p> <p><u>5 事業者の活動体制</u> (略)</p>

第14編 林野火災対策編

修正前	修正後
<p>5 広域的な応援体制</p> <p>(略)</p> <p>2 内閣官房、指定行政機関の活動体制 (略)</p> <p>6 関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p>7 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p>8 非常災害対策本部の設置等</p> <p>(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 (略)</p> <p>9 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p>○市町村長は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 地方公共団体及び国の機関による救助・救急活動 (略)</p>	<p>6 広域的な応援体制</p> <p><u>○災害の発生時には、その規模等に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</u></p> <p><u>○被災都道府県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、被災市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。また、国及び都道府県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 国における活動体制活動</p> <p>《第2章第2節の2から移動》</p> <p>(1) 内閣官房、指定行政機関の活動体制 (略)</p> <p>(2) 関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p>(3) 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p>(4) 非常災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(5) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置 (略)</p> <p>(6) 自衛隊の災害派遣 (略)</p> <p>○市町村長は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。<u>この場合において、市町村長は、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 救助・救急、医療及び消火活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 地方公共団体及び国の機関による救助・救急活動 (略)</p>

第14編 林野火災対策編

修正前	修正後
<p>(2) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社は、医師を確保し<u>救護班</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>救護班</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>救護班</u>を編成した医療関係機関は、その旨非常災害対策本部に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は地方公共団体の要請に基づき、<u>救護班</u>派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>○非常災害対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、<u>救護班</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>救護班</u>の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動 (略)</p> <p>第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第5節 避難収容活動</p> <p>1 避難誘導の実施 (略)</p>	<p><u>○国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体は、医師を確保し<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成した医療関係機関は、その旨非常災害対策本部に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は、必要に応じ、又は地方公共団体の要請に基づき、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p>○非常災害対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>3 消火活動 (略)</p> <p><u>4 惨事ストレス対策</u></p> <p><u>○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>○消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u></p> <p>第<u>3</u>節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 (略)</p> <p>第<u>4</u>節 避難収容<u>及び情報提供</u>活動</p> <p>1 避難誘導の実施 (略)</p>

第14編 林野火災対策編

修正前	修正後
<p>2 避難場所 (略)</p> <p>3 災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p>第7節 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>第6節 施設、設備の応急復旧活動 (略)</p> <p>第7節 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>第8節 二次災害の防止活動</p>	<p>2 避難場所 (略)</p> <p>3 災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p>《第2章第7節から移動》</p> <p>4 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>《第2章第8節から移動》</p> <p>第5節 応急復旧及び二次災害の防止活動 (略)</p> <p>《第2章第4節へ移動》</p> <p>《第2章第5節へ移動》</p>

第14編 林野火災対策編

修正前	修正後
第3章 災害復旧 (略)	第3章 災害復旧 (略)

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>第14章 その他の災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>○本編は、その他の災害に共通する対策編として、多くの災害対策に比較的共通する事項を記述する。第2編から第13編の個別の災害に対する対策についても、必要に応じ、本編の記述によることとする。</p> <p>第1節 災害に強い国づくり、まちづくり (略)</p> <p>1 災害に強い国づくり (略)</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む災害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 災害に強い国土の形成 (略)</p> <p>2 災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 災害に強いまちの形成 (略)</p> <p>(2) 建築物の安全化 (略)</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>○国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第3節参照）を平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p>第2節 事故災害の予防</p>	<p>第15章 その他の災害に共通する対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>○本編は、その他の災害に共通する対策編として、多くの災害対策に比較的共通する事項を記述する。第2編から第14編の個別の災害に対する対策についても、必要に応じ、本編の記述によることとする。</p> <p>第1節 災害に強い国づくり、まちづくり (略)</p> <p>1 災害に強い国づくり (略)</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、<u>国土ミッシングリンクの解消等</u>ネットワークの充実、<u>施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化</u>を含む災害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 災害に強い国土の形成 (略)</p> <p>2 災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 災害に強いまちの形成 (略)</p> <p>(2) 建築物の安全化 (略)</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>○<u>ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから</u>、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第6節参照）を平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。</p> <p>第2節 事故災害の予防</p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え</p> <p>第4節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 (略)</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国，公共機関及び地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに，<u>2～3日分の食料，飲料水等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備等，家庭での予防・安全対策，災害発生時にとるべき行動，避難場所での行動等防災知識の普及，啓蒙を図るものとする。また，災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>○国及び地方公共団体は，防災週間等を通じ，積極的に防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮 (略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化 (略)</p> <p>○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。<u>このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促進するものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p>	<p>(略)</p> <p><u>《第1章第6節へ移動》</u></p> <p>第3節 国民の防災活動の促進</p> <p>1 防災思想の普及，徹底 (略)</p> <p>2 防災知識の普及，訓練</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>○国，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに，<u>以下の事項について普及・啓蒙を図るものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3日分の食料，飲料水，<u>携帯トイレ，トイレトーパー</u>等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備等，家庭での予防・安全対策 ・災害発生時にとるべき行動，避難場所での行動 ・災害時の家族内の連絡体制の確保 <p>(略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施，指導</p> <p>○国及び地方公共団体は，防災週間等を通じ，積極的<u>かつ継続的</u>に防災訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮 (略)</p> <p>3 国民の防災活動の環境整備</p> <p>(1) 消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化 (略)</p> <p>○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化<u>を図り，消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実</u>を図るものとする。<u>また研修の実施などによる防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備などにより，</u>これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の環境整備</p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 災害及び防災に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(1) 災害及び防災に関する研究の推進</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 工学的、社会学的研究の推進</p> <p>(略)</p> <p>第6節 事故災害における再発防止対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 企業防災の促進</p> <p>○企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・<u>運用</u>するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の<u>実施</u>、事業所の耐震化・<u>耐浪化</u>、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、<u>燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応</u>、<u>取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施</u>するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>4 災害教訓の伝承</u></p> <p><u>○国〔内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等〕及び地方公共団体は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるように公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p>第4節 災害及び防災に関する研究及び観測等の推進</p> <p>(1) 災害及び防災に関する研究の推進</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 工学的、社会学的研究の推進</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 防災対策研究の国際的な情報発信</u></p> <p><u>○災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、国及び地方公共団体は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>第5節 事故災害における再発防止対策の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>《第1章第3節から移動》</u></p> <p>第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>(略)</p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の伝達 (略)</p> <p>(2) 住民等への避難誘導體制 (略)</p> <p>(3) 災害未然防止活動 (略)</p> <p>2 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>防災情報共有プラットフォーム</u>）に集約できるよう努めるものとする。 (略)</p> <p>○国、地方公共団体は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>3 災害応急体制の整備関係</p> <p>(1) 職員の体制</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体及び事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>○災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関、地方公共団体及び事業者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関</p>	<p>1 災害発生直前対策関係</p> <p>(1) 警報等の伝達 (略)</p> <p>(2) 住民等の避難誘導體制 (略)</p> <p>(3) 災害未然防止活動 (略)</p> <p>2 情報の収集・連絡<u>及び応急体制の整備</u>関係</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（<u>総合防災情報システム</u>）に集約できるよう努めるものとする。 (略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、<u>衛星携帯電話</u>、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 通信手段の確保 (略)</p> <p>(4) 職員の体制</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体及び事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、<u>専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成</u>、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>○災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関、地方公共団体及び事業者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関</p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。(略)</p> <p>(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制 (略)</p> <p>○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。</p> <p>(4) 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に係る機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとするよう努めるものとする。</p>	<p>係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。<u>相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>○厚生労働省及び都道府県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>○国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、<u>燃料</u>及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。(略)</p> <p>(6) 都道府県等と自衛隊との連携体制 (略)</p> <p>○都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に<u>書面にて</u>連絡しておくものとする。</p> <p>(7) 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>○国、公共機関、地方公共団体<u>及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関</u>は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、<u>保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。</u>その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、<u>燃料</u>等の適切な備蓄・調達・<u>輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u></p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p><u>4</u> 災害の拡大防止関係 (略)</p> <p><u>9</u> 施設、設備の応急復旧活動関係 ○国及び地方公共団体、<u>公共機関</u>及び事業者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。 (略)</p> <p><u>1 1</u> 二次災害の防止活動関係 (略)</p> <p><u>5</u> 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略)</p> <p>○国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 (略)</p> <p>○国〔防衛省、海上保安庁〕においても、救助用資機材の整備を推進するものとする。 (略)</p> <p>(2) 医療活動関係 ○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>○国は災害時の医療関係者の役割、トリアージ（<u>治療の優先順位による患者の振り分け</u>）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。 (略)</p> <p>(3) 消火活動関係 (略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>3</u> 災害の拡大・<u>二次災害防止及び応急復旧活動</u>関係 (略)</p> <p>《<u>第1章第6節の9から移動</u>》</p> <p>○国、<u>公共機関</u>、地方公共団体及び事業者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。 (略)</p> <p>《<u>第1章第3節の11から移動</u>》 (略)</p> <p><u>4</u> 救助・救急、医療及び消火活動関係 (略)</p> <p>○国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、<u>操作等の研修・訓練を定期的に行う</u>ものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動関係 (略)</p> <p>○国〔<u>警察庁</u>、防衛省、海上保安庁〕においても、救助用資機材の整備を推進するものとする。 (略)</p> <p>(2) 医療活動関係 ○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設<u>となる災害拠点病院等</u>を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>○国は災害時の医療関係者の役割、トリアージ（<u>緊急度判定に基づく治療優先位の決定</u>）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。 (略)</p> <p>(3) 消火活動関係 (略)</p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p><u>6</u> 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>7</u> 避難収容活動関係</p> <p>(1) 避難誘導 (略)</p> <p>○地方公共団体は、高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より<u>これらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 避難場所 (略)</p> <p>○地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>○地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で、食料、水、<u>非常用電源</u>、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅等</p> <p>○国〔国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省〕及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>5</u> 緊急輸送活動関係 (略)</p> <p>○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 <u>また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>6</u> 避難収容及び情報提供活動関係</p> <p>(1) 避難誘導 (略)</p> <p>○地方公共団体は、高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し、<u>安否確認を行うため</u>、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、<u>災害時要援護者に関する情報の把握・共有</u>、避難誘導體制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 避難場所 (略)</p> <p>○地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、<u>非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど</u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。</p> <p>○地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で<u>地域完結型の備蓄施設を確保し</u>、食料、水、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅等</p> <p>○国〔国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、<u>環境省</u>〕及び地方公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 帰宅困難者対策</u></p> <p><u>○首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅</u></p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>10 被災者等への的確な情報伝達活動関係 (略) ○国等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係 ○地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、水及び医薬品等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。 (略)</p> <p>○国〔農林水産省、経済産業省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量については、毎年度調査するものとする。</p>	<p><u>困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。</u></p> <p><u>《第1章第3節の10から移動》</u> (5) 被災者等への的確な情報伝達活動関係 (略) ○国等は、発災後の経過に応じて<u>地方公共団体</u>、被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。 (略) <u>○国及び地方公共団体は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。</u> (略)</p> <p><u>7 物資の調達、供給活動関係</u> ○地方公共団体は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・<u>輸送</u>体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、<u>大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか</u>、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。<u>なお、地方公共団体における上記の検討に資するため、国は、生活必需品等の物資のうち、生産拠点が被災することなどにより供給不足に陥る危険のあるものについて調査を行うものとする。</u></p> <p>○国〔農林水産省、厚生労働省、経済産業省、総務省〕は、食料、水、<u>医薬品及び燃料</u>等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。<u>また、国〔経済産業省〕は、関係事業者による物資の調達・輸送に係る情報共有の取組みを促すものとする。</u> (略)</p> <p>○国〔農林水産省、経済産業省〕は、下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量については、毎年度調査するものとする。</p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，育児用調製粉乳 生活必需品…下着，毛布，作業着，タオル，エンジン発電機，<u>卓上コン ロ，ボンベ</u></p> <p><u>9 施設，設備の応急復旧活動関係</u></p> <p><u>1 0 被災者等への的確な情報伝達活動関係</u></p> <p><u>1 1 二次災害の防止活動関係</u></p> <p><u>1 2 海外からの支援の受入れ活動関係</u> ○海外からの支援については，即座に到着が可能であるか，被災地等に過 大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを，国〔内閣府，外務 省，警察庁〕は発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，そ の情報の蓄積を図っておくものとする。 ○国〔内閣府等〕はあらかじめ海外からの支援の受入れの可能性のある分 野について検討し，その対応方針を定めておくものとする。</p> <p>○国〔内閣府，外務省，農林水産省，警察庁等〕は，海外からの支援を受 け入れる場合に必要の諸手続などについては，あらかじめ定めておくも のとする。</p> <p><u>1 3 防災関係機関の防災訓練の実施</u> (略)</p> <p><u>1 4 災害復旧・復興への備え</u> (1) 各種データの整備保全 ○国，地方公共団体及び事業者は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の 事項について整備しておくものとする。</p>	<p>食料…精米，即席めん，おにぎり，弁当，パン，缶詰，育児用調製粉乳 生活必需品…下着，毛布，作業着，タオル，エンジン発電機，<u>カセット こんろ，カートリッジボンベ</u></p> <p><u>○国及び都道府県は，災害の規模等にかんがみ，被災市町村が自ら物資の 調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に 届けられるよう，物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るも のとする。</u></p> <p><u>○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻痺などに より，被災地方公共団体からの要請が滞る場合などに対応するため，発 災直後から一定期間は，要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に 応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築 するものとする。</u></p> <p><u>《第1章第6節の3へ移動》</u></p> <p><u>《第1章第6節の6へ移動》</u></p> <p><u>《第1章第6節の3へ移動》</u></p> <p><u>8 海外等からの支援の受入れ活動関係</u> ○海外等からの支援については，即座に到着が可能であるか，被災地等に 過大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを，国〔内閣府，外 務省，<u>消防庁</u>，警察庁，<u>防衛省</u>〕は発災前にあらかじめ個々の支援機関 について調査し，その情報の蓄積を図っておくものとする。 ○国〔内閣府等〕はあらかじめ海外等からの支援の受入れの可能性のある 分野について検討し，その対応方針を<u>関係省庁において</u>定めておくもの とする。</p> <p>○国〔内閣府，外務省，農林水産省，<u>消防庁</u>，警察庁，<u>防衛省</u>等〕は，海 外等からの支援を受け入れる場合に必要の諸手続きなどについては，あ らかじめ定めておくものとする。</p> <p><u>9 防災関係機関の防災訓練の実施</u> (略)</p> <p><u>1 0 災害復旧・復興への備え</u> (1) 各種データの整備保全 ○国，地方公共団体及び事業者は，復興の円滑化のため，あらかじめ次の 事項について整備しておくものとする。</p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none"> ・各種データの総合的な整備保全(地籍, 建物, 権利関係, 施設, 地下埋設物等情報及び測量図面, 情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備) (略) (2) 復興対策の研究 (略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種データの総合的な整備保全 (<u>戸籍</u>, <u>住民基本台帳</u>, 地籍, <u>建築物</u>, 権利関係, 施設, 地下埋設物等情報及び測量図面, 情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備) (略) (2) 復興対策の研究 (略)

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>1 警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 住民の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>3 災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>通信の確保</u></p> <p>(略)</p> <p><u>○第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。</u></p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>(略)</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 事故情報等の連絡</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>○市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等によ</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 災害発生直前の対策</p> <p>1 警報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 住民等の避難誘導</p> <p>(略)</p> <p>3 災害未然防止活動</p> <p>(略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び<u>活動体制の確立</u></p> <p>(略)</p> <p><u>≪第2章第3節から移動≫</u></p> <p>○第1節及び第2節の1により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>(略)</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、<u>国土地理院</u>、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>○国〔警察庁、消防庁、防衛省、<u>国土地理院</u>、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 事故情報等の連絡</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>○市町村は、人的被害の状況 (<u>行方不明者の数を含む。</u>)、建築物の被害状況の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。</p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>り都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。</p> <p>○都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>○警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府（事故災害においては安全規制等担当省庁。以下本節中同じ。（指定公共機関にあつては、直接又は関係指定行政機関を通じ））に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。</p> <p>○大規模な災害が発生した場合には、必要に応じ、関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>○地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 応急対策活動情報の連絡</p>	<p>ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。<u>特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。</u></p> <p>○都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>○関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁等〕及び指定公共機関等は、必要に応じ、被害の第1次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕及び内閣府（事故災害においては安全規制担当省庁。以下本節中同じ。（指定公共機関にあつては直接又は指定行政機関を通じ））に連絡する。<u>官邸〔内閣官房〕及び内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに関係機関に連絡する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>○地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。<u>都道府県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 応急対策活動情報の連絡</p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</p> <p>○都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>○第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。</p> <p>1 地方公共団体の活動体制 (略)</p> <p>2 内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制</p> <p>3 事故災害における事業者の活動体制 (略)</p> <p>4 広域的な応援体制</p>	<p>○市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。</p> <p>○都道府県及び公共機関は、必要に応じ、指定行政機関を通じ、<u>官邸〔内閣官房〕及び内閣府</u>に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、<u>非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する</u>。また、指定行政機関は、必要に応じ、自ら実施する応急対策の活動状況を<u>官邸〔内閣官房〕及び内閣府</u>に連絡し、<u>非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡をする</u>とともに、都道府県、公共機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>2 通信手段の確保 (略)</p> <p><u>《第2章第2節へ移動》</u></p> <p>3 地方公共団体の活動体制 (略)</p> <p><u>《第2章第2節の6へ移動》</u></p> <p>4 事故災害における事業者の活動体制 (略)</p> <p>5 広域的な応援体制</p> <p><u>○災害の発生時には、その規模等に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</u></p> <p><u>○被災都道府県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、被災市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。また、国及び都道府県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。</u></p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p><u>2</u> 内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制 (略)</p> <p><u>5</u> 災害対策関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p><u>6</u> 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p><u>7</u> 非常災害対策本部等の設置等</p> <p>(1) 非常災害対策本部等の設置と活動体制 (略)</p> <p>(2) 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p>(3) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置 (略)</p> <p>(4) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p><u>8</u> 自衛隊の災害派遣</p> <p>○都道府県知事等法令で定める者は，自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報から判断し，必要があれば直ちに要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。</p> <p>○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>第4節</u> 災害の拡大防止活動 (略)</p> <p><u>第11節</u> 施設，設備等の応急復旧活動</p>	<p>(略)</p> <p><u>6 国における活動体制</u></p> <p><u>《第2章第3節の2から移動》</u></p> <p><u>(1)</u> 内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制 (略)</p> <p><u>(2)</u> 災害対策関係省庁連絡会議の開催等 (略)</p> <p><u>(3)</u> 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 (略)</p> <p><u>(4)</u> 非常災害対策本部等の設置と活動体制 (略)</p> <p><u>(5)</u> 緊急災害対策本部の設置と活動体制 (略)</p> <p><u>(6)</u> 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置 (略)</p> <p><u>(7)</u> 非常災害対策本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 (略)</p> <p><u>(8)</u> 自衛隊の災害派遣</p> <p>○都道府県知事等法令で定める者は，自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し，必要があれば直ちに要請するものとする。また，事態の推移に応じ，要請しないと決定した場合は，直ちにその旨を連絡するものとする。</p> <p>○市町村長は，応急措置を実施するため必要があると認めるときは，都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。<u>この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第3節 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動</u></p> <p><u>1</u> 災害の拡大防止活動 (略)</p> <p><u>《第2章第11節から移動》</u></p> <p><u>2</u> 施設，設備等の応急復旧活動</p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>第13節 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>第5節 救助・救急，医療及び消火活動 (略)</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 住民及び自主防災組織の役割 (略)</p> <p>(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 (略)</p> <p>(3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 (略)</p> <p>(4) 事故災害における事業者による救助・救急活動 (略)</p> <p>(5) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省，防衛省〕及び日本赤十字社は，被災地域内の<u>国立病院，国立療養所，国立大学病院，自衛隊の病院，日赤病院等</u>において医療活動を行うものとする。</p> <p>○被災地域内の医療機関等は，病院<u>建築物</u>，医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに，必要に応じ，ライフライン事業者等に対し，応急復旧の要請を行うものとする。 (略)</p> <p>○被災地域内の医療機関は，状況に応じ，<u>救護班</u>を派遣するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，<u>救護班派遣計画</u>の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p><u>《第2章第13節から移動》</u></p> <p><u>3</u> 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>第4節 救助・救急，医療及び消火活動 (略)</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 住民及び自主防災組織の役割 (略)</p> <p>(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動 (略)</p> <p>(3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 (略)</p> <p><u>○国土交通省及び高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。</u></p> <p>(4) 事故災害における事業者による救助・救急活動 (略)</p> <p>(5) 資機材等の調達等 (略)</p> <p>2 医療活動</p> <p>(1) 被災地域内の医療機関による医療活動 (略)</p> <p>○国〔厚生労働省，文部科学省，防衛省〕，日本赤十字社<u>及び独立行政法人国立病院機構</u>は，被災地域内の国立大学病院，自衛隊の病院，日赤病院，<u>国立病院機構の病院</u>等において医療活動を行うものとする。</p> <p>○被災地域内の医療機関等は，病院<u>建築物</u>，医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに，必要に応じ，ライフライン事業者等に対し，応急復旧の要請を行うものとする。 (略)</p> <p>○被災地域内の医療機関は，状況に応じ，<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を派遣するよう努めるものとする。</p> <p>○現地対策本部は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>派遣計画の作成など医療活動の総合</p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>(2) 被災地域外からの救護班の派遣</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、<u>救護班</u>の派遣について要請するものとする。</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し<u>救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>救護班</u>を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○被災地域を含む都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの<u>救護班</u>の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所(救護所など)の確保を図るものとする。</p> <p>○非常本部等は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、広域的な見地から、<u>救護班</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>救護班</u>の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 消火活動</p> <p>(略)</p>	<p>調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災地域外からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣について要請するものとする。</p> <p>○国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。</p> <p>○被災地域を含む都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（<u>医療機関</u>、救護所など）の確保を図るものとする。</p> <p>○非常本部等は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、広域的な見地から、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の派遣に係る総合調整を行うものとする。</p> <p>○<u>災害派遣医療チーム（DMAT）等</u>の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。</p> <p>(3) 被災地域外での医療活動</p> <p>○被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 消火活動</p> <p>(略)</p> <p><u>4 惨事ストレス対策</u></p> <p>○<u>救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p>○<u>消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要</u></p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>○第5節に述べた救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも、また、被害の拡大防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略) 2 交通の確保 (略) <ol style="list-style-type: none"> (1) 非常災害対策本部等による調整等 (略) (2) 道路交通規制等 (略) (3) 道路の応急復旧等 (略) (4) 航路の障害物除去等 (略) (5) 港湾及び漁港の応急復旧等 (略) (6) 海上交通の整理等 (略) (7) <u>飛行場等</u>の応急復旧等 (略) (8) 航空管制等 (略) (9) 鉄道交通の確保 (略) (10) 広域輸送拠点の確保 (略) 3 緊急輸送 (略) <p>○国土交通省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>請するものとする。</u></p> <p>第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</p> <p>○第4節に述べた救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも、また、被害の拡大防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 (略) 2 交通の確保 (略) <ol style="list-style-type: none"> (1) 非常災害対策本部等による調整等 (略) (2) 道路交通規制等 (略) (3) 道路の応急復旧等 (略) (4) 航路の障害物除去等 (略) (5) 港湾及び漁港の応急復旧等 (略) (6) 海上交通の整理等 (略) (7) <u>空港等</u>の応急復旧等 (略) (8) 航空管制等 (略) (9) 鉄道交通の確保 (略) (10) 広域輸送拠点の確保 (略) 3 緊急輸送 (略) <p>○国土交通省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、<u>港湾管理者</u>、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者、<u>港湾運送事業者</u>及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>4 燃料の確保 (略)</p> <p>第7節 避難収容活動 (略)</p> <p>1 避難誘導の実施 (略)</p> <p>2 避難場所 (1) 避難場所の開設 ○地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 避難場所の運営管理 (略) ○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の<u>早期把握に努めるものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて<u>プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</u></p>	<p>4 <u>緊急輸送のための</u>燃料の確保 (略)</p> <p>第6節 避難収容<u>及び情報提供</u>活動 (略)</p> <p>1 避難誘導の実施 (略)</p> <p>2 避難場所 (1) 避難場所の開設 ○地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p>(2) 避難場所の運営管理 (略) ○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握<u>及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。<u>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</u>また、避難の長期化等必要に応じて、<u>プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>また、必要に応じ、<u>避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て</u></p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達</p> <p>○被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。 (略)</p> <p>(3) 広域的避難収容</p> <p>○被災都道府県は、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、被災都道府県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。 (略)</p> <p>4 災害時要援護者への配慮 (略)</p>	<p><u>て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</u></p> <p>○国及び地方公共団体は、<u>災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</u></p> <p>○<u>国及び</u>地方公共団体は、<u>災害の規模等にかんがみて必要に応じ</u>、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、<u>民間賃貸住宅及び</u>空家等利用可能な既存住宅のあっせん<u>及び活用</u>等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3 応急仮設住宅等</p> <p>(1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供 (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達</p> <p>○被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、<u>環境省</u>〕に資機材の調達に関して要請するものとする。 (略)</p> <p><u>(3) 応急仮設住宅の運営管理</u></p> <p>○<u>地方公共団体は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。</u> <u>この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</u></p> <p>4 広域的避難収容</p> <p>○被災<u>地方公共団体</u>は、<u>災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への</u>収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、<u>若しくは</u>避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕<u>又は都道府県</u>に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。 (略)</p> <p>5 災害時要援護者への配慮 (略)</p> <p>6 <u>帰宅困難者対策</u></p> <p>○<u>首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、</u></p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動</p> <p>○非常本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>○なお、国及び地方公共団体は、必要に応じ、公共機関、その他関係機関との連携を図りつつ、広域のあらゆる情報やニーズを収集・管理し、関係機関や住民に情報を発信する地元密着型の地域情報ステーションを、被災地近傍に設置するものとする。</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p> <p>第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</p> <p>○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、以下の方針の通り活動する。</p>	<p><u>自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、国及び地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。</u></p> <p>《第2章第12節から移動》</p> <p><u>7</u> 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>(1) 被災者への情報伝達活動</p> <p>○非常本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、<u>被災者生活支援に関する情報等</u>、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。</p> <p><u>○非常本部等、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 国民への的確な情報の伝達 (略)</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応 (略)</p> <p>第7節 <u>物資</u>の調達、供給活動</p> <p>○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、<u>燃料</u>及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。<u>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを</u></p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達，供給 (略)</p> <p>(3) 物資関係省庁の活動 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第9節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 (略)</p> <p>1 保健衛生</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難場所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等を<u>設ける</u>ものとする。</p> <p>○特に，高齢者，障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等への入所，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。 (略)</p> <p>2 防疫活動 (略)</p> <p>3 遺体の処理等 (略)</p> <p>第10節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動 (略)</p> <p>1 社会秩序の維持</p>	<p><u>踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p> <p><u>○被災者の中でも，交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては，孤立状態の解消に努めるとともに，食料，飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(1) 非常災害対策本部等による調整等 (略)</p> <p>(2) 地方公共団体による物資の調達，供給 (略)</p> <p>(3) 物資関係省庁の活動 (略)</p> <p><u>○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係業界団体の協力を得る等により，その供給の確保を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第8節 保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 (略)</p> <p>1 保健衛生</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難場所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等<u>の設置や心のケアを含めた対策を行う</u>ものとする。</p> <p>○特に，高齢者，障害者，<u>子ども</u>等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等への入所，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。 (略)</p> <p>2 防疫活動 (略)</p> <p>3 遺体の処理等 (略)</p> <p>第9節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動 (略)</p> <p>1 社会秩序の維持</p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○被災地及びその周辺(海上を含む。)においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 物価の安定、物資の安定供給 (略)</p> <p><u>第11節 施設、設備等の応急復旧活動</u></p> <p><u>第12節 被災者等への的確な情報伝達活動</u></p> <p><u>第13節 二次災害の防止活動</u></p> <p><u>第14節 自発的支援の受入れ</u> (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ (1) 義援物資の受入れ (略) (2) 義援金の受入れ</p> <p>○義援金の使用については、地方公共団体が義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。</p> <p>3 海外からの支援の受入れ ○外交ルートにて海外から支援の申し入れがあった場合には、外務省は、非常本部等にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報するものとする。 ○非常本部等は、支援の受入れの可能性について検討する。</p> <p>○非常本部等が受入れを決定した場合、あらかじめ定めた対応方針に基づいて、海外からの支援の受入れ計画を作成し、計画の内容を支援を申し入れた国、関係省庁及び被災地方公共団体に示すものとする。その後関</p>	<p>○被災地及びその周辺(海上を含む。)においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。<u>また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 物価の安定、物資の安定供給 (略)</p> <p><u>《第2章第3節へ移動》</u></p> <p><u>《第2章第6節へ移動》</u></p> <p><u>《第2章第3節へ移動》</u></p> <p><u>第10節 自発的支援の受入れ</u> (略)</p> <p>1 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ (1) 義援物資の受入れ (略) (2) 義援金の受入れ</p> <p>○義援金の使用については、地方公共団体が義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。<u>その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>海外等</u>からの支援の受入れ ○外交ルートにて<u>海外等</u>から支援の申し入れがあった場合には、外務省は、非常本部等にその種類、規模、到着予定日時、場所等を通報するものとする。 ○非常本部等は、<u>被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し</u>、支援の受入れの可能性について検討する<u>ものとする</u>。 ○非常本部等が支援の受入れを決定した場合、<u>関係省庁は</u>、あらかじめ定めた対応方針に基づいて、<u>海外等</u>からの支援の受入れ計画を作成する<u>ものとし</u>、<u>非常本部等は、作成された同計画の内容を被災地方公共団体に</u></p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>係省庁は、計画に基づき、当該海外からの支援を受け入れるものとする。 <u>なお、支援を受け入れないと決定した場合、速やかに関係国に通報するものとする。</u></p>	<p><u>提示するものとする。また、外務省は作成された受入れ計画の内容を支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。</u>その後関係省庁は、計画に基づき、当該海外等からの支援を受け入れるものとする。 <u>○なお、非常本部等は、支援を受け入れないと決定した場合、被災地方公共団体及び関係省庁に連絡するものとする。また、外務省はその決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。</u></p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(略)</p> <p>2 <u>がれき</u>の処理</p> <p>○地方公共団体は、<u>がれき</u>の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、<u>がれき</u>の円滑かつ適正な処理を行うものとする。</p> <p>○環境省は、迅速な<u>がれき</u>処理について必要な支援を行う。</p> <p>○<u>がれき</u>処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</p> <p>○<u>がれき</u>処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、<u>がれき</u>の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 災害復旧・復興</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定</p> <p>(略)</p> <p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(略)</p> <p><u>○都道府県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>災害廃棄物</u>の処理</p> <p>○地方公共団体は、<u>災害廃棄物</u>の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、<u>災害廃棄物</u>の円滑かつ適正な処理を行うものとする。</p> <p>○環境省は、迅速な<u>災害廃棄物</u>処理について必要な支援を行う。</p> <p>○<u>災害廃棄物</u>処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</p> <p>○<u>災害廃棄物</u>処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>第3節 計画的復興の進め方</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(略)</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(略)</p> <p>○国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業、<u>災害廃棄物</u>の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>○地方公共団体は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</u></p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、<u>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付を行う。また，内閣府及び地方公共団体は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により，被災者の生活再建を支援し，被災地の速やかな復興を図る。これを含む各種の支援措置を早期に実施するため，地方公共団体は，発災後早期に被災証明の交付体制を確立し，被災者に被災証明を交付するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国土交通省及び地方公共団体は、この他に必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の<u>建設，公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また，復興過程における被災者の居住の安全を図るため，公営住宅等の空家を活用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。<u>また，被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても，不利にならず，不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関は、<u>被災中小企業の自立を支援するため，災害復旧貸付等により，運転資金，設備復旧資金の低利融資等を行うものとする。</u></p>	<p><u>○国及び地方公共団体は，被災地の復興計画の作成に際しては，地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め，被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ，その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。</u></p> <p>第4節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p><u>○国及び地方公共団体は，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保，生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的確保，コミュニティの維持回復，心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</u></p> <p><u>○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住宅等の被害の程度の認定や被災証明の交付の体制を確立し，速やかに，住宅等の被害の程度を認定し，被災者に被災証明を交付するものとする。</u></p> <p>○厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。また、内閣府及び地方公共団体は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。</p> <p>(略)</p> <p>○地方公共団体は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の<u>整備，公営住宅等への特定入居等を行うものとし，国はこれを適切に支援する。</u></p> <p>(略)</p> <p>○国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。<u>居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても，従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより，必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援</p> <p>○株式会社日本政策金融公庫等は、<u>災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し，被災地域の復興に資するため，災害復旧貸付等により，運転資金，設備資金の融資を行うものとする。</u></p>

第15編 その他の災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、<u>災害復旧高度化資金貸付等</u>により、<u>設備復旧資金</u>、<u>運転資金</u>の貸付を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>農林漁業金融公庫</u>は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>○独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、<u>高度化融資（災害復旧貸付）</u>により、<u>事業協同組合等の施設</u>復旧資金の貸付を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>株式会社日本政策金融公庫等</u>は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。また、農林水産省は、必要に応じて、被災農林漁業者の経営資金等を供給するため天災融資法の発動を行うものとする。</p> <p>(略)</p>

第16編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

修正前	修正後
<p>第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項</p> <p>第1章 災害予防に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国土保全施設の整備に関する事項 2 既存ライフライン・公共施設の災害に対する安全性の確保に関する事項 3 緊急輸送の確保に関する事項 4 防災上必要な教育に関する事項 5 防災上必要な訓練(図上訓練, 指導者演習を含む。)に関する事項 6 災害安全運動に自然災害時対策を採用することに関する事項 7 企業防災の促進に関する事項 8 災害備蓄制度の運用に関する事項 9 地方公共団体の災害対策基金等の管理に関する事項 10 気象業務に関する施設の整備等に関する事項 11 水防, 消防及び救助に関する施設及び設備の整備に関する事項 12 都市の防災構造化に関する事項 13 災害時において危険な区域に関する事項 14 水害に対する警戒避難体制の整備等に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> 15 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保に関する事項 16 土砂災害危険箇所における警戒避難体制の整備等に関する事項 土石流危険溪流, 地すべり危険箇所, 急傾斜地崩壊危険箇所, 山地災害危険地区等における土砂災害を防止するため, 土砂災害危険箇所等の住民への周知, 土砂災害予報システムの整備等情報の収集及び伝達, 災害に対する予報又は警報の発令及び伝達, 避難, 救助その他必要な警戒避難体制に関する計画 17 土砂災害警戒区域の指定に関する事項 都道府県知事より, 土砂災害のおそれがあるとして土砂災害警戒区域の指定があった場合の, 当該指定区域における情報伝達, 予警報の発表・伝達, 避難, 救助その他必要な警戒避難体制に関する事項 18 高潮対策に関する事項 19 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する事項 20 学校, 病院, 工場, 事業場, 百貨店, 旅館, 地下街, 高層建築物等の災害予防措置に関する事項 児童, 生徒, 学生, 従業者及び一般大衆に対する危険の防止のため, 建 	<p>第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項</p> <p>第1章 災害予防に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国土保全施設の整備に関する事項 2 既存ライフライン・公共施設の災害に対する安全性の確保に関する事項 3 緊急輸送の確保に関する事項 4 防災上必要な教育に関する事項 5 防災上必要な訓練(図上訓練, 指導者演習を含む。)に関する事項 6 災害安全運動に自然災害時対策を採用することに関する事項 7 企業防災の促進に関する事項 8 災害備蓄制度の運用に関する事項 9 地方公共団体の災害対策基金等の管理に関する事項 10 気象業務に関する施設の整備等に関する事項 11 水防, 消防及び救助に関する施設及び設備の整備に関する事項 12 都市の防災構造化に関する事項 13 災害時において危険な区域に関する事項 14 水害に対する警戒避難体制の整備等に関する事項 15 <u>津波災害の予防に関する事項</u> <u>津波災害の予防を図るため, 津波に対する警戒区域の情報の公表, 津波警報等の発表・伝達, 津波避難ビル・海岸保全施設等の整備に関する計画</u> 16 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保に関する事項 17 土砂災害危険箇所における警戒避難体制の整備等に関する事項 土石流危険溪流, 地すべり危険箇所, 急傾斜地崩壊危険箇所, 山地災害危険地区等における土砂災害を防止するため, 土砂災害危険箇所等の住民への周知, 土砂災害予報システムの整備等情報の収集及び伝達, 災害に<u>関</u>する予報又は警報の発令及び伝達, 避難, 救助その他必要な警戒避難体制に関する計画 18 土砂災害警戒区域の指定に関する事項 都道府県知事より, 土砂災害のおそれがあるとして土砂災害警戒区域の指定があった場合の, 当該指定区域における情報伝達, 予<u>報又は</u>警報の発令及<u>び</u>伝達, 避難, 救助その他必要な警戒避難体制に関する事項 19 高潮対策に関する事項 20 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する事項 21 学校, 病院, 工場, 事業場, 百貨店, 旅館, 地下街, 高層建築物等の災害予防措置に関する事項 <u>幼児</u>, 児童, 生徒, 学生, 従業者及び一般大衆に対する危険の防止のため,

第16編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

修正前	修正後
<p>建築物の安全点検及び適切な配置設計，不燃堅牢化，建築基準法及び消防法による規制の徹底等に関する計画</p> <p>21 一般建築物等の安全性に対する指導に関する事項</p> <p>22 文化財の災害予防措置に関する事項 文化財保護のための施設，設備の整備及び災害予防の指導，文化財防火デーに関する計画</p> <p>23 防災営農体制の確立に関する事項</p> <p>24 豪雪害の予防に関する事項</p> <p>25 海上災害の予防に関する事項</p> <p>26 航空災害の予防に関する事項</p> <p>27 鉄道災害の予防に関する事項</p> <p>28 道路災害の予防に関する事項</p> <p>29 原子力災害の予防に関する事項</p> <p>30 漏電，爆発事故の防止に関する事項</p> <p>31 石油コンビナート等特別防災区域等における災害の予防に関する事項 石油コンビナート等特別防災区域等における<u>建物</u>等の配置，構造等についての災害予防対策並びに周辺地域の安全を確保するための施設及び設備の整備に関する計画</p> <p>32 石油等危険物の大量流出及び有害物質の漏洩による災害の予防に関する事項</p> <p>33 大規模な火事災害の予防に関する事項</p> <p>34 林野火災の予防に関する事項</p> <p>35 被害情報の収集・連絡，防災情報の共有化等に関する事項</p> <p>36 他機関との相互応援に関する事項</p>	<p>建築物の安全点検及び適切な配置設計，不燃堅牢化，建築基準法及び消防法による規制の徹底等に関する計画</p> <p>22 一般建築物等の安全性に対する指導に関する事項</p> <p>23 文化財の災害予防措置に関する事項 文化財保護のための施設，設備の整備，<u>重要文化財建造物及びその周辺地域を一体的に捉えた延焼防止</u>，災害予防の指導及び文化財防火デーに関する計画</p> <p>24 防災営農体制の確立に関する事項</p> <p>25 豪雪害の予防に関する事項</p> <p>26 海上災害の予防に関する事項</p> <p>27 航空災害の予防に関する事項</p> <p>28 鉄道災害の予防に関する事項</p> <p>29 道路災害の予防に関する事項</p> <p>30 原子力災害の予防に関する事項</p> <p>31 漏電，爆発事故の防止に関する事項</p> <p>32 石油コンビナート等特別防災区域等における災害の予防に関する事項 石油コンビナート等特別防災区域等における<u>建築物</u>等の配置，構造等についての災害予防対策並びに周辺地域の安全を確保するための施設及び設備の整備に関する計画</p> <p>33 石油等危険物の大量流出及び有害物質の漏洩による災害の予防に関する事項</p> <p>34 大規模な火事災害の予防に関する事項</p> <p>35 林野火災の予防に関する事項</p> <p>36 被害情報の収集・連絡，防災情報の共有化等に関する事項</p> <p>37 他機関との相互応援に関する事項</p>

第16編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

修正前	修正後
<p>第2章 災害応急対策に関する事項</p> <p>1 災害に対する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項 予報及び警告を迅速、かつ、正確に伝達するため、全通信施設の一体的活動による通信の確保等、伝達組織及び方法並びに警告の発令基準等に関する計画</p> <p>2 災害時における防災関係職員の参集体制に関する事項</p> <p>3 災害時における災害に関する情報等の収集及び防災情報の共有化に関する事項</p> <p>4 災害時における広報宣伝に関する事項</p> <p>5 避難(小、中学校の児童、生徒等の集団避難を含む。)に関する事項</p> <p>6 水防活動、消防活動、救助活動及び医療活動に関する事項</p> <p>7 災害対策用機材、建設機材の現況の把握及びその緊急使用に関する事項</p> <p>8 技術者の現況の把握及びその従事命令に関する事項</p> <p>9 災害時における食料その他の生活必需品及び復旧資材の需給計画に関する事項</p> <p>10 災害時における動物の管理(衛生を含む。)及び飼料の需給計画に関する事項 被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防上必要な措置並びに飼料の調達及び配分の方法に関する計画</p> <p>11 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の応急の教育に関する事項 仮校舎の設置、学校施設の応急復旧、安全なる通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に関する計画</p> <p>12 災害時における遺体の処理に関する事項</p> <p>13 災害時における廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>14 災害時における病虫害防除に関する事項</p> <p>15 災害時における通信計画に関する事項</p> <p>16 災害時におけるライフライン施設、公共施設の応急復旧計画に関する事項</p> <p>17 災害時における交通輸送計画に関する事項</p> <p>18 災害時における危険物の保安に関する事項</p> <p>19 災害時における有害物質の漏洩の防止に関する事項 有害物質の漏洩を防止するために行う、施設の点検、応急措置、関係機関の連絡、環境モニタリング等に関する計画</p>	<p>第2章 災害応急対策に関する事項</p> <p>1 災害に対する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項 予報及び警報並びに警告を迅速、かつ、正確に伝達するため、全通信施設の一体的活動による通信の確保等、伝達組織及び方法並びに警告の発令基準等に関する計画</p> <p>2 災害時における防災関係職員の参集体制に関する事項</p> <p>3 災害時における災害に関する情報等の収集及び防災情報の共有化に関する事項</p> <p>4 災害時における広報宣伝に関する事項</p> <p>5 避難(小、中学校の児童、生徒等の集団避難を含む。)に関する事項</p> <p>6 水防活動、消防活動、救助活動及び医療活動に関する事項</p> <p>7 災害対策用機材、建設機材の現況の把握及びその緊急使用に関する事項</p> <p>8 技術者の現況の把握及びその従事命令に関する事項</p> <p>9 災害時における食料その他の生活必需品及び復旧資材の需給計画に関する事項</p> <p>10 災害時における動物の管理(衛生を含む。)及び飼料の需給計画に関する事項 被災した飼養動物の保護収容に関する体制整備、避難場所等における飼養動物の収容及び適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防上必要な措置並びに飼料の調達及び配分の方法に関する計画</p> <p>11 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の応急の教育に関する事項 仮校舎の設置、学校施設の応急復旧、安全なる通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の<u>幼児</u>、児童、生徒に対する就学<u>支援</u>の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に関する計画</p> <p>12 災害時における遺体の処理に関する事項</p> <p>13 災害時における廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>14 災害時における病虫害防除に関する事項</p> <p>15 災害時における通信計画に関する事項</p> <p>16 災害時におけるライフライン施設、公共施設の応急復旧計画に関する事項</p> <p>17 災害時における交通輸送計画に関する事項</p> <p>18 災害時における危険物の保安に関する事項</p> <p>19 災害時における有害物質の漏洩の防止に関する事項 有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するために行う、施設の点検、応急措置、関係機関の連絡、環境モニタリング等に関する計画</p>

第16編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

修正前	修正後
<p>20 災害時における犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持に関する事項 災害時において混乱を防止し、社会秩序を維持するため、防犯活動の強化並びに被害の状況に応じた適切な陸上、海上及び航空交通の誘導、禁止、制限等交通の確保に関する計画</p> <p>21 災害時における自衛隊の災害派遣の効率化に関する事項</p> <p>22 災害時における広域応援受入れ体制の整備に関する事項</p> <p>23 海上及び航空災害における捜索に関する事項</p> <p>24 原子力災害に関する事項</p> <p>25 石油等危険物の大量流出による防除に関する事項</p> <p>26 災害時における応急工事に関する事項</p> <p>27 二次災害の防止に関する事項</p> <p>28 ダム、せき、水門等の管理に関する事項</p> <p>29 被災者等に対する相談機能の充実に関する事項</p> <p>30 災害時における高齢者、障害者等の福祉の確保に関する事項</p> <p>31 災害時におけるボランティアの受入れに関する事項</p> <p>32 義援物資、義援金の受入れに関する事項</p>	<p>20 災害時における犯罪の予防・<u>取締り</u>、交通の規制その他社会秩序の維持に関する事項 災害時において混乱を防止し、社会秩序を維持するため、防犯活動<u>及び犯罪の取締り</u>の強化並びに被害の状況に応じた適切な陸上、海上及び航空交通の誘導、禁止、制限等交通の確保に関する計画</p> <p>21 災害時における自衛隊の災害派遣の効率化に関する事項</p> <p>22 災害時における広域応援受入れ体制の整備に関する事項</p> <p>23 海上及び航空災害における捜索に関する事項</p> <p>24 原子力災害に関する事項</p> <p>25 石油等危険物の大量流出による防除に関する事項</p> <p>26 災害時における応急工事に関する事項</p> <p>27 二次災害の防止に関する事項</p> <p>28 ダム、せき、水門等の管理に関する事項</p> <p>29 被災者等に対する相談機能の充実に関する事項</p> <p>30 災害時における高齢者、障害者等の福祉の確保に関する事項</p> <p>31 災害時におけるボランティアの受入れに関する事項</p> <p>32 義援物資、義援金の受入れに関する事項</p>

第16編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

修正前	修正後
<p>第3章 災害復旧・復興に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧・復興の実施の基本方針に関する事項 2 災害復旧・復興上必要な金融その他の資金計画に関する事項 3 借地借家制度の特例の適用に関する事項 罹災都市借地借家臨時措置法の迅速適切な運用に関する計画 4 被災中小企業の振興その他経済復興の支援に関する事項 5 被災者の生活確保, 生活再建等への支援に関する事項 	<p>第3章 災害復旧・復興に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧・復興の実施の基本方針に関する事項 2 災害復旧・復興上必要な金融その他の資金計画に関する事項 3 借地借家制度の特例の適用に関する事項 罹災都市借地借家臨時<u>処理</u>法の迅速適切な運用に関する計画 4 被災中小企業の振興その他経済復興の支援に関する事項 5 被災者の生活確保, 生活再建等への支援に関する事項